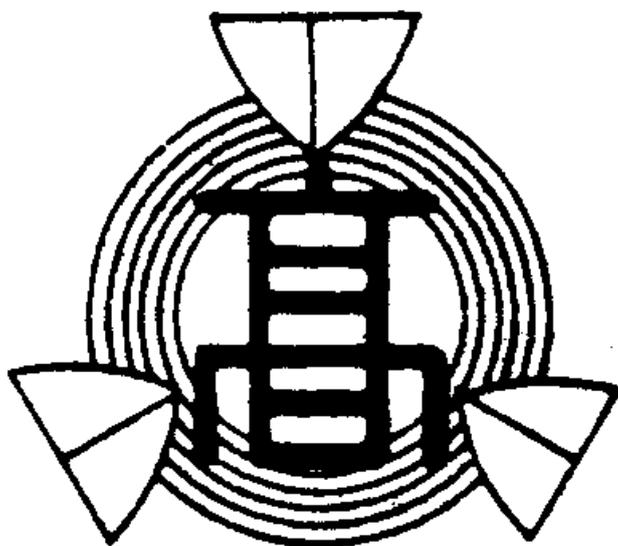


静岡市高危機管理マニュアル (危険等発生時対処要領)



静岡市立高等学校
(令和7年10月改訂版)

目次

1章 マニュアルの基本事項		
1	危機管理マニュアルの目的と位置づけ	1
2	危機管理の基本方針	2
3	危機管理マニュアルの運用方法	2
2章 体制整備と事前の備えについて		
1	学校の状況	5
2	教職員名簿	7
3	教職員の参集基準	10
4	教職員の配備体制	11
5	情報の収集方法	14
6	緊急時の連絡体制	15
7	緊急時持出品・文書等の整理・管理	16
8	備品・備蓄品	17
9	避難計画・防災訓練計画・学校安全教育計画・教職員研修	18
10	施設設備安全点検	21
11	避難所対応	24
3章 災害時の対応について		
(1) 火災対策		
1	火災予防対策	29
2	火災発生時の対応	30
(2) 地震対策		
1	地震対策の基礎知識	32
2	地震災害における教育活動の実施基準 及び 地震発生時の対応	33
3	緊急地震速報の基礎知識 及び 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応	39
(3) 津波対策		
1	津波対策の基礎知識	44
(4) 風水害対策		
1	気象情報の基礎知識	47
2	気象警報、注意報発表時における教育活動実施基準	51
	・ 防災気象情報と避難情報における学校の対応	52
	・ 静岡市立高等学校 タイムライン	53
3	気象警報等が発表された場合（又は発表が予見される場合）	56
4	積乱雲の発生にともなう「竜巻」「雷」「局地的大雨」への対応	58

(5) 原子力災害対策	
1 原子力災害の基礎知識	59
(6) 火山災害対策	
1 火山災害の基礎知識	63
(7) 国民保護対策	
1 国民保護対策の基礎知識	66
2 ミサイル発射後に出される Jアラート警報時の対応	67
(8) その他	
1 大規模停電発生時における学校の対応	69
2 生徒の引き渡し及び待機	69
3 情報セキュリティ実施手順	72
4章 傷病者発生時の対応について	
1 傷病発生時の基本の対応	83
2 頭頸部外傷の防止対策及び発生時の対応	87
3 熱中症の防止対策及び発生時の対応	88
4 食物アレルギー・アナフィラキシーの防止対策及び発生時の対応	95
5章 交通事故発生時の対応について	
1 交通事故発生時の対応	100
2 自転車通学について	100
6章 犯罪被害発生時の対応について	
1 不審者侵入事案の対応	105
2 登下校時の不審者事案	110
3 学校への犯罪予告への対応	112
7章 学校再開について	
1 教育活動の再開に向けた流れ	114
2 心のケア	117

1 章 マニュアルの基本事項

1 危機管理マニュアルの目的と位置づけ

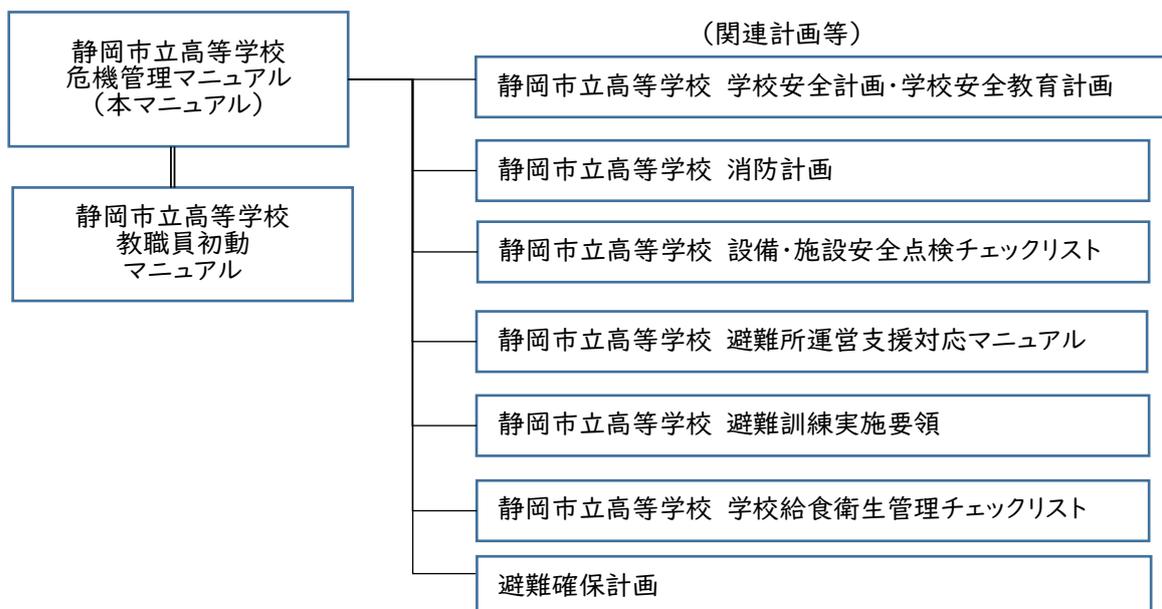
●本マニュアルの目的及び法的根拠

本マニュアルは、本校における事故、加害行為、災害等から生徒及び教職員の安全確保を図ることを目的として、学校保健安全法第29条第1項に定める「危険等発生時対処要領」として作成したものである。

●関連計画との関係

本マニュアルは、本校における学校安全のための各種対応の基本となる事項を定めるとともに、その他の学校安全に関する計画・マニュアル等と常に整合を図りつつ、本校の学校安全を推進するものである。

◎本校における関連計画・マニュアル等との関係



◎本校における学校安全に関する計画等

策定すべき計画計画	根拠となる法令	策定（改訂）時期
危険等発生時対処要領（※本マニュアル）	学校保健安全法第29条第1項	令和7年4月
学校安全計画及び学校安全教育計画書	学校保健安全法第27条	令和7年4月
大規模地震対応防火及び防災計画書	消防法第8条第1項	令和6年8月
学校警備、防火及び防災計画書	消防法第8条第1項	令和7年4月

2 危機管理の基本方針

◎危機管理の基本原則

- 生徒の生命、安全の確保を第一とする。
- 指揮・命令、報告・連絡の徹底を図り、学校全体としての組織的な対応を行う。
- 地域、保護者や関係機関と密接な連携を図り、一体となって対応する。
- 本マニュアルに定めのない事態が発生した場合等は、個々の状況・場面に応じて、この基本原則に則って最も適切と考えられる措置を取るものとする。

◎危機管理の基本方針

- 危機発生に備え、本マニュアルに従って危機管理の体制を整えるとともに、訓練・研修を通じて各自の役割分担や緊急時の対応要領を習熟する。
- 学校の施設設備、地域の実情等を十分に把握し、そこから想定される様々な危機を想定した危機管理体制を構築する。
- 教育委員会、警察・消防等の関係機関、保護者（PTA）、地域住民等との連携を図る。
- 危機の対応に当たっては、生徒や教職員の命を守ることを最優先とし、被害を最小限に抑える。
- 危機が収束した後は、再発防止と教育再開に向けた対策を講じるとともに、被害に遭った生徒や、その保護者等への継続的な支援を行う。

3 危機管理マニュアルの運用方法

◎教職員・関係者等への周知方法

校長は、以下の研修・訓練等を実施することにより、全ての教職員（非常勤職員等の本務職員以外を含む）に対し、本マニュアルに定める事項を周知徹底するとともに、学校安全への意識高揚を図らねばならない。

全ての教職員は、本マニュアルに定める事項を十分に理解し、事故等の未然防止及び発生した場合の自らの役割を習熟するとともに、これを確実に遂行し、学校安全の推進に努める。

周知方法	周知・確認内容
<input type="checkbox"/> 年度当初のマニュアルの読み合わせ研修	<input type="checkbox"/> 本マニュアルに定める事項全般 <input type="checkbox"/> 各教職員の役割
<input type="checkbox"/> 新任・異動職員に対する研修	<input type="checkbox"/> 学校所在地における自然災害リスク <input type="checkbox"/> 発生事象別の避難場所、避難経路
<input type="checkbox"/> 職員会議等における周知	<input type="checkbox"/> 季節（時期）ごとの注意点 <input type="checkbox"/> 他校での事故事例等の共有
<input type="checkbox"/> 異なる発生事象を想定して実施する実働訓練又は 図上訓練での周知	<input type="checkbox"/> 発生事象別の緊急対応手順 <input type="checkbox"/> 発生時の各教職員の役割

◎生徒・保護者への周知方法

校長は、生徒・保護者に対し、本マニュアルに定める事項を周知するものとする。

周知対象	周知方法	周知内容
生徒	<input type="checkbox"/> 新学年開始時のHR活動 <input type="checkbox"/> 各種防災訓練 <input type="checkbox"/> 防災教育の学習 <input type="checkbox"/> 日常のHR活動（特に季節に応じた内容）	<input type="checkbox"/> 想定される事故・災害等 <input type="checkbox"/> 事故・災害等の未然防止、事前の備えとして行うべき事項 <input type="checkbox"/> 事故・災害等の発生時に生徒が取るべき行動
保護者	<input type="checkbox"/> 新入生保護者説明会 <input type="checkbox"/> 入学式後の保護者説明会 <input type="checkbox"/> PTA総会	<input type="checkbox"/> 想定される事故・災害等 <input type="checkbox"/> 事故・災害等の未然防止、事前の備えとして保護者が行うべき行動 <input type="checkbox"/> 事故・災害等の発生時における学校の対応及び保護者が取るべき行動（生徒の引渡し方法など） <input type="checkbox"/> 災害発生における教育活動の実施判断基準

◎防災教育推進のための連絡会議実施内容

地域と連携した防災教育の実施や防災体制の整備等について協議するため、地域（自主防災組織）・市町防災担当課等で構成される「防災教育推進のための連絡会議」を実施する。

実施時期	構成者	協議内容
10月中旬	<input type="checkbox"/> 静岡市 地区支部長、副支部長 <input type="checkbox"/> 上足洗4丁目自治会長（自主防災組織） <input type="checkbox"/> 千代田1～4丁目自治会長（同上）	<input type="checkbox"/> 学校安全計画及び学校危機管理マニュアルに対する関係者からの指導助言 <input type="checkbox"/> 学校と地域が連携した防災訓練の実施 <input type="checkbox"/> 学校が避難所となる場合の対応

◎危機管理マニュアルの保管場所及び教職員への配付方法

本マニュアルは、事故・災害等の発生時に備えて、以下のとおり保管・配付する。

①印刷製本版

保管場所・配布対象	配付対象
<input type="checkbox"/> 校長室	1部
<input type="checkbox"/> 職員室（管理職席の後方）	1部
<input type="checkbox"/> 事務室（事務長席の後方）	1部
<input type="checkbox"/> 各教職員	各1部（概要版の配布）
<input type="checkbox"/> 非常用持出袋（職員室入口）	1部

②電子データ版

保管場所
<input type="checkbox"/> 校内ネットワーク内 教職員共通フォルダ内
<input type="checkbox"/> 校内グーグルドライブ内

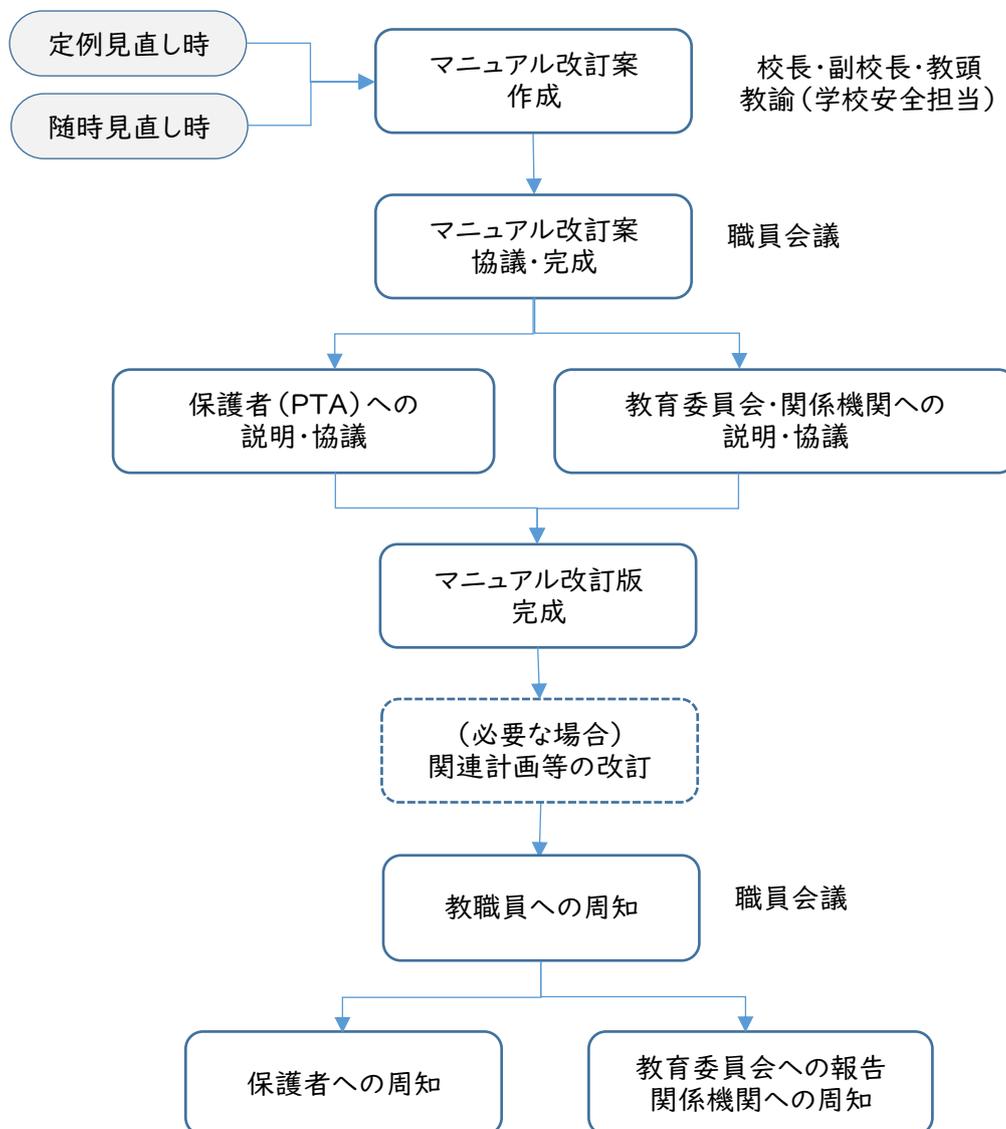
◎危機管理マニュアルの見直しの時期及び内容

本マニュアルは以下のとおり見直しを行い、継続的にこれを改善することで、学校安全の継続的な向上を図る。

定例見直し	随時見直し
<input type="checkbox"/> 毎年度当初及び人事異動があったとき <input type="checkbox"/> 各種訓練・研修会等を実施した後 <input type="checkbox"/> 防災教育推進のための連絡会議において関係機関と協議したとき	<input type="checkbox"/> 静岡市の地域防災計画等の改訂があったとき <input type="checkbox"/> 各種ハザードマップの改訂があったとき <input type="checkbox"/> 教育委員会からの通知に基づく改訂を入手したとき <input type="checkbox"/> 先進学校の情報、その他マニュアルの見直し・改善に役立つ情報を入手したとき <input type="checkbox"/> 他校等含め、事故等が発生したとき

◎危機管理マニュアルの見直しの手順

※学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン（文部科学省）



2章 体制整備と事前の備えについて

1 学校の状況

◎地域・学校・生徒の現状

区分	項目		内容				
学校所在地の特徴	住所	静岡県静岡市葵区千代田三丁目1番1号					
	海抜	12m					
	海岸からの距離	6 km					
	近隣の河川	巴川					
	周辺の地形	泥砂礫質地盤					
学校の被害想定	最大震度	震度6強					
	津波浸水	該当しない					
	液状化	発生の可能性が高い					
	土砂災害（警戒区域等の指定）	該当しない					
	洪水浸水（想定区域等の指定）	該当しない					
	原子力発電所との位置関係	該当しない					
	火山避難対象エリア	該当しない					
その他の被害	該当しない						
生徒の状況	生徒数（全） （人）	区分	1年	2年	3年	計	
		普通科					
		科学探究科					
通学範囲	居住市町	東端					
		西端					
		南端（沿岸）					
		北端					
		通学方法（人）	徒歩	自転車	電車	バス	その他
	支援を要する生徒等						

◎地域住民と本校（本校の避難所態勢）

(1) 避難者の収容場所

- ・予知情報発表から発災までは原則グラウンド（一次避難地）
- ・発災後は体育館、格技場、鴻志会館（避難所）
- ・本館、教室、職員室、事務室、会議室、視聴覚ホール等は開放しない。

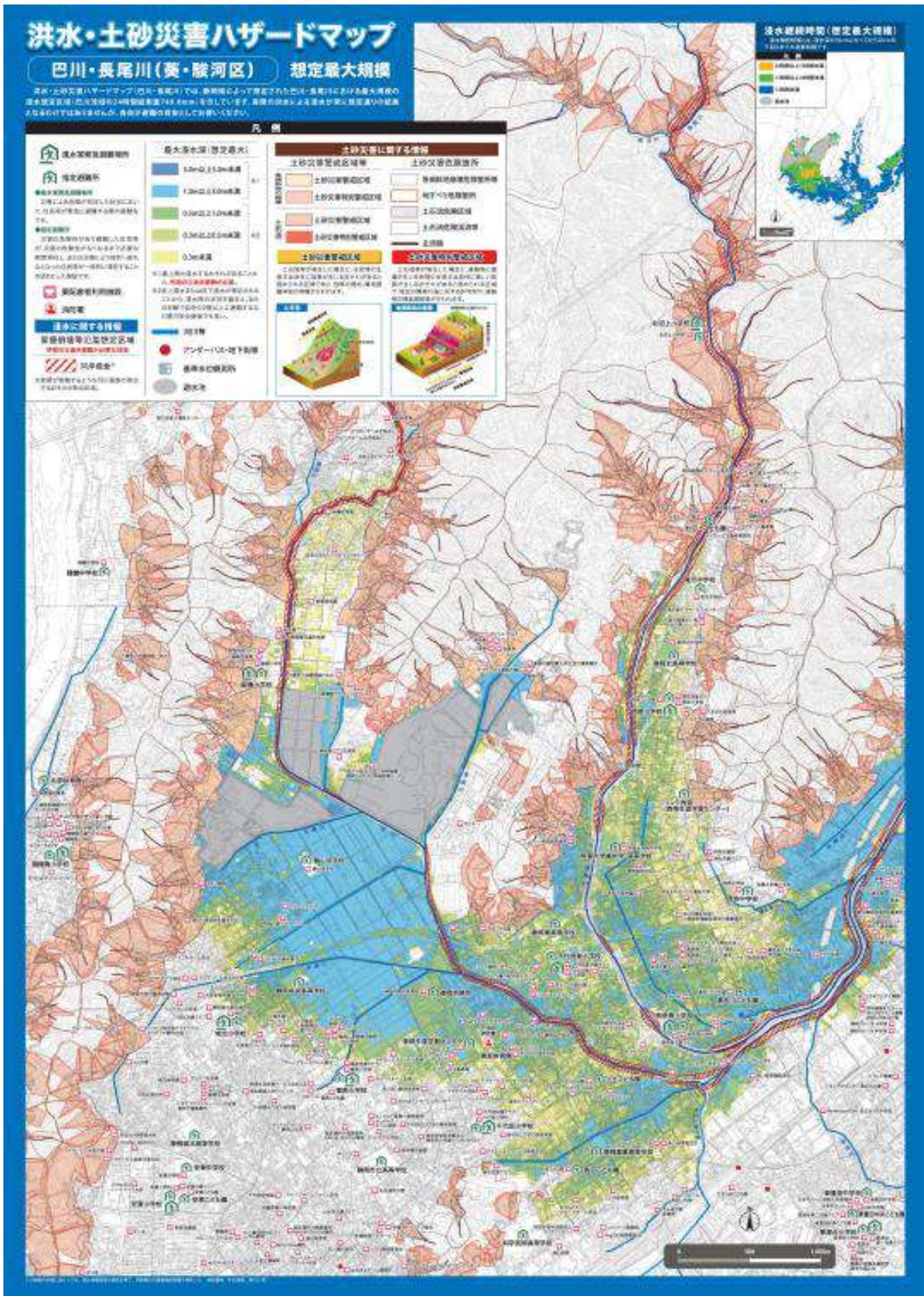
(2) 本校生徒（帰宅困難者）の収容場所

- ・校舎内各教室、視聴覚ホール、多目的ホール、図書室等

(3) 非常用貯水槽（建築物飲料水貯水槽）

1人あたり1日3リットル換算で、1万人3日分の飲料水を常時貯水

●ハザードマップ



2 教職員名簿

◎教職員名簿(※は再任用、()付は休業中)

指揮命令 順位	班名	職名	氏名	応急対策 要員	勤務時間外への対応	緊急連絡先
					本校への参集基準	
1	対策本部					
2	対策本部					
3	対策本部					
	対策本部					
	応急救護班					
	応急救護班					
	搬入搬出班					
	通報連絡班					
	安全防護班					
	安全防護班					
	通報連絡班					
	通報連絡班					
	初期消火班					
	安全防護班					
	応急救護班					
	初期消火班					
	避難誘導班					
	通報連絡班					
	応急救護班					
	搬入搬出班					
	搬入搬出班					
	搬入搬出班					
	通報連絡班					
	安全防護班					
4	避難誘導班					
	搬入搬出班					
	初期消火班					
	安全防護班					
	安全防護班					
	安全防護班					

指揮命令 順位	班名	職名	氏名	応急対策 要員	勤務時間外への対応	緊急連絡先
					本校への参集基準	
	搬入搬出班					
	初期消火班					
	安全防護班					
	初期消火班					
	搬入搬出班					
	初期消火班					
	通報連絡班					
	初期消火班					
	搬入搬出班					
	検査整備班					
	安全防護班					
	安全防護班					
	検査整備班					
	検査整備班					
	検査整備班					
5	避難誘導班					
	初期消火班					
	応急救護班					
	通報連絡班					
	初期消火班					
	通報連絡班					
	応急救護班					
	初期消火班					
	応急救護班					
	応急救護班					
	避難誘導班					
	通報連絡班					
	通報連絡班					

3 教職員の参集基準

◎勤務時間外における災害発生時の参集基準

夜間休日等の勤務時間外に災害等が発生した場合に、学校施設の被害状況や教育活動実施の可否等の判断のため、災害等のレベルに応じた緊急時の非常参集体制を下記のとおりとする。

状 況		応急対策要員	その他の職員	
地震	突発地震	学校が所在する地域で震度4以下の地震が発生したとき	安全に留意し、連絡が取れる状態を確保	安全に留意し、連絡が取れる状態を確保
		学校が所在する地域で震度5弱又は5強の地震が発生したとき	所属校へ参集	安全に留意し、連絡が取れる状態を確保
		学校が所在する地域で震度6弱以上の地震が発生したとき	所属校へ参集	所属校へ参集
	南海トラフ地震臨時情報	「調査中」が発表されたとき	安全に留意し、連絡が取れる状態を確保	安全に留意し、連絡が取れる状態を確保
		「巨大地震注意」が発表されたとき	校長等の指示により参集	
		「巨大地震警戒」が発表されたとき	安全に留意し、連絡が取れる状態を確保	
		「調査終了」が発表されたとき	安全に留意し、連絡が取れる状態を確保	
風水害	警戒レベル3相当 (大雨警報 洪水警報 氾濫警戒情報)	安全に留意し、連絡が取れる状態を確保	安全に留意し、連絡が取れる状態を確保	
	警戒レベル4以上 (校区内の地区に避難情報(例:避難指示)発令)	避難安全確保後に 校長の指示により参集	避難安全確保後に、連絡が取れる状態を確保	

※ 各学校、生徒の実情及び周辺の状況を踏まえた検討が必要 **※ 自らの身の安全の確保を優先すること**

●安全確保等の優先

参集先は所属校を基本とする。なお、参集連絡があった場合でも自らの安全を最優先し、無理な参集は避け、周囲及び参集先経路等の安全確認後に可能な限り参集すること。

◎非常参集時の持ち物

動きやすい服装、運動靴とする。季節に合わせて防寒具等も準備する。また、数日間勤務に当たることを想定した持ち物を準備しておく

<input type="checkbox"/> 身分証明書	<input type="checkbox"/> 携帯電話、スマートフォン	<input type="checkbox"/> 携帯充電器	<input type="checkbox"/> 携帯ラジオ	<input type="checkbox"/> 携帯できる食料	<input type="checkbox"/> 飲料水	<input type="checkbox"/> 現金(小銭)
<input type="checkbox"/> 笛(ホイッスル)	<input type="checkbox"/> 小型のライト	<input type="checkbox"/> マスク	<input type="checkbox"/> 着替え	<input type="checkbox"/> メモ・筆記用具	<input type="checkbox"/> モバイルバッテリー	<input type="checkbox"/> ヘルメット
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> メガホン

●指揮命令系統

事故・災害等発生時の指揮命令系統及び指揮命令者の順位は、教職員名簿の「指揮命令順位」とし、上位者が不在の場合には代理を務めることとする。

なお、事故・災害等発生時に校長不在の場合には、代理者から事故・災害に関する情報を迅速に校長に伝達することとし、校長は自らの所在を明らかにする。

◎勤務時間外に参集した場合等の対応

<input type="checkbox"/> 災害対策本部開設	<input type="checkbox"/> 地震や被害に関する情報収集	<input type="checkbox"/> 必要に応じて被害状況を教育委員会に報告	<input type="checkbox"/> 生徒・教職員の安否確認
<input type="checkbox"/> 施設の安全点検	<input type="checkbox"/> 学校周辺交通状況の確認	<input type="checkbox"/> 電気、水道等のライフラインの確認	
<input type="checkbox"/> 授業等実施の判断	→ 生徒・保護者・教職員への連絡		
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 避難者対応の支援(学校が避難所となった場合)		

4 教職員の配備体制

◎平常時の危機管理体制

- 1 防火・防災管理委員会 兼 危機管理委員会(災害・事故等対策本部)構成表

委員長	校長	新家 輝男(管理権原者)
副委員長	副校長	佐野 仁彦
	教頭	京田 慎一(防火・防災管理者、兼統括管理者 [自衛消防隊長])
	事務長	加納多佳子
委員		各分掌課長(自衛消防隊の班長)

- 2 自衛消防隊の構成と任務(◎印 班長)

通報連絡班…情報の収集・伝達、防災関係機関との連絡、記録等
◎情報課長、情報課、研修課、横田

避難誘導班…避難経路の確保、誘導、生徒掌握、生徒引渡対応等
◎総務課長、総務課、生徒課、授業担当者

初期消火班…初期消火、被害状況確認、二次被害の防止、防犯巡回等
◎生徒課長、生徒課、総務課

搬入搬出班…非常持ち出し品・重要書類・鍵等の搬出等
◎教務課長、教務課

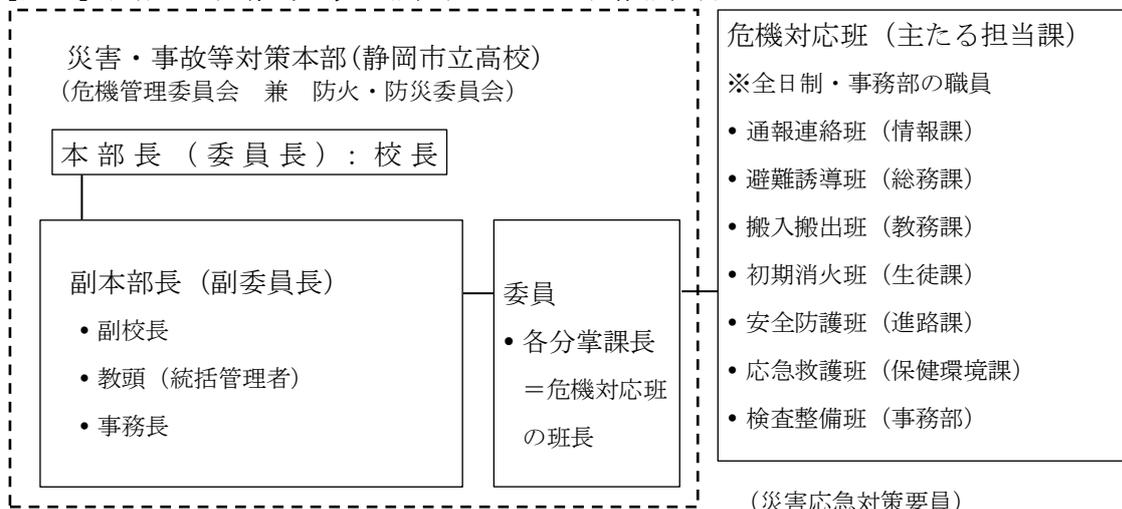
安全防護班…被害の確認、安全確保、危険防止措置、トイレ・ゴミの管理等
◎進路課長、進路課

応急救護班…負傷者の確認・手当・通報・搬送、応急救護所の設置
◎保健環境課長、保健環境課、図書課、教育相談室

検査整備班…建築物、ガス・電気機器、化学薬品、消火器、プール用水等の防災・被害状況検査
◎事務長、事務部、理数科長、理科主任、実習助手

- 3 災害応急対策要員(学校近隣居住教職員)※沓谷・上足洗・竜南・北安東 居住の方を対象
木村 才一、佐野奈津美、長谷川千夏、井出 悠斗、久保池洋介、長嶋 千晶、
小野田 恵、曲田 澄子、片山 拓

【図1】組織 ※危機対応班＝消防法における自衛消防隊



4 災害・事故対策本部の役割

- ・平時は、危機管理委員会及び防火・防災管理委員会として学校の防災・防犯対策全般について検討する。
- ・災害や事故等が発生した場合には、緊急招集される。

5 災害応急対策要員の役割

- ・主に学校近隣に住む教職員で構成される（年度ごとに依頼）。
- ・勤務時間外に以下の災害等が発生した場合は、学校に出勤して対応に当たる。
 - ア 静岡市に震度5弱の突発地震が起こり、本部長から召集の指示があった場合
 - イ 静岡市に震度5強以上の突発地震が起こった場合
 - ウ 巨大地震警戒又は巨大地震注意が発令され、本部長から召集の指示があった場合
 - エ その他本部長が召集が必要と判断した場合。

6 危機対応班の組織と役割

- ・危機対応班は、分掌課ごとに役割をあてる。
- ・危機対応班の班長は、各分掌の課長が務める。ただし、複数の分掌による合同班の場合は、◎印の分掌課長が班長を務める。
- ・状況においては、表1に記載されていない課も支援にまわる。

◎事故・災害発生時の体制（本部及び危機対応班の構成と任務）※◎は班長。班名は消防法における呼称

危機対応班	担当課 (課長=班長)	係	活動内容
災害・事故等 対策本部 (指揮班)	校長	本部長	応急対応の決定
	副校長	副本部長 (報道対応)	本部長の補佐、職員のサービス管理・掌握、報道機関等への対応等
	教頭	統括管理者	各危機対応班の統括
	事務長	行政対応	市教委・市災害対策本部・消防・警察・自衛隊・県・自主防災組織との対応
通報連絡班 (情報)	◎情報課 研修課 事務室担当者	校内通報連絡係	校内各班との連絡・情報の整理 生徒・保護者・避難所への情報伝達
		対外情報収集係	ニュース・気象・災害・交通情報等の収集
		記録係	災害対応の記録(写真撮影・時系列メモ等)
避難誘導班 (保護者対応)	◎総務課 生徒課	生徒対応係	生徒の状況確認と本部への報告
			災害時の安全な避難経路を確認しての誘導 安否不明生徒の把握と本部への報告
		保護者対応係	PTA・同窓会等対応
			生徒引き渡しの対応 生徒安否情報の提供(情報班と協力)
搬入搬出班	◎教務課	※終了後検査 整備班と合流	非常持ち出し品・重要書類・鍵等の搬出
			応急復旧に必要な資材調達
初期消火班 (安全点検)	◎生徒課 総務課	※安全防护班と 協力	初期消火・被害状況確認、二次被害の防止
			救急活動の支援(救護班と協力)
			校内の防犯巡回等
安全防护班 (応急復旧)	◎進路課	※初期消火班・ 検査整備班と協 力	危険箇所の立入禁止措置・表示・危険防止 措置・転倒備品等の復旧
			避難場所の安全確認
			非開放区域の表示・管理
			トイレ・ゴミの管理 学校周辺地域の安全確認
応急救護班	◎保健環境課 図書課	救護係	負傷者の確認・通報・応急手当・搬送
			応急救護所の設置 関係医療機関との連携
検査整備班	◎事務部長 数科長 実習助手 ※化学薬品の確 認には、理科主 任も立ち会う	建築物等検査係	建築物の防災検査・被災状況検査
		火気使用施設 検査係	ガス設備、湯沸かし器・ストーブ等火気使 用施設の防災検査・被災状況検査
		電気設備検査係	電気機器災害予防管理・被災状況検査
		危険物等検査係	化学薬品等の安全管理・被災状況検査
		消火設備点検 整備係	消火栓・消火器・プール用水の管理・被災 状況検査

5 情報の収集方法

<p>災害関連情報 (NHK)</p>	<p>台風情報 (気象庁)</p>	<p>警報・注意報 (気象庁)</p>	<p>土砂災害危険度分布 (気象庁)</p>
			
<p>洪水危険度分布 (気象庁)</p>	<p>浸水害危険度分布 (気象庁)</p>	<p>雨量情報 (静岡県土木防災情報)</p>	<p>キキクル (気象庁)</p>
			
<p>静岡県GIS (静岡県)</p>	<p>重ねるハザードマップ (国土地理院)</p>	<p>運行状況 (JR東海)</p>	<p>静岡県総合防災アプリ (静岡県)</p>
			
<p>富士山ハザードマップ</p>			
			

6 緊急時の連絡体制

◎関係機関連絡先

関係機関		電話	F A X	備考（メールアドレス等）
県 教育 委員	教育施設課			
	高校教育課			
	特別支援教育課			
	健康体育課			
近 隣 校	静岡高校			
	静岡東高校			
	静岡城北高校			
	静岡中央高校			
行 政 ・ 警 察 ・ 消 防	市教委教育総務課			
	市役所危機管理課			
	静岡県警察本部			
	静岡中央警察署			
	沓谷交番			
	千代田消防署			
	上下水道局水道部水質管理課			
医 療 機 関	県立総合病院			
	市立静岡病院			
	済生会総合病院			
	まつとみクリニック			
	静岡駅前トラベルクリニック			
	下山眼科クリニック			
	伊藤医院			
	フタバ歯科			
	浜本整形外科			
	石川薬局小鹿店			
業 者	全日警管制センター			
	中部電気保安協会			
	シズデン㈱			
	出光工業㈱			
	鈴与技研㈱			
	静岡ガス㈱静岡支社			
	千代田タクシー㈱			
※	学校防災無線			

◎保護者への緊急連絡・通信手段

保護者への緊急連絡は以下の方法で行う。なお、緊急時の連絡について、年度当初に保護者に伝達する。

通信手段	説明・留意事項
一斉メール配信 (Classi)	
学校 HP	
災害用伝言ダイヤル (171)・災害用伝言 (web171)	

◎教職員の緊急連絡・通信手段

教職員の緊急連絡は、一斉メール配信又は電話連絡網を用いる。ただし、災害状況によりこちらの手段が利用できない場合は、災害用伝言ダイヤル (171)、災害用伝言板 (Web171) を活用する。

通信手段	説明・留意事項
一斉メール配信 (Classi)	

7 緊急時持出品・文書等の整理・管理

- ・避難する際の緊急時持出品は以下のとおりとする。すぐに持ち出せるよう持ち出し品袋にまとめ、「中央館 2F 西教室 3」に備える（個人情報を含むため、管理を厳重にすること）。
- ・保健室に、医薬品・救急用品セットを備える。避難の際には、養護教諭が持ち出すこととする。

◎緊急時持出品

区分	内容
避難に用いる物品	<input type="checkbox"/> 危機管理マニュアル <input type="checkbox"/> 懐中電灯、ヘッドランプ <input type="checkbox"/> ヘルメット <input type="checkbox"/> 携帯型ラジオ <input type="checkbox"/> ハンドマイク、ホイッスル <input type="checkbox"/> 電池 等
応急手当に用いる物品	<input type="checkbox"/> 救急用品セット（ハサミ、ピンセット、消毒液、滅菌綿棒、絆創膏、滅菌ガーゼ、サージカルテープ、三角巾 等）
名簿・各種連絡先	<input type="checkbox"/> 児童緊急連絡用名簿 <input type="checkbox"/> 引渡しカード <input type="checkbox"/> 関係機関の緊急連絡先一覧 等
各種図面	<input type="checkbox"/> 各種防災設備の配置図 <input type="checkbox"/> 校内地図、図面（電気配線図など） 等
各種様式	<input type="checkbox"/> 行方不明者記入様式（生徒・教職員） <input type="checkbox"/> 事件・事故・災害等発生時の記録用紙 等
重要書類	<input type="checkbox"/> 指導要録、公印、通帳 等

●緊急時持出品の担当者順位

順位①	順位②	順位③
副校長：	教頭：	事務長：

◎各学級緊急時持出品

- ・各学級には、以下の物品を入れた「緊急時持出袋」を配置する。
- ・毎年度初めに各学級担任は内容物を確認の上、必要に応じて更新する。

区分	内容
学級用緊急時持出袋	<input type="checkbox"/> 危機管理マニュアル <input type="checkbox"/> クラス名簿 <input type="checkbox"/> ヘルメット

8 備品・備蓄品

◎備品・備蓄一覧（※保管場所：西教室3）

品目	生徒1人当り	消費期限	品目	生徒1人当り	消費期限

【参考】必要な物資

区分	品名等		
頭部を保護するもの	<input type="checkbox"/> 防災頭巾	<input type="checkbox"/> ヘルメット	
停電時に役立つもの	<input type="checkbox"/> ハンドマイク <input type="checkbox"/> 電池式ランタン <input type="checkbox"/> 発電機	<input type="checkbox"/> ホイッスル <input type="checkbox"/> ヘッドライト <input type="checkbox"/> 投光器	<input type="checkbox"/> 懐中電灯・ヘッドランプ <input type="checkbox"/> 携帯充電器・モバイルバッテリー <input type="checkbox"/> ガソリン・灯油
救助に役立つもの	<input type="checkbox"/> バール	<input type="checkbox"/> ジャッキ	
情報収集に役立つもの	<input type="checkbox"/> スマートフォン <input type="checkbox"/> 衛星携帯電話	<input type="checkbox"/> ラジオ <input type="checkbox"/> トランシーバー	<input type="checkbox"/> 乾電池 <input type="checkbox"/> カメラ
生活に役立つもの	<input type="checkbox"/> 飲料水 <input type="checkbox"/> 毛布・寝袋 <input type="checkbox"/> ビニールシート <input type="checkbox"/> 使い捨てカイロ <input type="checkbox"/> 衛生用品 <input type="checkbox"/> 古新聞 <input type="checkbox"/> ビニール袋	<input type="checkbox"/> 食料 <input type="checkbox"/> テント <input type="checkbox"/> バケツ <input type="checkbox"/> 電子ライター <input type="checkbox"/> 紙コップ <input type="checkbox"/> 水 <input type="checkbox"/> ラップ	<input type="checkbox"/> 卓上コンロ <input type="checkbox"/> 簡易トイレ <input type="checkbox"/> 暖房器具 <input type="checkbox"/> タオル <input type="checkbox"/> 紙皿 <input type="checkbox"/> 段ボール
救護に役立つもの	<input type="checkbox"/> AED <input type="checkbox"/> 懐中電灯 <input type="checkbox"/> マスク	<input type="checkbox"/> 医薬品類 <input type="checkbox"/> ガーゼ・包帯 <input type="checkbox"/> アルコール	<input type="checkbox"/> 携帯救急セット <input type="checkbox"/> 副木 <input type="checkbox"/> 担架

9 避難計画・防災訓練計画・学校安全教育計画・教職員研修

◎本校における訓練・学校安全教育計画

実施日	内 容
5月12日	交通安全協会の指導員を招いた交通安全教室を実施
6月30日	地震発生を想定した避難訓練を実施
11月10日	火災発生を想定した避難訓練を実施
11月30日	静岡県総合防災訓練や地域防災訓練への生徒の参加
1月19日	心肺蘇生法（AED）の講習会を実施

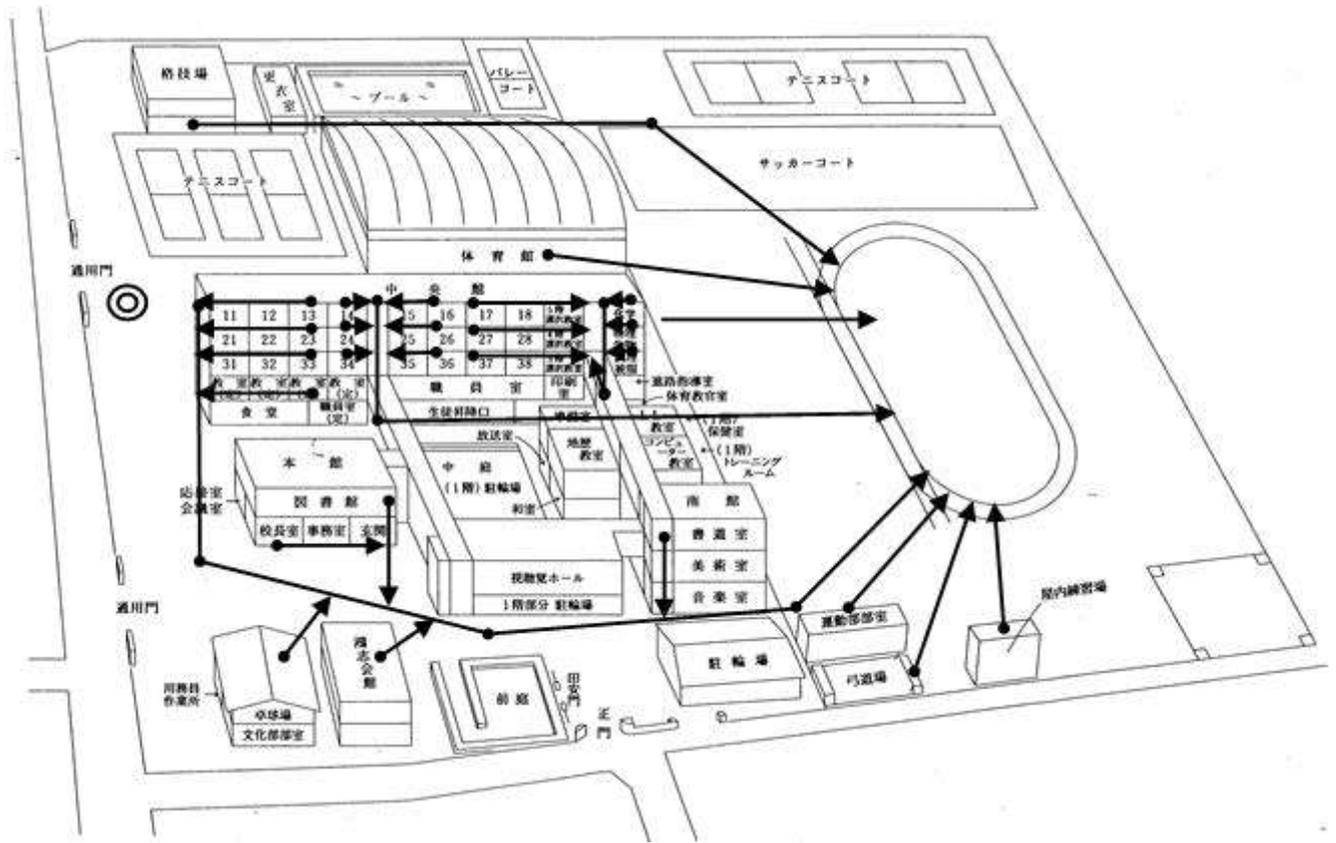
●教職員研修

学校安全を推進し、生徒等や教職員の安全を確保する上では、教職員が必要な知識や技能を身につけることが不可欠であるため、研修・訓練等を計画的に実施する。

◎教職員研修計画

実施日	内 容
5月24日	危機管理マニュアル読み合わせ（災害リスクの把握、災害時の避難経路の確認等）
6月30日	避難訓練の実施
7月17日	エピペンの使用方法訓練
11月30日	地域防災訓練への参加
1月19日	AEDの使用法訓練
未定	不審者対応訓練

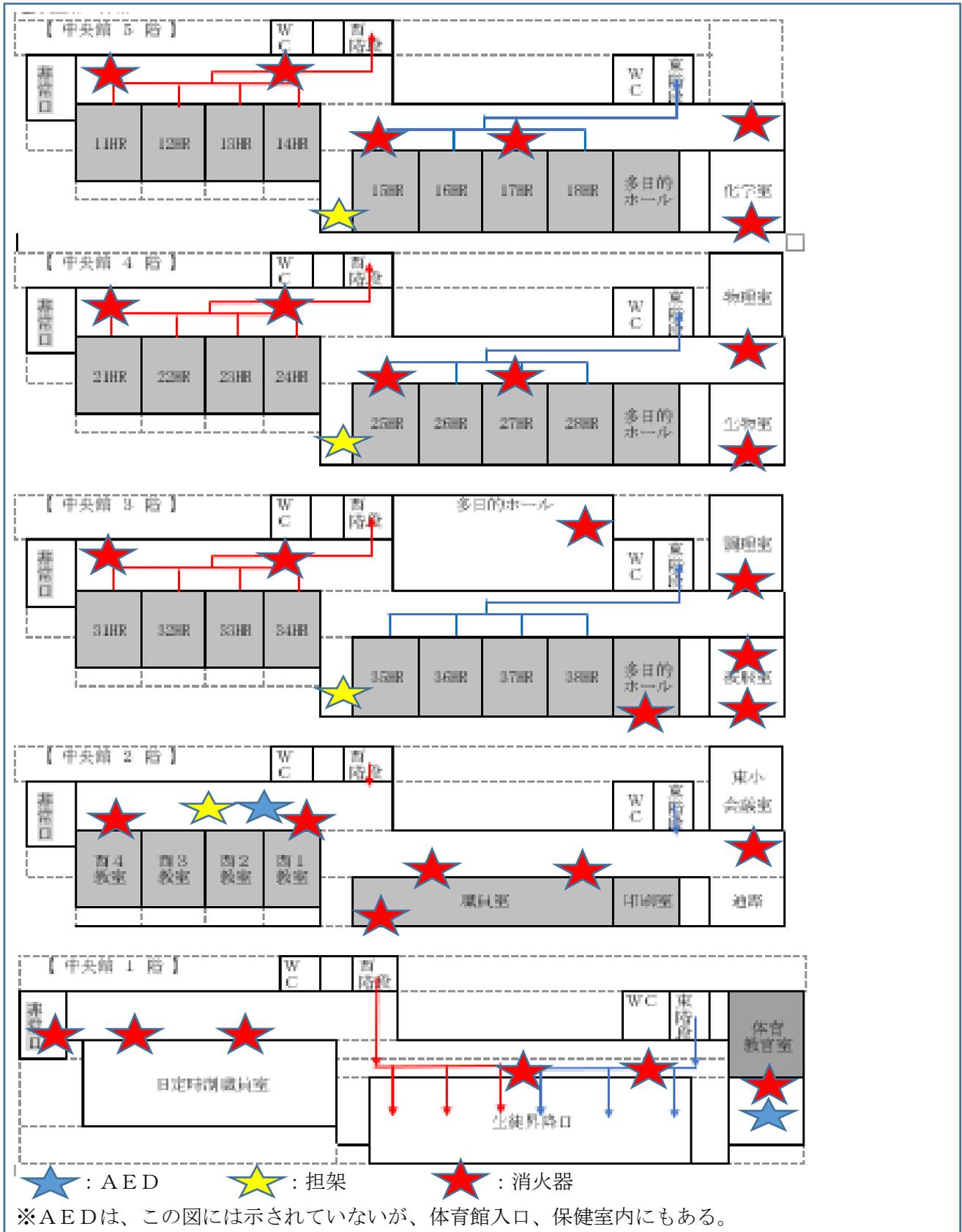
◎避難経路図



◎学校周辺地図



◎避難経路図



- ・生徒は、各階の「西階段」「東階段」から避難する。
- ・避難誘導は、教職員が行う。
- ・図書館からは、階段を降りて1階の事務室前の出入口から避難する。

10 施設設備安全点検

●危険箇所の把握

安全点検等の対象施設・設備等、実施時期、様式、担当は以下のとおりとする。なお、異常を発見した場合は様式への記入に加え、写真や簡単な図等を追加しておく。

◎施設設備安全点検実施体制

点検	点検時期・対象	責任者
定期点検	校内施設・設備 校内の避難経路・避難場所 ※ 毎学期点検対象：非構造部材の劣化状況、 ・教室等の安全点検表 ・プールの安全点検表 ・校地の安全点検表 ・避難経路・避難場所の安全点検表 ・体育用具の点検表 → 安全点検集計表で集計 ※荷物棚等が固定され、落下の恐れがないか要確認	全教職員 (防火責任者)
	家具の耐震性の点検 ※ 年1回実施	
	校地周辺・通学路 校外の避難経路・避難場所 ※ 全て毎学期実施対象	
臨時点検	学校行事前後（校内施設・設備）	
	災害時（校内施設・設備）	
日常点検	通常の授業日（授業で使用する施設・設備）	

【参考】学校保健安全法施行規則で定める3種類の安全点検

種類	具体例	対象	法的根拠
定期点検	<input type="checkbox"/> 毎学期1回以上 <input type="checkbox"/> 計画的に、また教職員全員が組織的に実施	<input type="checkbox"/> 生徒等が使用する施設・設備及び防火、防災、防犯に関する設備等	学校保健安全法施行規則第28条第1項 毎学期1回以上、生徒等が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行わなければならない。
	<input type="checkbox"/> 毎月1回 <input type="checkbox"/> 計画的に、また教職員全員が組織的に実施	<input type="checkbox"/> 生徒等が多く使用する校地、教室、特別教室、廊下、昇降口、階段、便所、手洗い場、ベランダ、屋上等	
臨時点検	<input type="checkbox"/> 体育祭、文化祭等の学校行事の前後 <input type="checkbox"/> 暴風雨、地震、近隣で火災等の災害時 <input type="checkbox"/> 近隣で危害のおそれのある犯罪（侵入や放火など）等の発生時	<input type="checkbox"/> 必要に応じて設定	同第28条第2項 必要があるときは、臨時に安全点検を行う。
日常点検	<input type="checkbox"/> 毎授業日	<input type="checkbox"/> 生徒等が最も多く活動を行うと思われる箇所	同第29条 設備等について日常的な点検を行い、環境の安全の確保を図らなければならない。

【参考】避難経路・避難場所の点検

点検の観点	
<input type="checkbox"/>	分かりやすい案内や表示があるか
<input type="checkbox"/>	避難経路に障害物がないか
<input type="checkbox"/>	災害の種類、状況に対応した複数の避難経路と避難場所が確保されているか
<input type="checkbox"/>	生徒等の発達段階や地域の自然的環境・社会的環境を踏まえているか
<input type="checkbox"/>	近隣住民や帰宅困難者の避難を想定しているか
<input type="checkbox"/>	実地見分を行っているか
<input type="checkbox"/>	学校等の定めた避難経路、避難場所を生徒等や保護者に周知しているか

※学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き（文部科学省）

【参考】非構造部材の点検

教職員の点検項目	
天井	<input type="checkbox"/> 天井材（仕上げボード）に破損等の異常は見当たらないか
照明器具	<input type="checkbox"/> 照明器具に変形、腐食等の異常は見当たらないか
窓ガラス	<input type="checkbox"/> 窓ガラスにひび割れ等の異常はないか
	<input type="checkbox"/> 開閉可能な窓の鍵はかかっているか
外壁（外装材）	<input type="checkbox"/> 外壁にひび割れ等の異常は見当たらないか
収納棚等	<input type="checkbox"/> 書庫等は取付金物で壁や床に固定しているか

※学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き（文部科学省）

●ヒヤリ・ハット、気付き報告（教職員、生徒、保護者、地域等）

学校生活を送る中で、あるいは教育環境や教育活動全般において、以下のような事態が発生した場合には、事故報告書や「ヒヤリ・ハット、気付き報告様式」を用いて報告し、必要に応じて修理等対策を講じる。なお、報告者は教職員だけでなく、生徒、保護者、地域住民、関係者等を含むものとし、情報を受け取った教職員は代理で様式に記録する。

<input type="checkbox"/>	事故や怪我には至っていないが「ヒヤリ」とした体験をした。
<input type="checkbox"/>	潜在的なリスクに気づいた。

ヒヤリ・ハット、気付き報告様式	
報告者	<input type="checkbox"/> 教職員 <input type="checkbox"/> 生徒 <input type="checkbox"/> 保護者 <input type="checkbox"/> 地域住民
	<input type="checkbox"/> 関係機関（ ）
	報告者名（代理報告者名）
発生日時	年 月 日（ ） 時 分頃
発生場所	
事象・気付きの内容	
事象・気付きに対する措置	

●危険箇所の分析・管理

把握した危険箇所について、校内にて対応可能なものは速やかに改善措置を取り、その旨記録する。
校内のみでの対応が困難なものについては、以下の方針で分析・対策・管理する。

- 危険箇所をそのままにした場合に起こりうる事故・被害を具体的に想定する。
- 想定結果が重大なものから優先的に対応を取る。

●事故報告書の提出

事件事故が発生した場合は、生徒事故報告書を県教育委員会に報告する。また「学校事故対応に関する指針（文部科学省）」を参考に適切に事故対応すること。

様式第9号(第7条の2関係)(用紙 日本産業規格 A4 縦型)

生徒事故報告書

〇〇〇第〇〇〇号
令和 年 月 日

静岡市教育委員会 様

静岡市立高等学校長

生徒に事故があったので次のとおり報告します。

1 事 故 名	
2 生 徒 学 年 氏 名	
3 日 時	
4 場 所	
5 原 因	
6 学校のとった処置	
7 そ の 他	

11 避難所対応

(1) 千代田地区・竜南地区の避難地等

	千代田地区(約 6,500 世帯)	竜南地区(約 5,000 世帯)
	千代田 5,6,7 丁目、東千代田 3 丁目、沓谷 2,3,4,5,6 丁目、長沼 2,3,4,5 区、長沼 1,2,3 丁目、上土立町、上土団地、古庄	北安東 1 丁目、2 丁目 1 区、5 丁目 1・2 区、上足洗 3,4 丁目、千代田 1,2,3,4 丁目、竜南
1 次避難地	本校(校庭)、千代田小、沓谷第 1 公園、陸軍墓地、東海短大、静岡農業高、沓谷東公園、護国神社、科学技術高、	本校(校庭)、竜南小、竜南雨坪公園、
避難所	千代田小、長沼保育園、静岡農業高、上土保育園、東部生涯学習センター、科学技術高	本校(体育館、格技場、鴻志会館)、竜南小
給水拠点 (○印は 100 トン貯水槽)	千代田小(○)、静岡農業高、沓谷東公園(○)	本校(○)、竜南小
救護所	千代田小	竜南小
生活必需品の備蓄	千代田小	竜南小

(2) 本校の避難所施設

ア 一般避難者の収容場所

- ・臨時情報発令から発災までは原則グラウンド(一次避難地)
- ・発災後は体育館、格技場、鴻志会館(避難所)
- ・本館、教室、職員室、事務室、会議室、視聴覚ホール等は開放しない。

イ 本校生徒(帰宅困難者)の収容場所

- ・校舎内各教室、視聴覚ホール、多目的ホール、図書室等

ウ 収容施設の概要(参考 静岡市地域防災計画資料編 令和 5 年 4 月)

施設名称	利用可能面積	収容対象	収容可能人数	耐震ランク
体育館	1,632 m ²	一般地域住民	544 人	Ia
格技場	622 m ²	一般地域住民	206 人	Ia
鴻志会館(生活館)	398 m ²	災害弱者	130 人	Ia

※ 耐震ランク Ia=静岡県独自の耐震基準で、耐震性能が優れている建物。東海地震クラスの地震が発生した時であっても、軽微な被害にとどまり、地震後も建物を継続して使用できる。

(3) 本校の避難所運営支援における基本方針

- ・本校職員は、生徒の避難・安全確保を第一としつつも、静岡市役所・周辺自治会・自主防災組織等と連携し、避難所立ち上げの中核として行動する。
- ・本校職員は、避難所の安全確認、施設・備品の管理とその運営支援を主とする。
- ・避難所運営の支援には全職員で当たる。
- ・避難所立ち上げ後は、避難者による自治組織形成を支援し、行政担当者及び自治組織による運営管理に移行させる。

(4) 避難所立ち上げ時の注意

ア 避難所開設準備

(ア) 開放区域の安全確認（初期消火班、安全防護班、検査整備班）

- 開放区域（体育館・格技場・鴻志会館）の安全点検・確認

(イ) 開放区域の明示（通報連絡班）

- 開放区域周辺の案内の表示
- 一般避難民立入禁止区域の表示
- 危険箇所等の表示

イ 避難民の誘導（避難誘導班、搬入搬出班、応急救護班）

- 駐車場周辺の交通整理（生徒引き渡し業務と平行して）
- 各開放施設への避難民の誘導

(5) 避難所の運営支援

- 避難所立ち上げ後は、可能な限り早い時期に、避難者自身による避難所自主運営組織を立ち上げられるように支援する。
- 学校は、施設の管理と学校再開に向けての準備に移行する。

※ 以降の避難所運営については、以下のパンフレットを参考のこと

「避難所運営マニュアル」静岡県 平成 30 年 3 月

<https://www.pref.shizuoka.jp/bousai/e-quakes/shiraberu/hinan/documents/manual-honbun.pdf>

(6) 避難所運営に関する避難所利用者、自主防災組織等との基本的な役割分担は以下のとおりとする。

組織等	役割
避難所運営組織 (避難所利用者による)	• 避難所の運営主体 • 地域のマニュアル等に基づく避難所立ち上げ後は、自主防災組織等から速やかに運営を引き継ぎ、利用者全員をメンバーとする「避難所運営組織」を立ち上げる。
自主防災組織 (地元自治会)	• 避難所立ち上げを主導する（適宜、「避難所運営組織」に体制を移行する）。 • 避難所や地域住民への情報伝達 • 在宅避難者の把握及び支援 • 地域全体の防火・防犯活動
避難所施設管理者 (学校等)	• 市町職員と連携し、施設・設備の被害状況や安全性の確認 • 施設管理 • 避難所の運営支援（主に施設、備品）
市町職員	• 施設管理者と協力した避難所の開設・解消（閉鎖） • 市町本部との連絡調整 • 避難所の運営支援

※「避難所運営マニュアル」（静岡県危機管理部）

◎避難所の施設管理者として確認すべきこと

- 自主防災組織、施設管理者（学校等）と市町防災部局との連絡先（勤務時間外を含む）
- 施設管理者として、避難者に提供できる施設やスペース、使用可能な機材
- 避難所用備蓄品・機材等の保管場所（市町等が準備した備蓄品等の保管スペースの提供）
- 避難所施設の鍵の保持者氏名と連絡先

【参考】施設（学校）管理者用

1 施設について

避難所となる 施設（学校）	名称	静岡市立高等学校		
	住所	静岡市葵区千代田三丁目1番1号		
	連絡先	TEL:054-245-0417 FAX:054-248-1190		
	避難所利用者の 居住地区名	北安東1丁目、2丁目1区、5丁目1・2区、 上足洗3,4丁目、千代田1,2,3,4丁目、竜南	想定避難者数	880人

2 関係者連絡先

	担当者氏名	連絡先
施設管理者①	教頭	
施設管理者②	事務長	
市町防災担当課	地域防災係	
避難所派遣職員	竜南地区支部長	
地域住民①	上足洗四丁目自治会長	
地域住民②	千代田一丁目自治会長	
地域住民①	千代田二丁目自治会長	
地域住民②	千代田三丁目自治会長	
地域住民①	千代田四丁目自治会長	

3 避難者生活スペース、備蓄品、機材について（施設管理者として提供できるものを記載）

避難者生活スペース （トイレ等も含む）	体育館、格技場、鴻志会館
避難者へ提供できる機材等	防災倉庫内全般
備蓄品・資機材保管場所 （備蓄品・資機材は市町準備）	防災倉庫内全般

4 避難所（体育館・格技場・鴻志会館）及び防災倉庫の鍵の管理

鍵番号	管理者	備考
1	本校教頭	
2	竜南地区支部長・副支部長	支部長（1名）副支部長（3名）計4つ 千代田・竜南地区自治会長は無し

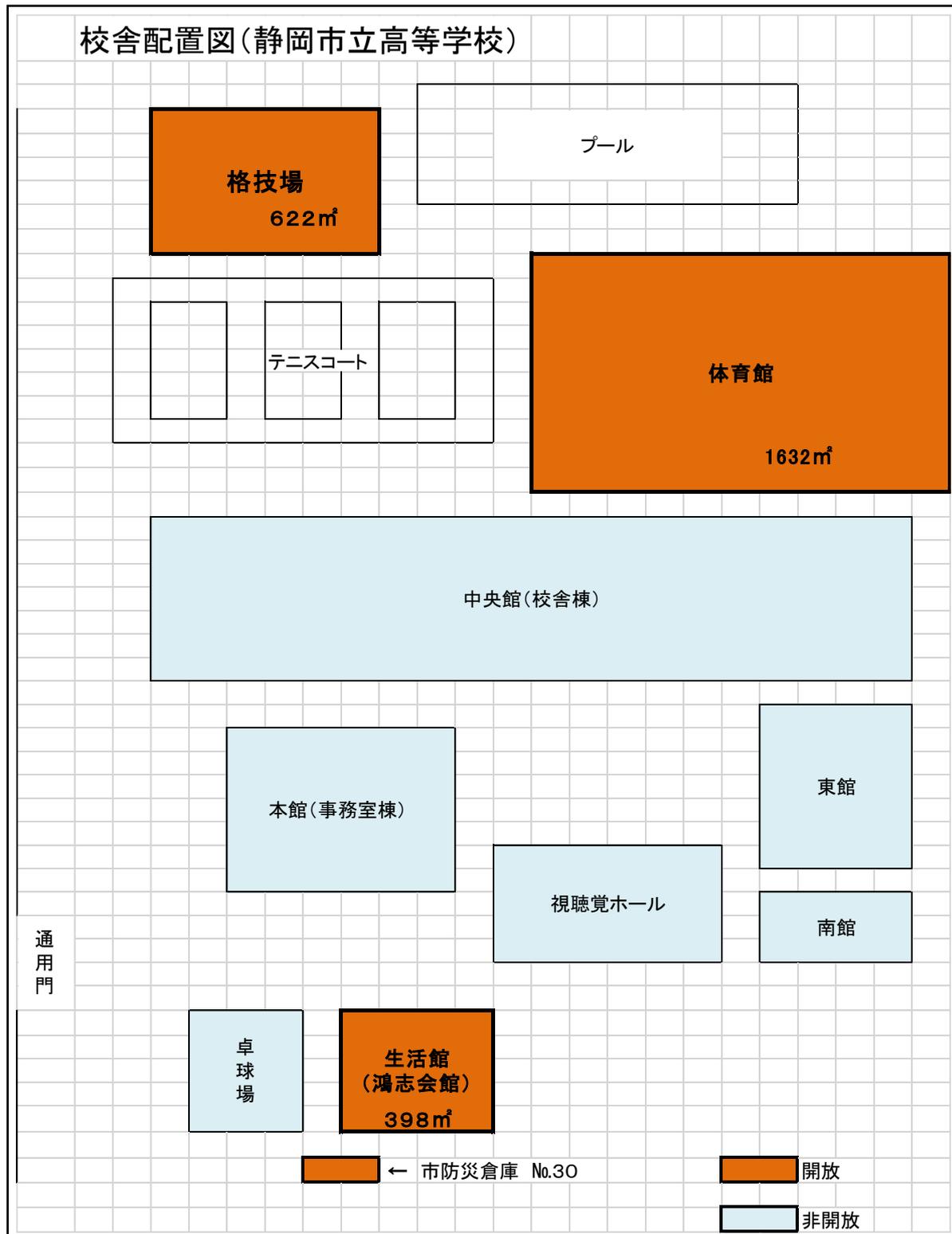
5 非常用ポンプ及び防災倉庫の鍵の管理

千代田・竜南地区自治会長
上足洗四丁目自治会長・千代田一丁目自治会長・千代田二丁目自治会長 千代田三丁目自治会長・千代田四丁目自治会長

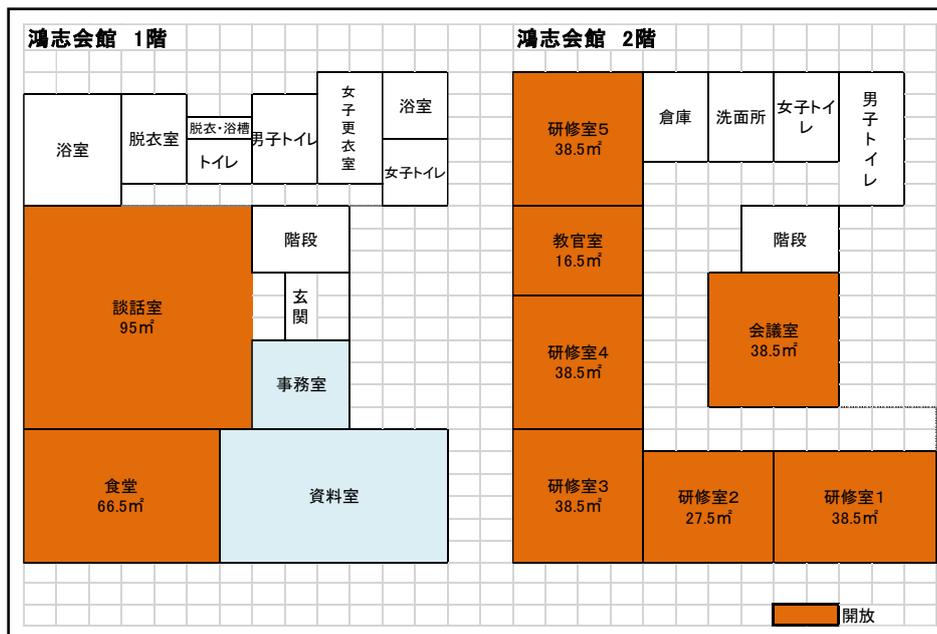
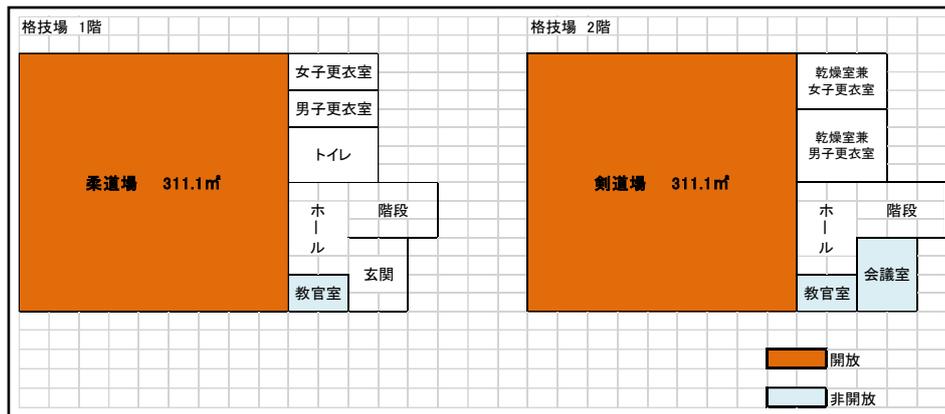
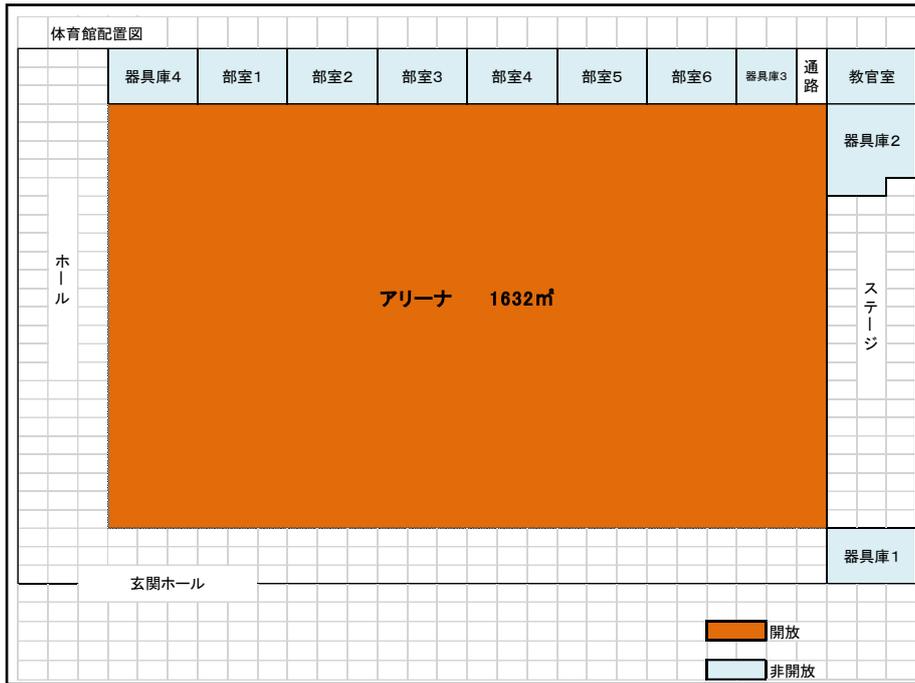
校内の非開放区域

非開放区域	非開放の理由
中央館・本館・東館・南館、 視聴覚ホール、卓球場 等 (下図参照)	個人情報管理、機器管理のため

学校構内図① (避難所対応)



学校構内図② (避難所対応)



3章 災害対策について

(1) 火災対策

1 火災予防対策

予防管理組織

(防火管理者や火元責任者)

※本校では危機管理マニュアルとは別に消防計画を策定してこれを規定している。(消防計画参照)
消防計画を別途作成しているため、本マニュアルと共に保管

2 火災発生時の対応

(1) 火災発生時対応分担表

発見	火災発見者		<ul style="list-style-type: none"> • 大声で周囲の者に火災を知らせる。 • 近くの非常ベルを押す。 • 119番への通報（第一発見者がためらわず通報する） • 事務室（防災センター）・職員室への連絡
通報等	事務室・職員室	自動火災報知機による感知	<ul style="list-style-type: none"> • 表示区域を確認し、現場へ急行（必ず複数名で） • 火災確認後通報・連絡する。 • 受信機の警戒区域が複数表示された場合は、原則として火災と断定し、通報・連絡する。
		火災発見者から通報	<ul style="list-style-type: none"> • 未通報の場合は、直ちに119番へ通報 • 館内放送等所定の行動を行う（参考原稿 次ページ）。
自衛消防隊への指示	統括管理者（教頭）		<ul style="list-style-type: none"> • 自衛消防隊の各班長（分掌課長）へ火災発生の連絡と防災消火活動の指示を出す。 • 館内避難放送を行う。（参考原稿 次ページ）
市教委への報告	事務長		<ul style="list-style-type: none"> • 市教育委員会への第一報（発災後1時間以内）
情報収集	通報連絡班		<ul style="list-style-type: none"> • 出火場所、燃焼範囲、燃えているもの、延焼危険の確認と記録（写真等） • 消火活動状況・活動人員の確認と記録 • 逃げ遅れ、負傷者の有無及び状況の確認と記録 • 各階・区域の状況の確認と記録 • 収集した情報の本部及び各自衛消防隊の班への連絡 • 情報収集内容の整理（ホワイトボードへの状況まとめ、文書・写真記録等）
消火活動	初期消火班	初期消火	<ul style="list-style-type: none"> • 消火器・屋内消火栓等を活用して初期消火にあたる。 • 防火戸・防火シャッター等を閉鎖し火災の拡大防止にあたる。
		火勢拡大時	<ul style="list-style-type: none"> • 屋内消火栓で消火にあたる。（消火栓は二人一組で使用する。（1号栓）） • 天井に火が移ったら無理せず避難する。
避難誘導	避難誘導班		<ul style="list-style-type: none"> • 出火階および上階を優先して避難誘導にあたる。 • 非常口、避難階段付近、行き止まり通路等に職員が立ち、生徒を安全な方向へ誘導する。
安全防護・救護活動	応急救護班		<ul style="list-style-type: none"> • 消火・安全点検班・生徒・保護者対応班の支援を行う。 • 避難経路の安全確保に務める。 • 排煙設備等の操作を行い、避難者の安全を図る。 • グラウンドにおける生徒の誘導・整列・点呼。逃げ遅れの有無を確認し、本部に報告する。 • 逃げ遅れた者がいないか搜索する。 • 傷病者の搬出 • 傷病者の手当
	検査整備班		<ul style="list-style-type: none"> • 空調の停止状況及び排煙設備の運転状況の確認 • エレベーターの停止状況の確認 • 危険物施設の安全措置状況の確認 • 水損防止措置（出火階の下階の物品移動・防水ビニール掛け等）
搬出活動	搬入搬出班		<ul style="list-style-type: none"> • 非常持ち出し品・重要書類等の搬出活動を行う。 • 重要書類等の機密保持や紛失防止に務める。

(2) 事後の対応

ア 安全確認

- ・校舎の安全確認・防災設備の復旧（スプリンクラー閉栓、防火扉復旧等）
- ・立ち入り禁止区域の設定

イ 教育活動再開へむけての準備

- ・使用可能教室・備品等の確認・教科書等生徒個人被災物品の手当

ウ 記録の整理と報告

- ・生徒のケガ等の状況確認・校舎等の被害状況の整理・発災から鎮火までの記録物の整理
- ・各関係機関へ提出する報告書のまとめ・報道機関対応

エ 生徒・職員の心のケア（救護班・心のケア係）

- ・生徒・職員の心の状況の把握、スクールカウンセラー等との連携

【火災発生時避難誘導放送原稿】

- ・ゆっくりと落ち着いた口調で放送する。
- ・パニック防止に努める（放送者が慌てるとパニックが生徒・職員に伝染する）
- ・発信者（「こちらは事務室（職員室）です。」）を明確にする。
- ・同一内容を2回繰り返す。

項 目	放送原稿例
発 信 者	こちらは、（ 教頭・副校長・事務長 ）です。
災 害 内 容	火災が発生しました。火災が発生しました。
発 災 場 所	出火場所は、（ ）棟（ ）階の（ ）教室です。
避難対象階指示	（ ）棟（ ）階以上の生徒・職員は、直ちに（ ）へ避難して下さい。
避難経路指示	避難経路は、（ ）側階段または非常階段を利用して下さい。 ※状況を見極め臨機応変に
そ の 他	その他の棟にいる生徒は、安全を確認し、落ち着いて（ ）へ避難して下さい。繰り返します……

火災発生時には、基本的に消防計画に定められた対応を取るようになるため、予め避難訓練や消火訓練等を通じて身に付けておく。

特に、火災発生の初期段階に取るべき対応については、以下の内容を簡潔・具体的なフロー図の形で整理し、毎年行うことが義務付けられている消防訓練（通報・消火・避難の訓練）で利用する。

- ・火災報知器作動時の対応（火元確認 等）
- ・火災発見者の取るべき対応（大きな声で知らせる、火災報知ボタンを押す 等）
- ・初期消火（実施方法、初期消火の限界の判断基準 等）
- ・消防への通報
- ・避難指示（判断者、指示内容文案 等）
- ・避難誘導、避難行動（授業中・休憩時間中等、発生タイミングに応じて取るべき行動）
- ・避難の際の留意点（姿勢は低く、ハンカチ等で鼻と口を覆う 等）
- ・緊急時持出品
- ・担当者
- ・避難場所

1 地震対策の基礎知識

●静岡県第4次地震被害想定

県では、東日本大震災の教訓を生かし、今後の地震・津波対策の基礎資料として活用するため、「第4次地震被害想定」を策定した。

区 分		レベル1の地震・津波	レベル2の地震・津波
		発生頻度が比較的高く（駿河・南海トラフでは約100～150年に1回）、発生すれば大きな被害をもたらす地震・津波	発生頻度は極めて低いが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波
駿河トラフ・南海トラフ沿い		死者数：約16,000人 （うち津波：約9,000人） 東海地震 東海・東南海地震 東海・東南海・南海地震 （マグニチュード8.0～8.7）	死者数：約105,000人 （うち津波：約96,000人） 南海トラフ巨大地震 （マグニチュード9程度）
相模トラフ沿い		死者数：約3,000人 （うち津波：約2,900人） 大正型関東地震 （マグニチュード8.0～8.2）	死者数：約6,000人 （うち津波：約5,700人） 元禄型関東地震 （マグニチュード8.2～8.5） 相模トラフ沿いの最大クラスの地震 （マグニチュード8.7程度）
ライフラインの機能支障・復旧想定	電 力	・発災直後は県内需要の9割程度が停電、4日後でも1割弱停電が継続（応急復旧には1週間程度が必要）	
	電 話	・固定電話は発災直後に県内回線の9割程度が不通、1日後でも8割程度が不通のまま（応急復旧に1～2週間程度必要） ・スマートフォン、携帯電話は基地局の停波や停電の影響で発災1日後は県内全域で非常につながりにくい状態（応急復旧に1～2週間程度が必要） ・上記以外に発災直後から通話量の急激な輻輳が発生し、電話がつながりにくい状態	
	上 水 道	・発災直後は県内ほぼ全域で断水、1週間後でも県内の給水人口の5割以上で断水が継続（応急復旧には4～6週間程度が必要）	
	下 水 道	・発災1日後、県内の処理人口の5～7割近くが機能支障となり、各地で排水困難な地区が発生（応急復旧に2～5週間程度必要）	
	都市ガス	・発災直後の県内停止率が7～8割程度（応急復旧に4～6週間程度必要）	
	L P ガス	・発災直後に3～4割程度の需要家庭で機能支障が発生（点検後早期の復旧が可能）	

●地震・津波対策アクションプログラム2023

県では、第4次地震被害想定において推計された被害をできる限り減らすため、2013年「静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013」、2023年に「アクションプログラム2023」を策定した。

基本理念（10年後の目指す姿）	減災目標
犠牲者の最小化・減災効果の持続化とともに、被災後も命と健康を守り、健全に生活できる社会の実現	令和7年度までの3年間で想定犠牲者の9割減を達成し、その後も9割以上の減災を維持する。

2 地震災害における教育活動の実施基準

(1) 突発地震が発生した場合の職員の初動対応

学校所在地（静岡市）での震度で判断する

	教育活動	初動対応	具体的な行動
震度 5 弱	中止 (自宅待機)	勤務時間内 (生徒在校中) 災害対策本部設置 勤務時間外 (生徒在宅中) 災害応急対策要員は校長の指示により参集※2	<ul style="list-style-type: none"> • 1次避難・被害の確認 • 生徒の安否確認 • (3)イの対応をとる • 被害の確認 • 情報の収集 • Classi での連絡
震度 5 強	中止 (自宅待機)	勤務時間内 (生徒在校中) 災害対策本部設置 勤務時間外 (生徒在宅中) 災害応急対策要員は参集※2 他の職員は校長の指示により参集※2	同上
震度 6 弱 以上	中止 (自宅待機)	勤務時間内 (生徒在校中) 災害対策本部設置 勤務時間外 (生徒在宅中) 全職員参集	同上

※2 参集連絡があった場合でも自らの安全を最優先し、無理な参集は避け、周囲及び参集先経路等の安全確認後に可能な限り参集すること。参集できない場合は、可能な限りの手段で本校校長の指示を仰ぐ。

(2) 「南海トラフ地震臨時情報」発表時または地震発生時の初動対応

ア 「南海トラフ地震に関する情報のキーワードと発表条件について（気象庁 HP より）

調査中（開始） …… 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合

巨大地震注意 …… 監視領域内においてマグニチュード 7.0 以上（8.0 未満）の地震が発生したと評価した場合
想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくり滑りが発生したと評価した場合

巨大地震警戒 …… 想定震源域内のプレート境界において、マグニチュード 8.0 以上の地震が発生したと評価した場合

調査終了 …… 巨大地震警戒、注意のいずれにも当てはまらないと評価した場合

イ 臨時情報発令時の職員の初動対応

キーワード	教育活動	初動対応	具体的な行動
調査中	継続 (通常登校) (通常勤務)	地震への備えの再確認	<ul style="list-style-type: none"> • 情報の収集 • 備蓄品の確認 • 避難場所の確認 • 登下校時の連絡事項確認
巨大地震注意 巨大地震警戒	継続※1 (通常登校) (通常勤務)	勤務時間内 (生徒在校中) 通常勤務の中で対応 勤務時間外 (生徒在宅中) 災害応急対策要員は校長の指示により参集（※2）	同上
調査終了	通常の生活		<ul style="list-style-type: none"> • 地震への警戒を緩めないようしながら生活する

※1 巨大地震警戒情報が発令された場合の津波事前避難対象地域在住の生徒の動静

在宅時 保護者の監督下で避難する。 **在校時** 保護者と連絡を取り、避難の手順を決める。

(3) 生徒が在校中に突発地震が発生した場合

ア **震度4以下**の地震が発生した場合

- ・学校の施設等に大きな被害がない場合は、教育活動の継続を原則とする。
ただし学校の施設や生徒・職員に被害が出た場合は、教育活動を休止とすることもある。
- ・上記に限らず、静岡市教育委員会の指示があった場合はその指示に従う。

イ **震度5弱以上**の地震が発生した場合

状況	生徒の対応	教職員の対応
発災直後	<ul style="list-style-type: none"> ・安全行動をとる。 ・授業担当・部活顧問の指示に従い、貴重品・スマートフォン等最低限必要なものだけを持ってグラウンドへ避難する。 【校長】地震災害対策本部設置 【事務長】防災センター設置 【副校長・教頭】 <ul style="list-style-type: none"> ・全職員・生徒の状況把握 ・地震情報の把握 【全職員】 <ul style="list-style-type: none"> ・役割分担確認・防災活動開始 【生徒保護者対応班】【応急復旧班】 <ul style="list-style-type: none"> ・校内被災状況の確認 ・職員・生徒負傷状況等の確認 ・危険箇所・避難経路の確認 【消火安全点検班】 <ul style="list-style-type: none"> ・生徒の避難誘導 ・火災発生時の消火活動 	<p>【担任・授業担当・部活顧問】</p> <p>① 授業中</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全行動をとる。 ・授業は中止する。 ・生徒を落ち着かせる。 ・人員点呼・負傷者等確認。 ・校舎の被災程度・避難経路等の安全確認。 ・放送を待たずに、グラウンドへ生徒を避難させる。 <p>(雨天でもグラウンドへ避難 傘、アルミブランケットの提供→教務課 傘：1F倉庫1 アルミブランケット：2F倉庫2)</p> <p>② 部活動中</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部活動は中止する。 ・グラウンドへ避難する。 <p>【救護班】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救護所の設置準備 ・負傷生徒・職員の救護
待機 グラウンド 避難 ・ 安否 連絡 その他	<ul style="list-style-type: none"> ・学年・クラスごとに番号順で整列し、グラウンドにて待機する。 ・校舎内の安全が確認された場合は、校舎内に移動する。 <p>※生徒は、原則として、周辺の安全が確認できるまでは、学校に留め置かれる。学校宿泊の可能性もある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員の指示に従い、保護者に対して可能な範囲で安否情報の連絡をする。(電話、LINE等、メール等) ・保護者と連絡がとれたら、以下のことについて保護者と相談して決める。 <ol style="list-style-type: none"> ①下校するか学校に残留するか ②下校する場合自力下校か、保護者による引き取りか ・帰宅困難者・残留希望者は担任・顧問へ申し出る。 <p>防災セット保管場所 中央館2F西教室3 (旧定時制教室手前から3番目)</p>	<p>【担任・部活動顧問等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒を点呼し本部へ報告 <p>【情報班】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震情報・校内被災状況の集約・記録 ・学校周辺地域の被災状況・安全確認 ・帰宅生徒・残留生徒の情報管理 <p>【副校長・教頭】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後の対応を生徒に伝達 <p>【担任・生徒保護者対応班】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒に保護者への安否情報連絡をさせる。 ・生徒の下校対応(自力下校か、保護者引き取りか、学校残留か)を取りまとめ、本部に報告する。 <p>【情報班】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自力下校生徒・保護者引き取り生徒・帰宅困難生徒・残留希望生徒の情報取りまとめ <p>【担任・生徒保護者対応班】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・残留・帰宅困難生徒の管理 ・来校保護者自家用車の交通整理 ・保護者・生徒引き合わせ ・保護者が生徒を引き取りに来た場合は、生徒本人が名簿にサインをして下校させる。 ・安全が確認され次第、自力下校を希望する生徒も、名簿にサインをさせて下校させる。

※ 下校は、指示に従って下校する(勝手に下校しない)。

※※ 留置生徒の対応については、(2) 生徒在校時に教育活動が休止した時の対応に準じる。

※※※ 週休日・休業日の模試・部活動中の発災もこれに準じる。

(4) 登下校時に突発地震が発生した場合

状況	生徒の対応	教職員の対応
発災直後 避難行動	<ul style="list-style-type: none"> 安全行動をとる。 津波被害が想定される地域にいるときは、高い建物の上階や高台に避難する。 公共交通機関利用中は、交通会社（運転士等）の指示にしたがって避難行動をとる。 最寄りの避難地・避難所に避難する。 家屋やブロック塀の倒壊、垂れ下がった電線、火災現場、ガス漏れ箇所などに注意し行動する。 保護者に対して、可能な範囲で安否情報の連絡に努める。（伝言ダイヤル171、LINE、電子メール等） 原則は帰宅、または避難所へ避難する。ただし、学校付近にいる場合は状況によって登校しても良い。 	【管理職・災害応急対策要員】 <ul style="list-style-type: none"> 震度5弱以上で出勤し配備に付く。 【一般職員】 <ul style="list-style-type: none"> 震度5強以上で出勤し配備に付く。 （初動対応） <ul style="list-style-type: none"> 校舎・校地の安全確認を行う。 登校した生徒の安全を確保する。 登校した生徒のリストを作成する。 ※以下、「(4) 生徒が在校中に突発地震が発生した場合」の対応に準ずる。

(5) 校外活動時に突発地震が発生した場合

状況	生徒の対応	教職員の対応
発災直後 避難行動	<ul style="list-style-type: none"> 引率教員の指示に従い、安全行動をとる。 津波被害が想定される地域で活動しているときは、引率教員の指示に従い、高い建物の上階や高台に避難する。 引率教員の指示に従い、最寄りの避難地・避難所に避難する。 引率教員の指示に従い、保護者に対して、可能な範囲で安否情報の連絡に努める。（伝言ダイヤル171、LINE、電子メール等） 原則として保護者の引取りを待つ。 学校近辺で活動している場合は、状況に応じて学校へ戻る。 	【引率教員】 <ul style="list-style-type: none"> 生徒の安全を確保するとともに、自身の安全も確保する。 津波被害が想定される地域で活動している場合は、至急、生徒を高い建物の上階や高台に避難誘導する。 最寄りの避難地・避難場所に生徒を避難誘導する。（校外活動前に、避難地等を確認しておく） 学校に連絡をとり、生徒や周辺の状況を報告し指示を受ける。 保護者との連絡確保に努め、帰路の安全が確認出来次第、原則として保護者に生徒を引き渡す。 学校近辺で活動している場合は、状況に応じて学校へ戻る。

※事前避難対象地域については、以下の静岡県HPから確認すること

(<https://www.pref.shizuoka.jp/bosaikinkyu/sonae/earthquake/nankaitorafu/1035947.html>)



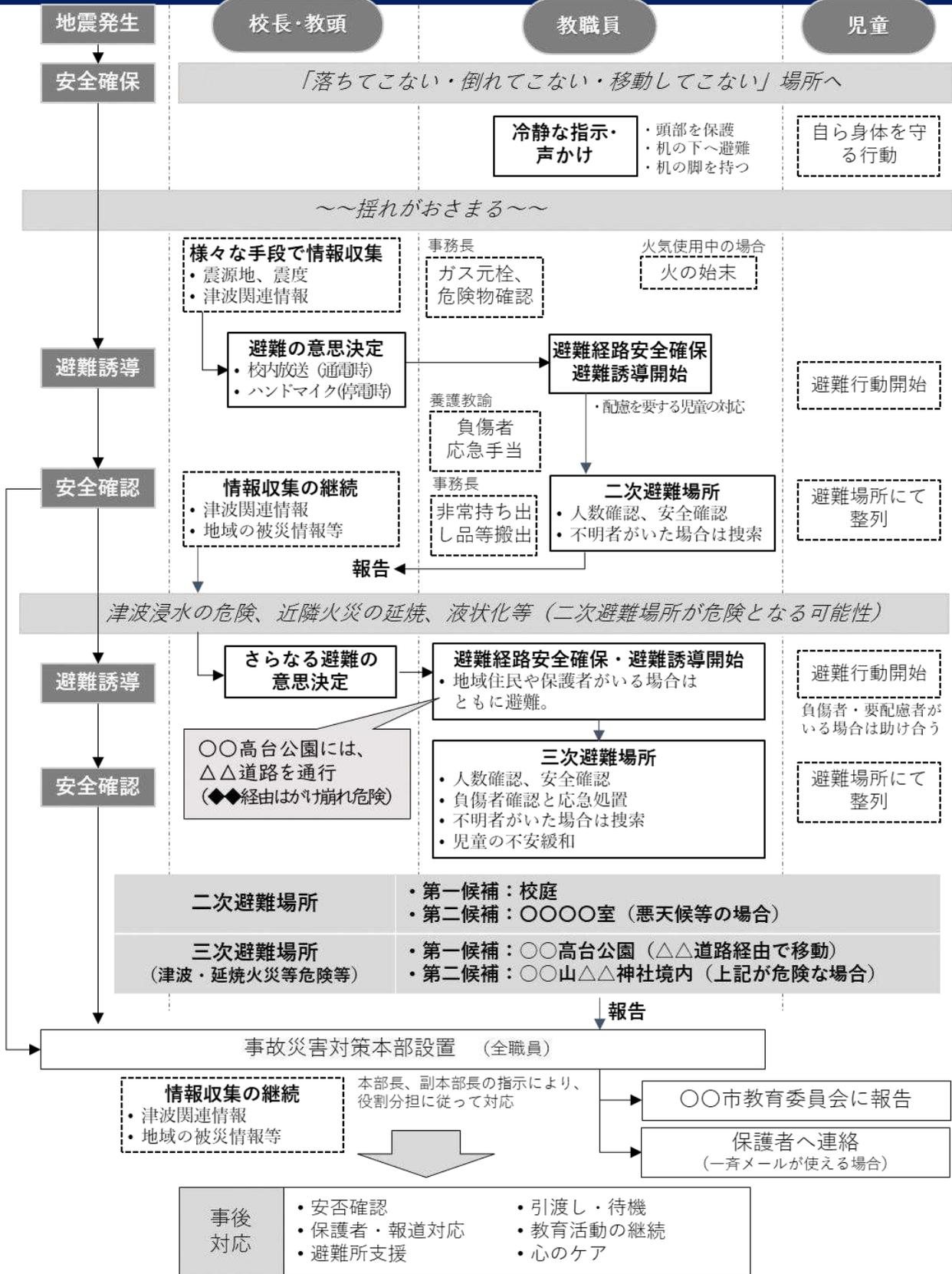
南海トラフ地震臨時情報による時間差発生等における円滑な避難の確保に関する事項

静岡市立学校
令和7年4月1日作成

【登下校・在校時(勤務時間内)】			
南海トラフ地震臨時情報	<調査中> <巨大地震注意> <巨大地震警戒>	地震が発生した場合(発災後)	
原則通常の教育活動		災害に応じた対応	
児童・生徒への対応	登校時	○そのまま登校する。	○安全な場所に避難する。 (学校の指示あるいは保護者の管理、または自主防の指示を受ける)
	在校時	○そのまま教育活動を続ける。 ○日頃からの地震への備えを再確認する。	○安全な場所へ避難誘導し、保護管理にあたる。 ○学区の被害状況を把握し、安全を確認の上、保護者に引き渡す。
	下校時	○そのまま下校する。	○安全な場所に避難する。 (学校の指示あるいは保護者の管理、または自主防の指示を受ける)
教職員の対応	出勤時	○そのまま出勤する。	○そのまま出勤する。 ○校内地震災害対策本部を設置する。
	在校時	○通常通り勤務し、情報収集に努める。 ○日頃からの地震への備えを再確認する。 (避難経路の安全確認、引き渡し手順の確認、職員の役割分担の確認、など)	○校内地震災害対策本部を設置する。 ○避難誘導をする。 ○津波、河川の増水、山崩れ、家屋の倒壊、道路状況、火災等、安全を確認し、保護者に引き渡す。 ○残留者を確認し、保護する。 ○児童・生徒及びその家族の災害状況を把握する。
	退勤時	○そのまま帰宅する。	○校内地震災害対策本部を設置する。 ※震度5弱→動員は校長等の指示による。 ※震度5強→地震応急対策要員は所属校に参集するが、参集できない場合は、最寄りの市立学校に参集し、その校長の指示を受ける。他の職員は校長等の指示による。 ※震度6弱以上→全職員は所属校に参集するが参集できない場合は、最寄りの市立学校に参集し、その校長の指示を受ける。 ○児童・生徒の安否確認を行う。
自主防 連携	○情報収集に努める。 ○日頃からの地震への備えを再確認する。 ○連絡を取り合い、準備する。	○避難所の設営協力、避難住民を受け入れる。 ○市本部[自主防・校内地震災害対策本部]の指示に従う。	
【在宅時等(勤務時間外)】			
児童 生徒 対応	○通常の生活を送る。 ○保護者の管理、または自主防の指示を受ける。	○保護者の管理、または自主防の指示を受ける。	
教職員の 対応	○各自の発災時の役割等を確認する。 ○情報収集に努める。 ○必要に応じ、校長は第1次配備態勢(校長・教頭)をとる。地震応急対策要員の参集は校長の判断による。	○校内地震災害対策本部を設置する。 ※震度5弱→動員は校長等の指示による。 ※震度5強→地震応急対策要員は所属校に参集するが、参集できない場合は、最寄りの市立学校に参集し、その校長の指示を受ける。他の職員は校長等の指示による。 ※震度6弱以上→全職員は所属校に参集するが参集できない場合は、最寄りの市立学校に参集し、その校長の指示を受ける。 ○児童・生徒の安否確認を行う。	
自主防 連携	○情報収集に努める。 ○日頃からの地震への備えを再確認する。 ○連絡を取り合い、準備する。	○避難所の設営協力、避難住民を受け入れる。 ○市本部[自主防・校内地震災害対策本部]の指示に従う。	
<沿岸部18校> 中島小 大里東小 長田南小 清水小 清水駒越小 清水辻小 清水江尻小 清水浜田小 清水袖師小 清水興津小 三保一小 三保二小 中島中 城山中 清水一中 清水三中 清水四中 清水五中 <調査中> 監視領域内(南海トラフ沿いの想定震源域内及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲)でM6.8以上の地震が発生する等により「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合。 <巨大地震注意> 監視領域内において、M7.0以上の地震や通常と異なるすべりが発生したと評価した場合。 <巨大地震警戒> 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において、M8.0以上の地震が発生したと評価した場合。			

(参考) 学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン—サンプル編 (文部科学省)

◆ 地震発生直後の対応フロー (授業中)





● 応急危険度判定士の判定

地震発生後、使用する建物は必要に応じて応急危険度判定士の判定を受け、建物の安全を確認した上で利用することができる。避難所として開放できる区域と、学校の管理あるいは教育活動の再開に向け確保する区域とを早急に分類し、明示する。ただし、避難者数、要配慮者の状況等に応じ、柔軟に対応することが必要である。

県と県内全ての市町では、公共施設の耐震性能ランク（I a、I b、II、III）を公表しており、県及び一部の市町では、建物玄関等の見やすい位置に耐震性能ランクを表示している。

耐震性能ランクがもっとも高いI aの建物は、地震後も継続して使用できるため、応急危険度判定士の判定を受けなくても使用できるとされているが、場合によっては亀裂が入ったり、照明や看板等の落下物の危険は残ったりするため、目視による安全確認を行い、必要な場合は応急危険度判定士の判定を受ける必要がある。また、I b以下の建物は、応急危険度判定士の判定を受けて安全が確認されるまでは、使用は原則禁止となる。

※静岡県が所有する公共建築物の耐震性能については、以下の静岡県HPから確認すること
 (<https://www.pref.shizuoka.jp/bosaikinkyu/sonae/1040807/1030090.html>)

3 緊急地震速報の基礎知識

●緊急地震速報の発表の基準

- 地震により、最大震度が5弱以上又は最大の長周期地震動階級が3以上と予想される場合に、震度4以上の揺れが予想される地域及び予測長周期地震動階級3以上の地域に緊急地震速報を発表する。
- 高度利用者向受信端末等では、予想する震度が利用者が独自に設定した基準を超えた時に報知音が鳴る。

●利用にあたっての留意事項

- 地震の震源に近い地域では、緊急地震速報の発表が強い揺れに間に合わないことがある。
- 緊急地震速報で予想する震度には、±1階級程度の誤差を伴う。
- 複数の地震が時間的・距離的に近くで発生した場合、別々の地震と区別できず、緊急地震速報を適切に発表できないことがある。

「緊急地震速報—地震による強い揺れを事前にお知らせ—」(気象庁)

緊急地震速報 利用の心得

あわてず、まず身の安全を!!

家庭では

- 頭を保護し、じょうぶな机の下など安全な場所に避難する
- あわてて外へ飛び出さない
- むりに火を消そうとしない

鉄道・バスでは

- つり革、手すりにしっかりつかまる

エレベーターでは

- 最寄りの階に停止させ、すぐにおりる

屋外(街)では

- スロウク歩きの準備に注意
- 看板や割れたガラスの落下に注意

自動車運転中は

- ブレーキはかけず、ゆるやかに減速をおとす
- ハザードランプを点灯し、まわりの車に注意をうながす

緊急地震速報の「警報」と「予報」

入手手段	【警報】	【予報】
テレビ・ラジオ 携帯電話(音声通話モード) 防災行政無線など	震度5以上を予想 (震度4以上の地域に発生)	専用受信端末 スマホ(アプリ)など ※受信事業者の提供
基準	震度5以上を予想 (震度4以上の地域に発生)	震度3以上を予想 マグニチュード3.5以上と推定
内容	震源地、強さ、揺れが予想される地域など	震源地、揺れの規模、予想震度、強い揺れの到達予想時刻など
特徴	原則、一つの地震に対して1回発表 比較的規模の大きい地震では繰り返す発表	予想内容が変化する度に、最新の発表 知りたい場所の震度や揺れ強さがわかる
活用	人が強い揺れから身を守るために活用	主に列車や電車の制御などに活用

日頃からの備え

①「安全スペース」を作っておきましょう

地震の揺れに備えて、寝室や起居室など室内のよくいるところに「物が落ちてこない、倒れてこない、移動してこない」スペースを作っておきましょう。

②訓練に参加しましょう

6月及び11月5日(津波防災の日)前後に緊急地震速報の訓練を実施しています。訓練を行うための動画やスマートフォンのアプリ*もありますので、これらの機会やお住まいの自治体が行う訓練に参加して、定期的に地震から身を守るための対応行動を身につけておきましょう。

*緊急地震速報訓練を実施するための動画・教材など(気象庁ホームページ)

シェイクアウト訓練

主権者(主に自治体)が、30秒間の地震発生時のシェイクアウト訓練の開始と目標を定めて、「シェイクアウト」を実施するなどの訓練です。自治体は、お住まいの自治体(市町村、学校、会社等)の窓口を通じて実施で、テレビやインターネットで地震からの身を守るための訓練をします。

詳しくは下記ホームページをご覧ください。

地震学的防災訓練と防災啓発(シェイクアウト)情報会議 <http://www.shakeout.jp/>



●南海トラフ地震臨時情報について

- ・近年、地震発生時期や規模、位置等の確度の高い予測が困難との考えが示されたことから、東海地震の発生を前提とした予知情報や警戒宣言の発表がなくなり、令和元年5月31日から新たに「南海トラフ地震臨時情報」の運用が開始された。
- ・南海トラフでは、想定震源域の東側と西側で時間差で大規模地震が発生した事例があることから、想定震源域内で大規模地震や地殻変動等、異常な現象が観測され、南海トラフ地震の発生可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合、気象庁から「南海トラフ地震臨時情報」が発表され、後発地震に備えるよう国や県・市町等から住民への呼びかけが行われる。

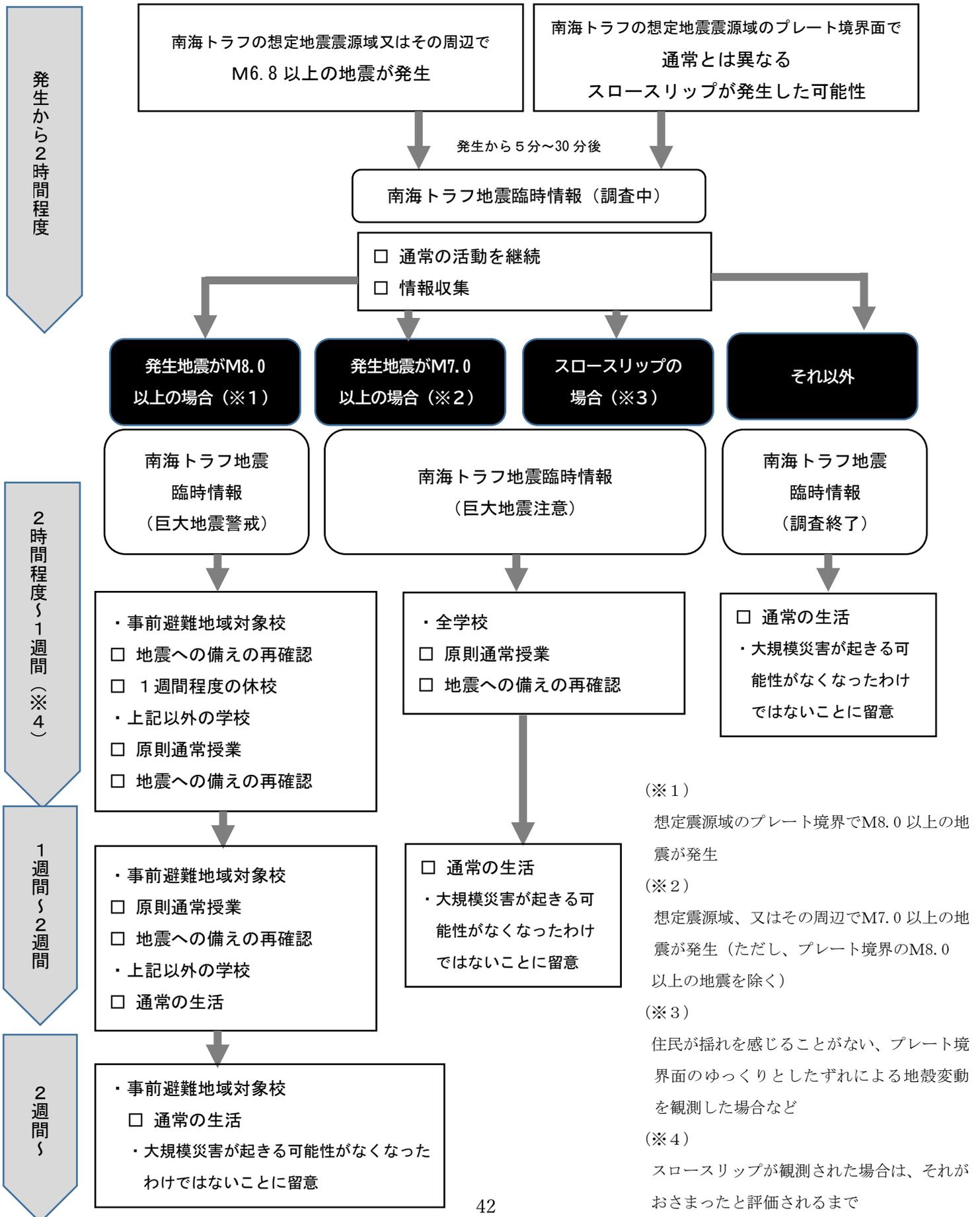
●「南海トラフ地震臨時情報」の種類と発表条件

情報名	キーワード	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	調査中	南海トラフの想定震源域等で異常な現象（想定震源域又はその周辺でマグニチュード6.8以上の地震が発生、又は南海トラフの想定震源域のプレート境界面で通常とは異なる「スロースリップ」が発生した可能性がある場合）が観測された場合
	巨大地震警戒	巨大地震の発生に警戒が必要な場合 ※ 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において M8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	巨大地震の発生に注意が必要な場合 ※ 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において M7.0以上 M8.0未満の地震や通常と異なる「スロースリップ」が発生したと評価した場合 等
	調査終了	「巨大地震警戒」「巨大地震注意」のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合
南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> ○ 観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況等を発表する場合 ○ 「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし、南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） 	

●「南海トラフ地震臨時情報」発表時における住民の防災対応

情報名	防災対応
巨大地震警戒	日頃からの地震への備えを再確認するとともに、後発地震の発生後の避難では間に合わない地域（事前避難対象地域）の住民は、1週間の事前避難を行う。
巨大地震注意	日頃からの地震への備えを再確認する。
調査終了	地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。

◎南海トラフ地震臨時情報発表時の学校対応の流れ



◎「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」発表時の学校の対応

実施項目	実施者
<input type="checkbox"/> 原則通常授業 <input type="checkbox"/> 応急対策要員による情報収集 <input type="checkbox"/> 校内放送等による連絡	<input type="checkbox"/> 災害対策本部 <input type="checkbox"/> 災害対策本部

◎「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」発表時の学校の対応

実施項目	実施者
<input type="checkbox"/> 原則通常授業 <input type="checkbox"/> 教育委員会との連絡調整 <input type="checkbox"/> 保護者への学校対応の連絡 <input type="checkbox"/> 地震への備えの再確認	<input type="checkbox"/> 災害対策本部 <input type="checkbox"/> 災害対策本部 <input type="checkbox"/> 全職員

◎「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」発表時の学校の対応（事前避難対象地域以外）

実施項目	実施者
<input type="checkbox"/> 原則通常授業 <input type="checkbox"/> 教育委員会との連絡調整 <input type="checkbox"/> 保護者への学校対応の連絡 <input type="checkbox"/> 地震への備えの再確認	<input type="checkbox"/> 災害対策本部 <input type="checkbox"/> 災害対策本部 <input type="checkbox"/> 全職員

◎「南海トラフ地震臨時情報（調査終了）」発表時の学校の対応

実施項目	実施者
<input type="checkbox"/> 保護者への学校対応の連絡 （大規模地震が起きる可能性がなくなったわけではないことに留意）	<input type="checkbox"/> 災害対策本部

【参考】地震への備えの再確認事項

日頃の備え	再確認事項	確認方法又は確認者
地震災害への対応	<input type="checkbox"/> 参集基準・教育活動実施基準 <input type="checkbox"/> 各班の人員・役割 <input type="checkbox"/> 緊急連絡先 <input type="checkbox"/> 安否確認方法 <input type="checkbox"/> 引渡し方法 <input type="checkbox"/> 保護者への連絡（内容・方法・タイミング）	<input type="checkbox"/> マニュアル等で教職員の共通理解
持出品や備蓄品、機材の確認	<input type="checkbox"/> 頭部を保護するもの <input type="checkbox"/> 避難行動に役立つもの <input type="checkbox"/> 生活に役立つもの <input type="checkbox"/> 救護に役立つもの	<input type="checkbox"/> 施設管理班による安全点検
生徒の安全	<input type="checkbox"/> 避難経路・避難場所 <input type="checkbox"/> 登下校路の安全確認 <input type="checkbox"/> 照明器具・窓ガラス等の非構造部材 <input type="checkbox"/> 収納棚等の転倒防止対策	<input type="checkbox"/> 各班で確認

1 津波対策の基礎知識

●静岡県第4次地震被害想定

静岡県第4次地震被害想定では1mの高さの津波の到達時間は早いところでは2分とされており、地震発生から30分ほどで各地に大きな津波が到達したとされる東日本大震災よりも早い時間で大きな津波が襲来する可能性があることから、静岡県地理情報システム（GIS）や市町のハザードマップ等を活用し、学校及び学校周辺の津波被害（浸水深・到達時間等）を把握する。

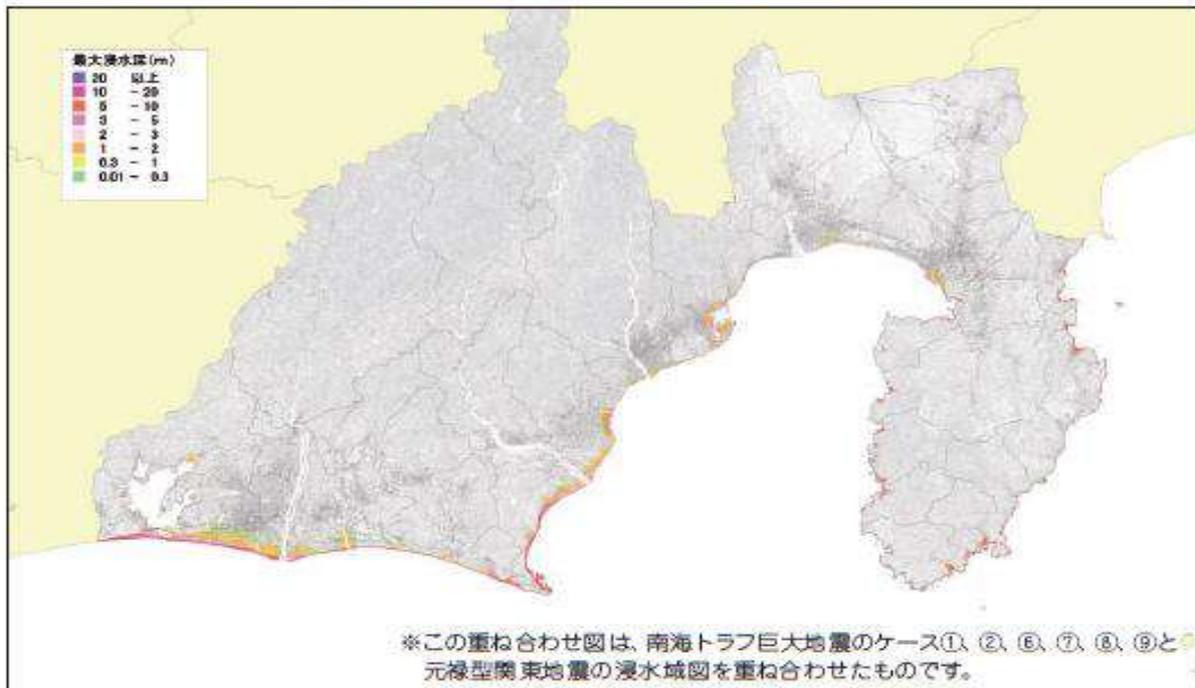
「地震防災ガイドブック」（静岡県危機管理部）

静岡県で予想される津波

〔静岡県第4次地震被害想定津波浸水（レベル2津波の最大浸水域重ね合わせ図） 平成25年6月27日発表〕

津波危険予想地域や山崖崩れの危険箇所等については市町などに情報がありません。市町では、危険箇所を地図にし「ハザードマップ」を作っているところもあります。

※詳細の情報は静岡県統合基盤地理情報システム（GIS）で確認できます。



●津波警報・津波注意報

地震により沿岸で津波の発生が予想される場合には、地震発生後約3分で大津波警報、津波警報、津波注意報が発表される。その後、「予想される津波の高さ」「津波の到達予想時刻」等の情報が発表される。

(気象庁資料)

津波警報・注意報の分類と、とるべき行動					
	予想される津波の高さ		とるべき行動	想定される被害	
	巨大地震の場合の表現	数値での発表(発表基準)			
大津波警報	巨大	10m超 (10m<高さ)	<p>沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。</p> <p>ここなら安心と思わず、より高い場所を目指して避難しましょう!</p>  <p>津波防災啓発ビデオ「津波からにげる」(気象庁)の1シーン</p>	<p>木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。</p>  <p>10mを超える津波により木造家屋が流失</p>	
		10m (5m<高さ≤10m)			<p>標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。</p> <p>写真：豊橋市提供(2003年)</p> 
		5m (3m<高さ≤5m)			
津波警報	高い	3m (1m<高さ≤3m)	<p>海の中にいる人は、ただちに海から上がって、海岸から離れてください。津波注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしないでください。</p> 	<p>海の中では人は速い流れに巻き込まれる。養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。</p> 	
津波注意報	(表記しない)	1m (20cm<高さ≤1m)			

「津波警報・注意報と避難のポイント」(気象庁)

- ・震源が陸地に近いと津波警報・注意報が津波の襲来に間に合わないことがあります。強い揺れや弱くても長い揺れを感じたときは、すぐに避難を開始しましょう。
- ・津波の高さを「巨大」と予想する大津波警報が発表された場合は、東日本大震災のような巨大な津波が襲うおそれがあります。ただちにできる限りの避難をしましょう。
- ・津波は沿岸の地形等の影響により、局所的に予想より高くなる場合があります。ここなら安心と思わず、より高い場所を目指して避難しましょう。
- ・津波は長い時間くり返し襲ってきます。津波警報・注意報が解除されるまでは、避難を続けましょう。

「津波から命を守るために」(気象庁)



「より高いところ」を目指して逃げる

津波は低い場所を襲います
海や川からはなれ、高いところへ逃げましょう



津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報が出ている間は避難を続ける

はじめの波より後に来る波が大きいことがあります



ゆれを感じていなくても、津波警報を見たり聞いたりしたら急いで逃げる

ゆれが小さくても大きな津波が起こることもあります

(4)

風水害対策

1 気象情報の基礎知識

●気象に関する特別警報・警報・注意報の種類（市町単位で発表）

区 分	種 類
特別警報	大雨／暴風／暴風雪／大雪／波浪／高潮
警 報	大雨／洪水／暴風／暴風雪／大雪／波浪／高潮
注 意 報	大雨／洪水／強風／風雪／大雪／波浪／高潮／雷／融雪／濃霧／乾燥／なだれ／低温／霜／着氷／着雪

●その他重要な気象に関する情報（第2章6「情報の収集方法」参照）

情 報	内 容
台風情報	台風が発生したときや台風が日本に影響を及ぼすおそれがあるとき、又は既に影響を及ぼしているときに発表
記録的短時間 大雨情報	大雨警報発表中に、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の雨量（静岡県内では1時間雨量110 ^{mm} 以上）を観測したり、解析したりしたときに発表
土砂災害 警戒情報	大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、大雨による土砂災害発生危険度がさらに高まり、より厳重な警戒が必要な場合に、市町長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町ごとに発表（避難が必要とされる警戒レベル4に相当） <input type="checkbox"/> 避難指示の目安となる重要情報 <input type="checkbox"/> 災害発生が切迫した状態にある可能性が高いため、警報以上の注意が必要
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において、竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まったときに発表
顕著な大雨に 関する気象情報	大雨による災害発生危険度が急激に高まっている中で線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で実際に降り続けている状況を「線状降水帯」という用語により解説する情報

●波浪・高潮

波浪警報・注意報	高潮警報・注意報
<input type="checkbox"/> 高い波によって重大な災害が生じる可能性があるとして予想された場合に発表 <input type="checkbox"/> 「波浪」とは風によって生じる波 <input type="checkbox"/> 海岸沿いを移動する際には高波に注意する（海岸に近づかなければ比較的安全） <input type="checkbox"/> 高波はその場の天気や風の強さに関わらず生じるため、天気が良くても「波浪警報」が出ている場合は警戒が必要	<input type="checkbox"/> 台風や低気圧による異常な海面の上昇により、重大な災害が生じる可能性があるとして予想された場合に発表 <input type="checkbox"/> 「高潮」は津波と同じく海面全体の水位が上昇する現象 <input type="checkbox"/> 水位が想定以上に高くなると、防潮堤を乗り越えて大規模な浸水被害をもたらす（避難が必要な場合もある）

「命を守るために知ってほしい特別警報」(気象庁)

警報の発表基準をはるかに超える大雨等により、重大な災害の起こるおそれが著しく高まっている場合に、気象に関する特別警報を発表します。

● 気象に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

表中の「数十年に一度」の現象に相当する降水量等の客観的な指標は気象庁HPで公表しています。

● 大津波警報や噴火警報(居住地域)、緊急地震速報(震度6弱以上、長周期地震動階級4)を特別警報に位置づけます

現象の種類	基準
津波	高いところで3メートルを超える津波が予想される場合 (大津波警報を特別警報に位置づける)
火山噴火	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合 (噴火警報(居住地域)*を特別警報に位置づける)
地震(地震動)	震度6弱以上または長周期地震動階級4の大きさの地震動が予想される場合 (緊急地震速報(震度6弱以上または長周期地震動階級4)を特別警報に位置づける)

噴火警戒レベルを運用している火山では「噴火警報(居住地域)」「噴火レベル4又は5)を、噴火警戒レベルを運用していない火山では「噴火警報(居住地域)」「(キーワード:居住地域嚴重警戒)を特別警報に位置づけています。

特別警報は行政機関や様々なメディアを通じて伝えられます。情報収集に努めてください。



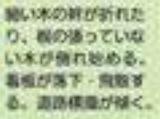
雨の強さと降り方

(平成12年8月作成) (平成14年1月一部改正)
 (平成29年3月一部改正) (平成29年9月一部改正)

1時間雨量 (mm)	雨の強さ (予報用語)	人の受ける イメージ	人への影響	屋内 (木造住宅を想定)	屋外の様子	車に乗っていて
10~20	やや 強い雨	ザーザーと 降る。	地面からの跳ね返り で足元がぬれる。 	雨の音で話し声が 全く聞き取れない。 	地面一面に水たまりが できる。 	
20~30	強い雨	どしゃ降り。	傘をさしていても ぬれる。 			ワイパーを速くしても 見づらい。 
30~50	激しい雨	バケツを ひっくり返した ように降る。		降っている人の半数く らいが雨に気がつく。 	道路が河川のようになる。 	高速走行時、車輪と路面の間に水膜が生じブレーキが効かなくなる。(ハイドロプランニング現象) 
50~80	非常に 激しい雨	滝のように降る。 (ゴーパーと降り 続く)	傘は全く役に立たなく なる。 		水しぶきであたり一部 が白っぽくなり、視界 が悪くなる。 	車の運転は危険。 
80~	猛烈な雨	息を止める ような圧迫感 がある。恐怖 を感じる。				

風の強さと吹き方

(平成12年8月作成) (平成14年1月一部改正)
 (平成19年4月一部改正) (平成25年3月一部改正)
 (平成29年9月一部改正)

平均風速 (m/s) おもその概速	風の強さ (予報用語)	速さの目安	人への影響	屋外・樹木の様子	走行中の車	建築物	おおよその 瞬間風速(m/s)
10~15 ~約50km/h	やや強い風	一般道路の自動車	道に向かって歩きにくくなる。傘がささない。 	樹木全体が揺れ始める。電線が揺れ始める。 	道路の吹流しの角度が水平になり、高速運転中では横風に流される感覚を受ける。 	穂(とい)が揺れ始める。 	20
15~20 ~約70km/h	強い風		道に向かって歩けなくなり、転倒する人も出る。高所での作業はきわめて危険。 	電線が揺り始める。看板やトタン板が外れ始める。 	高速運転中では、横風に流される感覚が大きくなる。 	屋根瓦・屋根葺材がはがれるものがある。窓ガラスが割れる。 	
20~25 ~約90km/h	非常に強い風	高速道路の自動車	何かにつかまっていけないと立ってられない。視界によって危険を感じるものがある。 	弱い木の幹が折れたり、根の通っていない木が倒れ始める。看板が落下・飛散する。道路作業が停く。 	通常の速度で運転するのが困難になる。 	屋根瓦・屋根葺材が飛散するものがある。吹き飛ばされていないプレハブの壁が移動・転倒する。ビニールハウスやフィルム(被覆材)が破断・破れる。 	40
25~30 ~約110km/h							
30~35 ~約120km/h						固定の不十分な金属製物の屋根がめくれる。養生の不十分な仮設電気が崩落する。 	50
35~40 ~約140km/h	猛烈な風	特急電車	屋外での行動は極めて危険。 	多くの樹木が倒れる。電柱や電灯が倒れるものがある。ブロック壁で倒壊するものがある。 	走行中のトラックが横転する。 	外装材が広範囲にわたって飛散し、下地材が露出するものがある。 	
40~ 約160km/h~						住家で倒壊するものがある。鉄骨構造物で変形するものがある。 	

2 気象警報・注意報発表時における教育活動実施基準

(1) 暴風警報・特別警報等が発令された場合

- ・学校所在地（静岡市南部）または生徒の居住地での発令で判断する。
- ・「特別警報」は、数十年に一度の重大な災害が起こるおそれが著しく大きい旨を警告する新しい防災情報のこと。

時刻	警報の状態	対応
午前6時	継続	午前休校
午前11時		終日休校 午後授業あり
	解除	

注意事項

- ・上記以外の警報・注意報は原則登校する。
- ・ただし、地域の実情・現地の気象状況等を家族と相談し、安全を確保した上で登校する。
- ・安全確保に不安がある場合は、状況が改善するまで自宅待機する。
- ・在校時に暴風警報等が発令された場合は、原則休校とし帰宅させるが、下校が危険な場合は、学校に留め置くこともある。

(2) 落雷・竜巻が発生した場合

ア 雷への対応

- ・雷鳴が聞こえたら、遠近にかかわらず、部活動等の屋外での活動は即時中止し、速やかに屋内に避難する。
- ・近くに避難場所がない場合は、身を低くしてしゃがむなど姿勢を低くする。
- ・電柱・鉄塔などの高い構造物や高い木などから離れる。
- ・同時に竜巻が発生することもあるから注意する。

イ 竜巻への対応

a 教室にいる時

- ・窓を閉めてカーテンを引き、飛来物の影響を抑え、窓から離れる。
- ・机の下などに隠れたり、壁に近いところで低い姿勢を取ったりする。

b 屋外にいる時

- ・飛来物に気をつけて、丈夫な建物へ避難する。

【参考】特別警報発表時における対応（平成27年2月24日付教総健第558号）

種類	対応	
気象等	県内全域又は学校所在地の市町に特別警報が発表された場合	特別警報が解除され、且つ安全が確認されるまで、原則として教育活動は中止し、生徒及び教職員の安全確保を徹底する。
	学校所在地以外の県内市町に特別警報が発表された場合	学校が所在する市町に対し、特別警報が発表されていない場合であっても、生徒の居住地や通学状況等に十分配慮した上で、教育活動の実施について適切に判断する。
地震動	緊急地震速報発表時の対応とする。	
(対応方針) ・「特別警報」は、「警報」の発表基準をはるかに超える数十年に一度の大災害が起こると予想される場合に発表され、対象地域の住民に対して最大限の警戒を呼びかけるものであることから、各学校においても生徒及び保護者に対し、「命を守る行動」を最優先するよう指導・周知する。 ・生徒の帰宅又は保護者への引渡しについては、特別警報が解除された後に行う。その際、公共交通機関、道路及び生徒の居住地等の安全を確認の上、帰宅させ、帰宅困難な生徒がいる場合には学校で待機させる等の対応をとる。		

【防災気象情報と避難情報における学校の対応】

★この表にとらわれることなく、学校の立地場所や通学路、学区の状況に合わせて、児童生徒の身の安全を最優先に考えた対応を設定してください。
 ★自宅や通学路が土砂災害警戒区域や浸水想定区域にある児童生徒は、この表にとらわれることなく身の安全を最優先に考えた行動をとらせてください。

令和5年10月4日 第2版
 静岡市教育委員会

内閣府・消防庁が示す対応（令和3年5月から）		小中学校の対応								
警戒レベル	避難情報（市区単位で発表）	気象情報（静岡市消防または静岡市消防で発表）	指定河川洪水情報	とるべき行動	児童・生徒の動き			職員の動き		
					登校前・登校中	在校中	下校時・下校中	出勤前・出勤途中	勤務中	在宅中
5	緊急安全確保	大雨特別警報	氾濫発生情報	・直ちに身の安全を確保する。 ・直ちに身の安全を確保する。	・登校を控える。 ・直ちに身の安全を確保する。	・校内の安全な場所に避難する。 （基本的には、在校中にレベル5が発表されないことがないよう早めに対応する。）	・登下校に留め置きをする場合は、学校に留め置きを要する。	・安全が確保できれば出勤する。 ・出勤できない場合は最寄りの市立学校に出勤し、その校長の指示を受ける。	・児童生徒が在校中の場合は、児童生徒の安全を確保する。 ・土砂災害対策本部を設置する。	・地震緊急対策委員は可能な範囲で参集する。校長の指示による。災害が発生している場合は無理に参集しない。
＜警戒レベル4までに必ず避難＞										
4	避難指示（第4次防災体制）	大雨警報 土砂災害警戒情報	氾濫 警戒情報	・危険な場所から全員避難する。 ・避難を完了する。	・登校前であれば自宅周辺や通学路の状況から「安全を確認して登校」または「自宅待機」する。安全が確保できる最も近い方向に向かう。 ※職員は登校していない児童生徒の安否確認の方法を構築しておく。	・通常通りの学校生活を送る。ただし、いつまでも避難できる場所を確保し、土砂災害警戒区域や浸水想定区域に立地する学校は安全を第一に考え、避難行動をとる。	・下校時に学区が安全であると確認できれば、下校させる。 ・職員が引率し集団下校させた場合、一斉下校をさせたりする。安全が確認できない場合は留め置きし、保護者の引き渡しの下校をさせる。	・通常通り出勤する。	・通常通り勤務する。 ・気象情報を随時確認する。 ・学校周辺や学区に被害が発生していないか確認する。 ・児童クラブと連絡を取る。 ・公共交通機関の運行状況を確認する。 ・下校の仕方（引き渡し、集団下校等）を確認する。	・必要に応じて管理職等は参集する。 ・他の職員は自宅で情報収集に努める。
3	高齢者等避難（第3次防災体制）	大雨警報 洪水警報	氾濫 警戒情報	・危険な場所から高齢者等は避難する。 ・必要に応じて、避難の準備をする。 ・危険を感じたら自主的に避難する。	・原則安全を確認して登校する。 ・「家庭の判断で自宅待機をしてよい」。	・通常通りの学校生活を送る。 ・保護者から引き渡しの依頼があった場合には、引き渡して下校させる。	・安全に注意し下校させる。	・通常通り出勤する。	・気象情報を随時確認する。 ・避難経路や職員の役割を再確認する。 ・学校周辺の状況を確認する。	・各自情報収集に努める。
2	第2次防災体制 第1次防災体制	大雨注意警報 洪水注意警報	氾濫 注意情報	・自宅等の災害リスクを再確認する。 ・避難情報の把握手段を再確認する。	・安全を確認して登校する。	・通常通りの学校生活を送る。	・通常通り下校させる。	・通常通り出勤する。	・早期注意情報で今後警報に切り替える可能性がないか注視する。 ・避難経路や職員の役割を再確認する。	
1	心構えを一段高める 職員の連絡体制を 確認	早期注意情報		・通常通りに登校する。		・通常通りの学校生活を送る。	・通常通り下校させる。	・通常通り出勤する。	・通常通り勤務する。	

●指定河川洪水予報対象河川（国が指定する流域面積の大きい河川）
 安倍川
 ●水位周知河川（指定河川洪水予報の対象でないが、洪水警報・注意報の対象となる河川）
 丸子川・蘆科川・巴川・長尾川・鹿原川・山切川・興津川

☆浸水想定区域・土砂災害警戒区域を確認する
 →静岡市防災情報ポータル <https://www2.wagman.jp/shizuoka-hazard/Portal>
 ☆気象情報を確認する
 →気象庁「キキクル」 <https://www.jma.go.jp/bosa/risk>
 ☆河川の水位情報、ライノカメラ、雨量情報を確認する
 →静岡県土木総合防災情報「サイボス・リーダー」 <http://sipsos.pref.shizuoka.jp>

静岡市立高等学校 タイムライン

○気象庁・静岡地方気象台 ◇静岡河川国道事務所	静岡市及び教育委員会	学校の対応	家庭・地域
○台風情報、警戒級の可能性 ○長期注意情報（気象庁） ○台風に関する静岡気象情報 ○台風に関する記者会見（気象庁） ○大雨・洪水注意情報 ◇迅速注意情報 ○大雨・洪水警戒情報 ◇迅速警戒情報 ○土砂災害警戒情報 ○記録的短時間大雨情報 ◇迅速警戒情報 ○大雨特別警戒情報 ◇迅速発生情報 ○警戒の継続／解除 大規模災害の発生	警戒レベル1 警戒レベル2 警戒レベル3 警戒レベル4 警戒レベル5 ○避難所開設（静岡市） ○高齢者等避難所等（静岡市） ○市災害対策本部設置（静岡市） ○緊急安全確保（静岡市）	○テレビ・インターネット等による気象情報の確認 ○保護者への通知 ・対応の迅速し（休校の判断等）・注意喚起（川に近づかない等） ・避難時の必要事項（避難場所避難ルート・連絡方法 非常用品等） ・自宅周辺が危険な場合、自主的に判断することの通知 等 ○校内における災害対応の方針確認（校長等） ○近隣学校との対応の確認 ○林校措置をとる場合 前日から当日午前の時点でClassで保護者に連絡する。 ○登校後に保護者に引き渡す場合 近隣学校と協議～Classで保護者に連絡する。 ※避難、土砂災害等の危険が迫っている場合は学校に留まる指示をする場合もある。	○テレビ・インターネット等による気象情報の確認 ○避難場所、避難ルート、連絡方法 非常用品確認 ○自宅周辺で洪水等のおそれがある場合、家庭の自主判断による安全確保（自宅もしくは避難所） ○学校からのメール確認 ○子供への声掛け（外出を控える 川に近づかない等） ○学校にお迎え ※避難、土砂災害等の危険が迫っている場合は迎えに行かない ○家庭において安全確保（避難） ○NTT災害伝言ダイヤル（1711）への伝言依頼 ○家庭の安否の状況の確認 ○生徒の安否確認・登校・休校等は、以下のいずれかの方法で連絡する。 1 停電ではない場合 ・学校からClassで連絡 ・保護者はClassで確認 保護者はClass内のアンケートで安否・居場所を返信 2 停電で電話がつかない場合 ・校門に連絡事項の掲示（名簿の準備）→保護者は確認し、安否状況を名簿に記載 ・職員の家電訪問による1軒1軒への連絡 ・上記による連絡が取れない場合、NTT災害伝言ダイヤル（1711）で伝言を登録

台風・豪雨時に「避難情報のポイント」を確認し避難しましょう

緊急時に確認

避難情報のポイント

！……必ず確認してください……！

市区町村から出される避難情報（警戒レベル）

- ① 避難とは難を避けること、つまり安全を確保することです。安全な場所にいる人は、避難場所に行く必要はありません。
- ① 危険な場所から警戒レベル3で（高齢者等は避難）、警戒レベル4で（全員避難^{※1}）です。
※1 警戒レベル4「全員避難」は、高齢者等に問わず全員が危険な場所から避難するタイミングです。



警戒レベル4 避難指示で危険な場所から避難です

- ① 警戒レベル5はすでに災害が発生・切迫している状況です。
 - ・警戒レベル5は、すでに安全な避難ができず命が危険な状況です。
 - ・警戒レベル5緊急安全確保の発令を待ってはいけません！
 - ・ただし、警戒レベル5は、市区町村が災害の発生・切迫を把握できた場合に、可能な範囲で発令される情報であり、必ず発令される情報ではありません。
- ① 警戒レベル4は避難指示に一本化されました。
 - ・避難のタイミングを明確にするため、令和3年の災対法改正以前の警戒レベル4避難勧告と避難指示（緊急）は「避難指示」に一本化され、避難指示は令和3年の災対法改正以前の避難勧告のタイミングで発令されます。
 - ・警戒レベル4避難指示は、立退き避難に必要な時間や日没時間等を考慮して発令される情報で、このタイミングで危険な場所から避難する必要があります。
- ① 警戒レベル3は高齢者だけの情報ではありません。
 - ・「高齢者等」は障害のある人や避難を支援する者も含んでいます。
 - ・さらに、高齢者等以外の人にも必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めのたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングです。
- ① 豪雨時の屋外避難は危険です。車の移動も控えましょう。

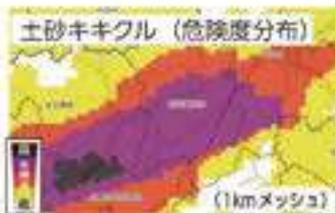
避難情報のポイント解説 もっと詳しく知りたい人向け

国土交通省・気象庁・都道府県から出される 河川水位や雨の情報（警戒レベル相当情報）

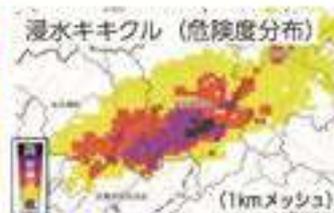
■ キキクル（危険度分布）で、お住まいの地域の状況を確認しましょう

気象庁から市区町村単位の警戒レベル相当情報[※]が出されたら、お住まいの地域の状況が詳細にわかる情報「キキクル（危険度分布）」を確認してください。黄の段階では、既に災害のおそれが高まっている状況です。

住所を登録しておけば、お住まいの地域が危険になったら自動的にスマートフォンに通知される「危険度分布通知サービス」もありますので、ご活用ください。



崖・溪流の近くは危険



低地は危険



河川沿いは危険

※市区町村単位で発表される情報には、大雨特別警報、土砂災害警戒情報、大雨警報などがあります。

■ 市区町村が出す警戒レベル3又は警戒レベル4（避難情報）で必ず避難しましょう 気象庁などから出る河川水位や雨の情報を参考に自主的に 早めの避難をしましょう

避難情報等 (警戒レベル)			河川水位や雨の情報 (警戒レベル相当情報)	
警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	避難情報等	河川水位や雨の情報
5	災害発生 又は切迫	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保	5 氾濫発生情報 大雨特別警報 (土砂災害)
~~~~~ <警戒レベル4までに必ず避難！> ~~~~~				
4	災害の おそれ高い	危険な場所から 全員避難	避難指示	4 氾濫危険情報 土砂災害警戒情報
3	災害の おそれあり	危険な場所から 高齢者等は避難	高齢者等避難	3 氾濫警戒情報 洪水警報 大雨警報
2	気象状況悪化	自分の避難行動を確め	大雨・洪水注意情報	2 氾濫注意情報 ——
1	中程度の気象状況 悪化	災害への危険見込みがある	早期注意情報	1 —— ——

市区町村長は、河川や雨の情報（警戒レベル相当情報）のほか、地域の土地利用や災害実績なども踏まえ総合的に避難情報等（警戒レベル）の発令判断をすることから、警戒レベルと警戒レベル相当情報が出るタイミングや対象地域は必ずしも一致しません。

わからないことがありましたらお住まいの市区町村にお問い合わせください。

（参考）内閣府防災ホームページ「避難情報に関するガイドラインの改定（令和3年度）」  
[https://www.bousai.go.jp/oukyu/hinanjouhou/r3_hinanjouhou_guideline](https://www.bousai.go.jp/oukyu/hinanjouhou/r3_hinanjouhou_guideline)

### 3 気象警報等が発表された場合（又は発表が予見される場合）

#### ◎生徒在校時の対応

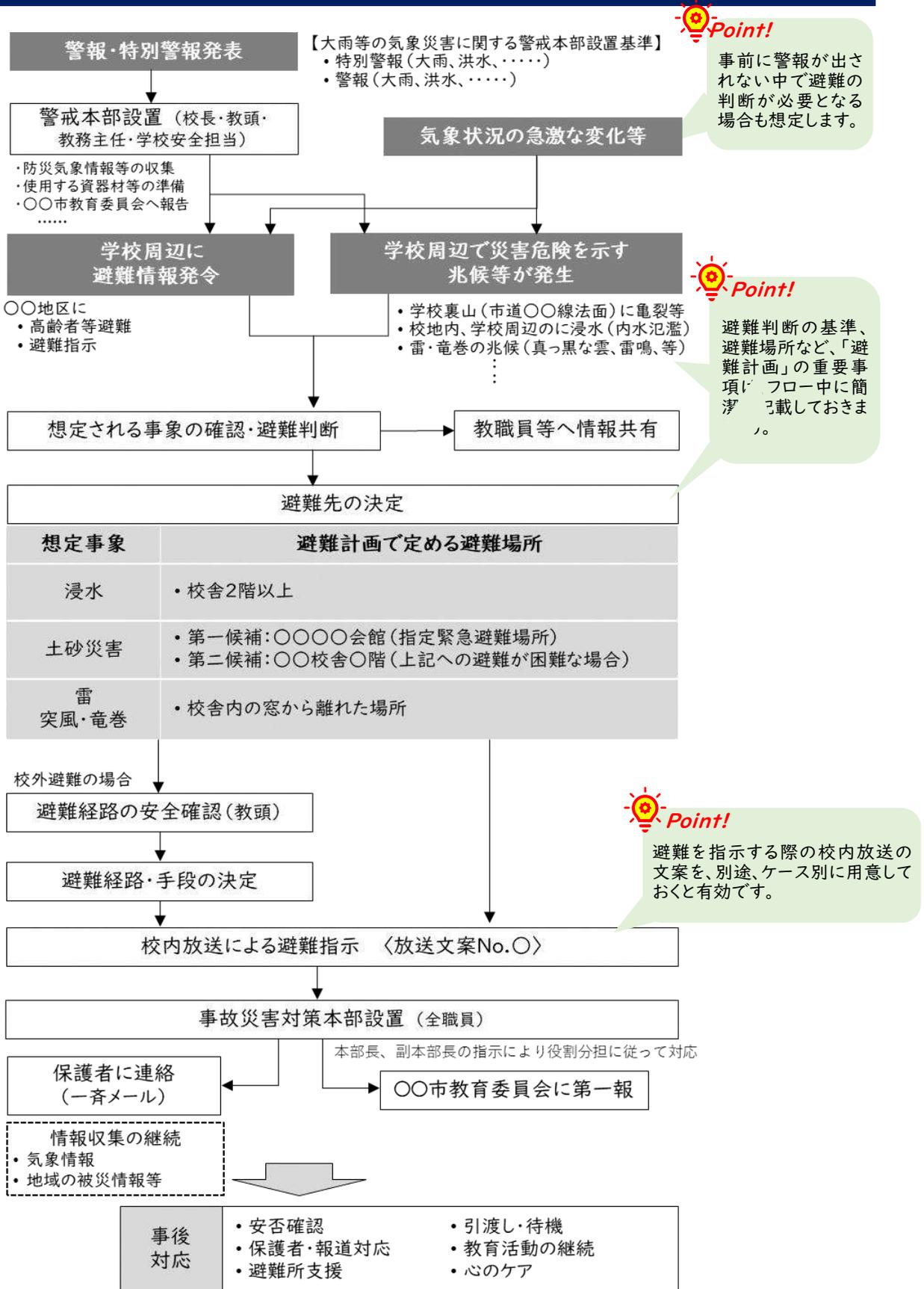
1 警報等発表時（又は警報等の発表が予見できたとき）	実施者
<input type="checkbox"/> テレビ、ラジオ、インターネット等からの情報収集体制強化 <input type="checkbox"/> 指示・連絡体制の確認 <input type="checkbox"/> 教職員及び生徒への定期的な情報提供開始 <input type="checkbox"/> 周辺校や関係機関との情報共有	<input type="checkbox"/> 災害対策本部
2 授業中止等の対応の検討・決定	
<input type="checkbox"/> 教職員及び生徒に連絡 ※授業を継続する場合は情報収集・提供を継続 <input type="checkbox"/> <u>教育委員会への報告（※）</u>	<input type="checkbox"/> 災害対策本部 <input type="checkbox"/> 生徒班 <input type="checkbox"/> 災害対策本部
3 下校対応	
<input type="checkbox"/> 通学路、交通機関等の状況を把握（自転車下校の可否の判断） （安全が確認できた場合） 注意喚起をした上で、状況が悪化する前に速やかに下校させる （安全が確認できない場合） 留置き、引渡し等の措置の検討、実施 自転車下校の禁止 （必要に応じて） 保護者への連絡	<input type="checkbox"/> 施設管理班 <input type="checkbox"/> 生徒班 <input type="checkbox"/> 災害対策本部 <input type="checkbox"/> 保護者対応班

#### ◎生徒不在時の対応 ※参集した応急対策要員が以下の業務を実施

1 警報等発表時（又は警報等の発表が予見できたとき）
<input type="checkbox"/> テレビ、ラジオ、インターネット等からの情報収集体制強化 <input type="checkbox"/> 指示・連絡体制の確認 <input type="checkbox"/> 必要な教職員の参集（管理職 等） <input type="checkbox"/> 周辺校や関係機関との情報共有 <input type="checkbox"/> 生徒、保護者への連絡方法の確認
2 休校等の対応の決定・連絡
<input type="checkbox"/> 各校の授業等の実施基準に基づき対応を決定 <input type="checkbox"/> 必要に応じて生徒、保護者等に連絡 <input type="checkbox"/> <u>教育委員会への報告（※）</u>

※教育委員会大規模災害等に関する情報伝達実施要領（毎年度当初に県教委から通知）による。

◆ 突発的な気象災害等の発生時の対応フロー (授業中)



4 積乱雲の発生にともなう「竜巻」「雷」「局地的大雨」への対応

「教職員のための危機対応BOOK」(静岡県教育委員会)

② 竜巻・雷・局地的大雨発生時の初動対応

1. 危険の察知

黒い雲の接近



雷の音



冷たい風



竜巻・雷・局地的大雨の兆候

2. 身を守る指示

雷・局地的大雨



水辺から離れなさい



雨が降る前から避難



建物や自動車の中に避難しなさい



木や電柱から離れなさい



木の下で雨宿りは危険



雷鳴が遠くでもすぐに避難

竜巻



頑丈な建物の中に避難しなさい



窓や壁から離れなさい



物陰で身を伏せなさい



窓を閉めカーテンを引きなさい



車庫や物置への避難は危険

## 1 原子力災害対策の基礎知識

「原子力防災のしおり 平成30年10月」(静岡県)

# 原子力災害とは、 なんですか？

原子力発電所の事故により、発電所から放射性物質が外にもれてしまうことをいいます。  
原子力災害は、自然災害と比べ、主に次のような特徴があります。

放射性物質は、放射線を放出しながら雲のようなかたまりとなって風下へ広がります。

放射性物質や放射線は人間の五感で感じることはできませんが、放射線測定器を用いることにより検知することができます。

放射線による被ばくから身を守るためには屋内退避や避難などの防護措置が必要となります。



放射線を浴びることを被ばくといい、身体の外から被ばくする外部被ばくと、食べ物や呼吸によって身体の中から被ばくする内部被ばくがあります。

# 原子力災害対策を重点的に 行う地域はどこですか？

中部電力浜浜網原子力発電所は、遠州灘に面した御前崎市佐倉に立地しています。原子力災害対策を重点的に実施すべき地域として、県では発電所から概ね半径31km圏内の地域を設定しています。



# どんなときに どんな指示が出るの？

原子力発電所で事故が発生した場合は、発電所がどうなっているか、放射性物質が放出されているか、放射線の測定(モニタリング)結果はどうか、に基づき、屋内退避や避難などの必要な防護措置が判断され、指示が出されます。

## 発電所の状況に基づく判断(放射性物質の放出前)

事例	緊急事態区分	PAZの防護措置	UPZの防護措置
県内で 震度6弱以上の 地震が観測 された時など	<b>警戒事態</b> 異常事態の発生、または そのおそれがあるとき	要配慮者等の避難準備	情報収集
発電所の 全交流電源が 喪失した状態が 継続した時など	<b>施設敷地緊急事態</b> 放射線による影響が起こる 可能性があるとき	要配慮者等の避難実施 一般住民に避難準備を 行うよう 指示が出ます。	屋内退避の準備を 行うよう 指示が出ます。
原子炉を冷却する 全ての機能を喪失 した時など	<b>全面緊急事態</b> 放射線による影響が起こる 可能性が高いとき	全住民の避難、 安定ヨウ素剤の服用の 指示が出ます。	屋内退避の実施や 避難・一時移転の 準備を行うよう 指示が出ます。

## 空間放射線量率に基づく判断(放射性物質の放出後)

放射線モニタリングの値	防護措置
500 $\mu$ Sv/h超過	数時間以内を目途に区域を特定し、 速やかに(1日以内を目安)避難するよう指示が出ます。
20 $\mu$ Sv/h超過	1週間程度内に移転する 一時移転の指示が出ます。
0.5 $\mu$ Sv/h超過	飲食物を検査する区域を決め、 検査結果によっては摂取制限を行います。

$\mu$ Sv：マイクロシーベルト

# 原子力発電所で 緊急事態が発生したら

万が一、原子力発電所で緊急事態が発生し、放射性物質の放出による影響が周辺地域に及ぶ、又はそのおそれがある場合には、国、県、市町などの防災関係機関は、防災計画に基づき、皆様の健康と安全を守るために様々な防災活動を行います。これらの状況については、ラジオ、テレビ、防災行政無線、インターネット、広報車などにより、そのつど住民の皆様へお知らせします。情報に従い落ちついて行動してください。



慌てて行動せず、次の情報がでるまで屋内で退避しましょう。



うわさやデマに惑わされないようにしましょう。

県や市町からの正しい情報にしたがって行動しましょう。おかしいと思ったら、複数の公共放送で確認してください。



電話の使用は極力控えましょう。安否情報の確認などは、「災害時伝言ダイヤル171」などを利用しましょう。



おとなりさん・ご近所さんとの情報の確認をしましょう。

お年よりや体の不自由な方には、特に声をかけましょう。

原子力災害が発生したときは発電所の事故の状況や緊急時モニタリングによる放射線の実測値などに基づき屋内退避や避難などの防護措置が決定されます。

住民が一斉に避難を開始すると、交通網が混乱し、いたるところで大渋滞が発生することで避難時間が長くなるなどのシミュレーションの結果があります。

みなさんができるだけスムーズに避難でき、被ばくを最小限にとどめられるよう、屋内退避や避難の指示に基づいて冷静な行動をお願いします。

## 静岡県原子力防災ポータル

静岡県では浜岡原子力発電所の状況、緊急時モニタリングの情報、避難指示等の範囲、避難ルートなどの情報をパソコンやスマートフォン等で見る事ができるシステムを開発しました。(H28.3)

QRコードでもアクセス可能



静岡県のホームページからアクセスできます。(http://shizuoka.force.com/shizuokandp)

# 屋内退避の 指示が出されたら

自宅などの屋内に入り、できる限り外気に触れないよう、ドアや窓を全部閉めてください。  
建物に入ると被ばくを減らすことができます。コンクリートなどの気密性の高い建物はより効果的です。



放射性プルーム(放射性物質が雲状になったもの)が通過する時に屋外で行動すると、かえって被ばくが増すおそれがあります。屋内退避によって放射性物質をできるだけ避けたほうが、被ばく量を少なくすることができます。

(学校の場合)

- 教室等の全ての窓やカーテンを閉め、換気扇等を止める。
- 避難等に備え、マスク配布の準備をする。
- 長時間の屋内退避においては、特に体調や気持ちの変化に配慮する。
- 自治体等からの指示に迅速に対応できるよう、身支度を整えさせる。
- 今後の動きや留意点(保護者への引渡し・避難・家族との合流、防護対策等)を生徒に説明する。
- 一斉メール等を活用し、学校の対応(屋内退避)等について保護者に連絡する。

## 1 火山災害の基礎知識

## ●静岡県内における活火山

県内には、富士山と伊豆東部火山群の2つの火山群が存在し、近隣では箱根山が活火山である。また火山の噴火物は火山ごとに異なるが、火山活動に起因する現象を、「流下物」と「降下物」に分類した。

区分	現象名	内容
流下物	火砕流	火山灰や火山弾等が、高温の火山ガスや取り込んだ空気と一体となって時速数十kmから百数十kmの速度で斜面を流下する現象 火砕流よりさらに気体の割合が多いものを火砕サージという
	溶岩流	マグマが火口から噴出し、高温の溶岩として地表を流れる現象
	融雪型火山泥流	積雪期に火砕流などの熱によって斜面の雪が一気に溶けて、大量の水が周辺の土砂や岩石を巻き込みながら谷筋や沢沿いを流下する現象（時速60kmを超えることもある）
	降灰後土石流	降灰や火砕流で流下した火山灰などが、山の斜面に堆積した後に起きる土石流
降下物	降灰	火山灰が降下、堆積する現象 木造家屋では約30cm堆積すると倒壊のおそれあり
	噴石	大きな噴石は火口から数km先まで飛散することがある 小さな噴石は風に流され、火口から10km程度の場所に落下のおそれあり

## 「噴火警報と噴火警戒レベル」（気象庁）

**噴火警報が対象としている主な火山現象**

**大きな噴石** 爆発的な噴火によって火口から吹き飛ばされた直径約50cm以上の大きな岩石等は、風の影響を受けずに弾道を描いて飛散して短時間で落下し、建物の屋根を打ち破るほどの破壊力を持っています。

**火砕流** 高温の火砕物（火山灰、軽石等）と高温のガスが一体となって猛スピードで山腹を駆け下る現象です。温度数百度、最大時速100km以上にも達し、その通過域では焼失・破壊など壊滅的な被害が生じます。

**融雪型火山泥流** 噴火に伴う火砕流等の熱によって積雪が融け、大量の水と土砂が一体となって高速で流れ下る現象です。時速60kmを超えることもあり、積雪の状況によっては谷筋や沢沿いをはるか遠方まで一気に流下し、通過域では壊滅的な被害が生じます。

噴火警報では、主にこれらの現象に対する「警戒が必要な範囲」を発表します。これらの現象は、発生を確認してから避難するのでは間に合わないため、噴火警報を活用した事前の避難や入山規制等が必要です。



大きな噴石



火砕流

●富士山の噴火警戒レベル



平成19年12月1日運用開始

## 富士山の噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	噴火警戒レベル コード	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報(居住地域)または噴火警報	居住地域及びそれぞれより火口側	5 (避難を要する)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●大規模噴火が発生し、噴石、火砕流、溶岩流が居住地域に到達(危険範囲は状況に応じて設定)。  <b>過去(1707年)噴火の事例</b>                      12月16日～1月1日:大規模噴火、大量の火山灰等が広範囲に降積  <b>その他の噴火事例</b>                      貞観噴火(864～865年):                      北西山根から噴火、溶岩流が約8kmまで到達                      延暦噴火(800～802年):                      北東山根から噴火、溶岩流が約13kmまで到達</li> <li>●顕著な群発地震、地殻変動の加速、小規模噴火開始後の噴火活動の高まり等、大規模噴火が切迫している(噴石飛散、火砕流等、すぐに影響の及ぶ範囲が危険)。  <b>過去(1707年)噴火の事例</b>                      12月15日昼～16日午前(噴火開始前日～直前):                      地震多発、東京など広域で揺れ</li> </ul>
			4 (避難を要する)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●小規模噴火の発生、地震多発、顕著な地殻変動等により、居住地域に影響するような噴火の発生が予想される(火口出現が想定される範囲は危険)。  <b>過去(1707年)噴火の事例</b>                      12月14日まで(噴火開始数日前):                      山麓で有感となる地震が増加</li> </ul>
警報	噴火警報(火口周辺)または火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●居住地域に影響しない程度の噴火の発生、または地震、微動の増加等、火山活動の高まり。  <b>過去(1707年)噴火の事例</b>                      12月3日以降(噴火開始十数日前):                      山中のみで有感となる地震が多発、鳴動がほぼ毎日あった</li> </ul>
		火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●影響が火口周辺に限定されるごく小規模な噴火の発生等。  <b>過去事例</b> 該当する記録なし</li> </ul>
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山である)	火山活動は静穏。火山活動の状況によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	特になし。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●火山活動は静穏(深部低周波地震の多発等も含む)。</li> </ul>

注1) ここでは噴石とは、主として風の影響を受けずに飛散する大きさのものとする。  
 注2) ここでは、噴火の規模を噴出量により区分し、2～7億tを大規模噴火、2千t～2億tを中規模噴火、2百t～2千万tを小規模噴火とする。なお、富士山では火口周辺のみに影響を及ぼす程度のごく小規模な噴火が発生する場合は現時点で特記されており、特定できるのは実際に噴火活動が開始した後とされており、今後想定を検討する。  
 注3) 火口出現が想定される範囲とは、富士山火山防災マップ(富士山火山防災協議会作成)で示された範囲を指す。  
 各レベルにおける具体的な規制範囲等については地球防災計画等で定められています。各市町村にお問い合わせください。  
 ■最新の噴火警戒レベルは気象庁HPでもご覧になれます。  
<https://www.jma.go.jp/>



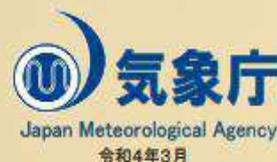
●伊豆東部火山群の噴火警戒レベル

## 伊豆東部火山群の噴火警戒レベル

予報 警報	噴火警戒レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動	想定される現象等
噴火警報	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●マグマ水蒸気爆発の発生により大きな噴石、ペースサージが居住地域に到達する。</li> <li>●低周波地震や火山性微動の多発、顕著な火山性微動の発生。</li> </ul> <p><b>過去事例</b> 1989年7月11日の低周波地震の多発、顕著な火山性微動の発生、7月13日の海底噴火。</p>
	レベル4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まってきている)。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●低周波地震や火山性微動の増加、継続時間の長い火山性微動の発生。顕著な地殻変動。</li> </ul> <p><b>過去事例</b> 1989年7月10日の低周波地震の増加、1995年10月4日の継続時間の長い火山性微動の発生、低周波地震の増加。</p>
火口周辺警報	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。危険な地域への立入規制等。	<p><b>【レベル2,3の発表について】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○活動が活発化するとき 噴火の可能性が高まっていく段階では、レベル2,3の発表はなく、レベル4以上が発表されます。</li> <li>○活動が沈静化するとき 火山活動が沈静化し、レベル5からレベルを下げる段階で、火山活動の状況に応じてレベル2,3を発表する場合があります。</li> </ul>
	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	
噴火予報	レベル1 (活火山であることに留意) <small>地震活動の見直しに関する情報の発表</small>	火山活動は静穏。  [地下深部のマグマ活動により、活発な群発地震が発生することがある。]	住民は通常の生活。  [危険な場所を避けたり、家具を固定するなど、大きな揺れに対する対策が必要。]	<ul style="list-style-type: none"> <li>●火山活動は静穏。</li> <li>●活発な群発地震により、最大震度5弱～6弱程度の大きな揺れとなることがある。</li> </ul> <p><b>過去事例</b> 1997年3月、1998年4～6月、2006年4月、2009年12月の群発地震等。</p>

注1) ここでいう「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散するものとする。  
 注2) 噴火警報(噴火警戒レベル4(高齢者等避難)、5(避難))は、特別警報に位置付けられています。

最新の噴火警戒レベルは気象庁HPでもご覧になれます。  
<https://www.jma.go.jp/>



1 国民保護対策の基礎知識

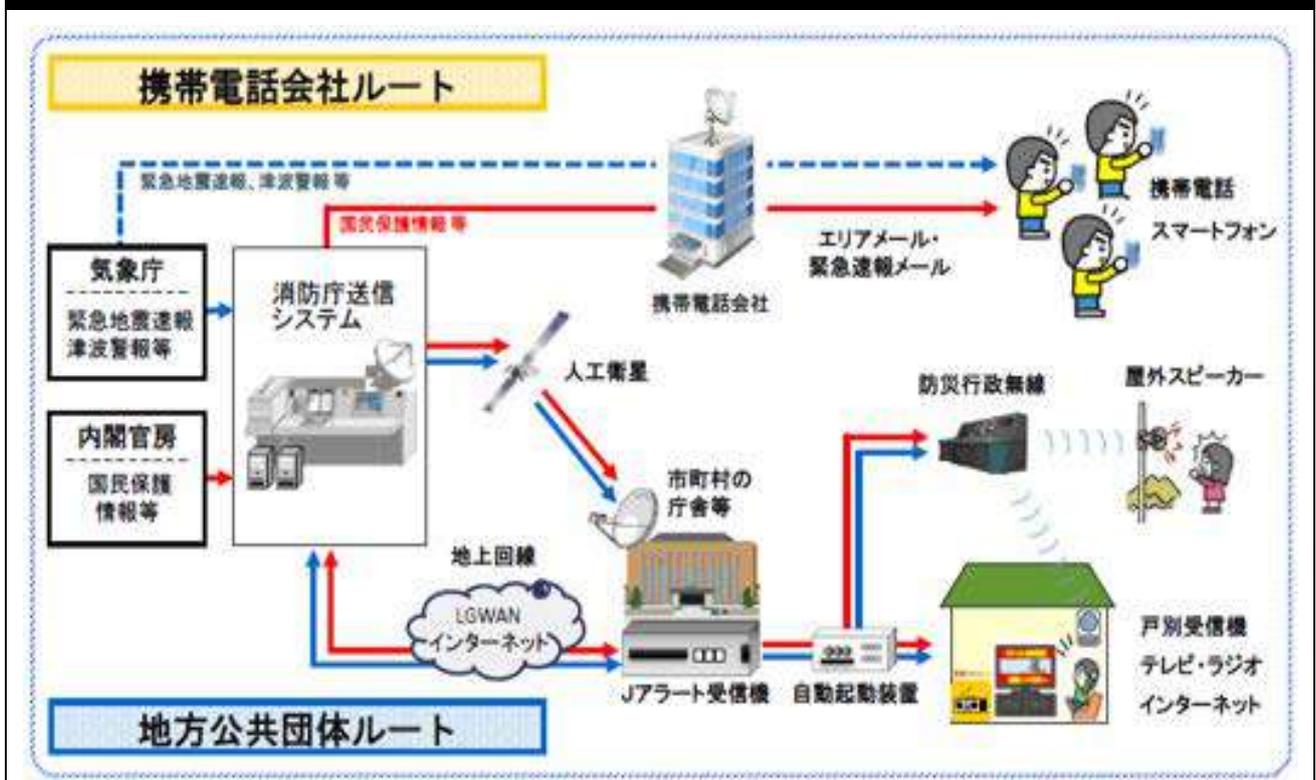
●国民保護

万が一、外敵から日本国に対する武力攻撃があったときに、国民の生命身体及び財産を保護する。

●全国瞬時警報システム（Jアラート）

緊急地震速報や津波警報、弾道ミサイル情報など、対処に時間的余裕のない事態に関する情報をスマートフォン等に配信される緊急速報メール、市町村防災行政無線等により、国から住民まで緊急情報を瞬時に伝えるシステム。

「Jアラート」（総務省消防庁）



## 2 ミサイル発射後に出されるJアラート警報時の対応

### ア 基本的な避難行動

#### (ア) 屋外にいる場合

- ・ 近くの建物の中や地下に避難し、床に伏せて頭部を守る。
- ・ 近くに避難できる建物がない場合は、物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。

#### (イ) 屋内にいる場合

- ・ できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋に移動する。
- ・ 床に伏せて頭部を守る。

#### (ウ) 弾道ミサイルが日本に落下する可能性がある場合

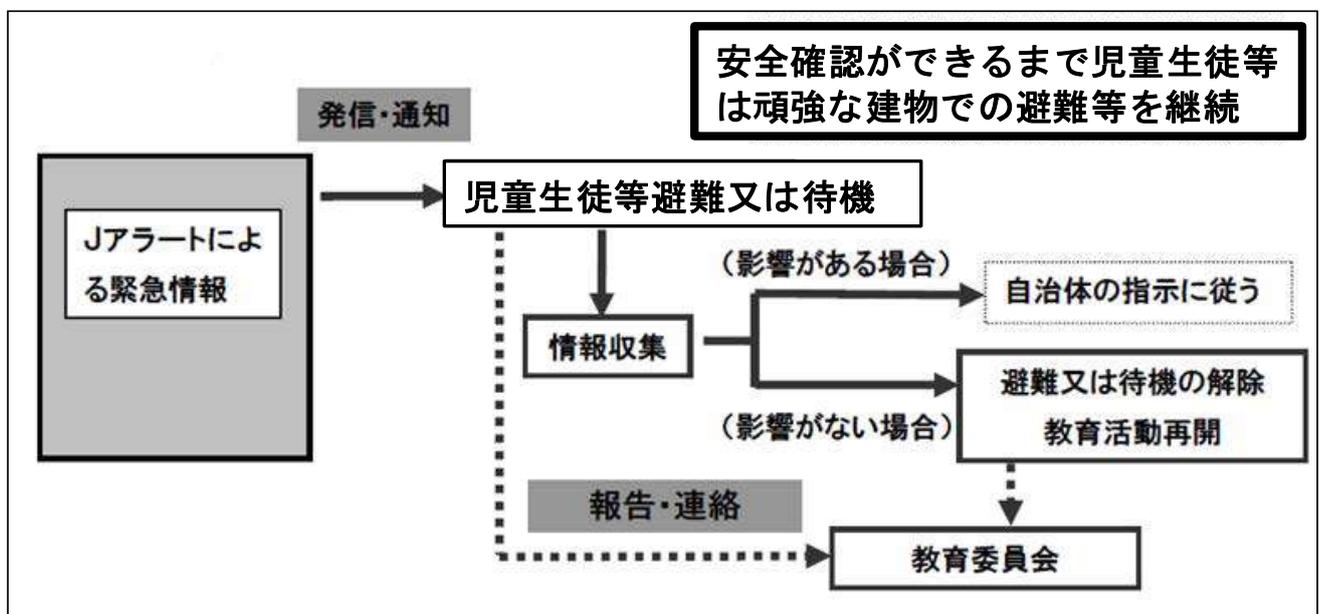
- ・ 直ちに避難行動を取る。

#### (エ) 日本の上空を通過した場合または領海外の海域に落下した場合

- ・ 避難行動の解除
- ・ 不審な落下物等を発見した場合には決して近寄らず、直ちに警察、消防等に連絡する。

### イ 授業中の対応

- ・ 緊急情報発令時には原則として避難行動を取る。
- ・ 日本上空を通過した場合・領海外の海域に落下した場合は、周囲の安全を確認した上で教育活動を再開する。
- ・ 静岡県内に弾道ミサイル等が落下し、被害が出た場合には、静岡市教育委員会の指示を受けて休校にする場合もある。その場合、地震発災時の対応Ⅱに準ずる。



(参考) 対応の全体的な流れ

全国瞬時警報システム(Jアラート)警報時の対応について  
～学校の対応編～

事前対応

- ・「全国瞬時警報システム(Jアラート)警報時の対応について～行動編～」等を参考に、児童生徒に対しJアラート警報時の行動や体勢等を指導する
- ・Jアラート警報時の行動、学校の対応について、保護者に周知する

授業中断等の基準

- ・始業前:
- ・授業中:

学校の対応を記載

授業中断等の判断について(参考)

ミサイルの発射条件によっては、極めて短時間(1,600kmほどの距離を約10分)で飛来することが予想されるため、中断や登校時間を遅らせる等については速やかな判断が求められる。

ミサイルが発射された場合

始業前

- ・登校前の児童生徒は、自宅待機させる(事前指導)
- ・授業開始を遅らせる等の措置を取り、児童生徒、保護者に通知する

登下校中

- ・登下校中の児童生徒は近くの建物に避難させる(事前指導)
- ・電車やバス(乗合バス)に乗車している場合は、事業者の指示に従う(事前指導)
- ・スクールバス乗車中の場合は、バスを降り近くの建物に避難するか、バスに乗車したまま比較的 안전한場所(地下やトンネル等)に移動し、避難姿勢をとる(事前指導)

児童生徒在校時

- ・教育活動を中止し、児童生徒を速やかに屋内(校舎等)に避難させる
- ・屋内(校舎、寄宿舎等)にいる場合は、爆風により窓ガラス等が吹き飛ばおそれがあるため、できる限り窓から離れさせる

放課後(児童生徒が残っている場合)

- ・課外活動(部活動等)を行っている場合は中止し、児童生徒を屋内(校舎等)に避難させる

ミサイルが通過した場合

- ・安全が確認でき次第避難行動をやめ、教育活動等を再開する
- ・引き続き、テレビやラジオ、インターネット等で情報を収集する

静岡県教育委員会

全国瞬時警報システム(Jアラート)警報時の対応について  
～行動編～

Jアラート警報の意味を理解し、情報収集しながら適切な行動に努めてください

ミサイルが発射された場合

- ・屋内にいる場合
  - 窓から離れるか、窓のない部屋に移動する
- ・屋外にいる場合
  - 近くの建物(できればコンクリート造り等頑丈な建物)や地下に避難する
  - 近くに建物がない場合
    - 物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る



★ポイント

ミサイル着弾時に爆風や破片等による被害を避けるための避難行動を取る

ミサイルが落下した場合

- ・屋内にいる場合
  - 換気扇を止め、窓を閉め、目張りして室内を密閉する
- ・屋外にいる場合
  - 口と鼻をハンカチで覆いながら直ちに現場を離れ、密閉性の高い建物又は風上に避難する
- ・テレビ、ラジオ、インターネット等で情報を収集する
- ・行政からの指示(同報無線等)があれば、指示に従う

★ポイント

弾頭の種類に応じて被害の様相や対応が異なるため、避難行動を続けながら情報を収集すること

ミサイルが通過した場合

- ・避難行動をやめ、引き続き情報収集に努める
- ・落下物らしきものを発見した場合は決して近寄らず、警察・消防に連絡する
- ・防災行政無線等による指示があった場合は指示に従って行動する



参考: 国民保護ポータルサイト

静岡県教育委員会

(8)

その他

## 1 大規模停電発生時における学校の対応

### ●事前の対応

- 気象情報の収集（静岡地方気象台HP／サイポスレーダー／静岡県地理情報システム 等）
- 防災設備等の確認、必需品の備蓄
- 授業等の実施基準の決定と保護者等への周知
- 連絡体制の確立（教職員、生徒、保護者、行政・防災関係機関）

### ◎大規模停電発生時における教育活動の実施基準

状況	基準
<input type="checkbox"/> 信号機の消灯など、通学時の安全が確保できない。 <input type="checkbox"/> トイレ等の生活用水が確保できない。 <input type="checkbox"/> 十分な照度が確保できない等、授業実施に支障がある。 <input type="checkbox"/> 公共交通機関の運休	<input type="checkbox"/> 原則として休校

### ◎大規模停電発生時の対応

実施項目	実施者
<input type="checkbox"/> 施設の安全点検 <input type="checkbox"/> 通学路等の安全確保の確認 <input type="checkbox"/> トイレ等の生活用水の確認 <input type="checkbox"/> 授業実施等の判断 <input type="checkbox"/> 生徒・保護者・教職員への連絡 <input type="checkbox"/> 非常電源の確保	<input type="checkbox"/> 応急対策要員

## 2 生徒の引渡し及び待機

生徒の下校・留め置き・保護者への引き渡しに関する手順

ア 生徒の下校開始の流れのイメージ ※ 発災後数時間は生徒は学校に留め置くことが原則

状況	目安時間	対応の詳細
生徒校内待機	発生直後から 1・2時間後	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒はグラウンドにて待機</li> <li>・生徒は、スマートフォン等で保護者へ安否連絡を入れる（電波が通じている間に）。</li> <li>・安否連絡をするなかで、自力下校か、保護者が迎えに来るか、残留かを確認する。</li> </ul>
保護者への安否連絡と下校判断確認		
情報把握	2～3時間後	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内の被災状況を確認（竜南地区支部への職員派遣、市・県の情報の確認）。</li> <li>・保護者が生徒を引き取りに来た場合は、その生徒は下校させる。</li> <li>・保護者と連絡のとれた生徒は自力下校開始</li> <li>・帰宅生徒・残留生徒の記録管理</li> </ul>
一部生徒の下校		
学校周辺地域の安全確認	3～6時間後	<ul style="list-style-type: none"> <li>・可能な限り地区ごとや近所の生徒と集団で下校する。</li> <li>・安全な通学路を選んで下校する。</li> <li>・保護者と連絡のとれない生徒は状況や日頃の保護者との約束等を考慮し適宜判断する</li> </ul>
※津波警報発令中は危険地域の生徒は学校に留め置く 津波警報解除 宿泊準備		
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・津波危険地域居住生徒の下校開始</li> <li>・帰宅困難生徒の宿泊準備開始</li> </ul>

【参考】学校から中学校所在地までの時間距離

- ① 徒歩1時間以内：安東・東・城内・観山・豊田・籠上・末広・西奈・安倍川・東豊田
- ② 徒歩1時間以上かかるものの、津波被害の危険が少ない中学校区  
竜爪・賤機・美和・羽鳥・藁科・大里・高松・長田南・長田西・清水第6・清水第7・清水第8
- ③ 津波被災地域が含まれる中学校区  
城山・中島・南・清水第1・清水第2・清水第3・清水第4・清水第5・清水袖師・清水興津  
由比・蒲原・焼津

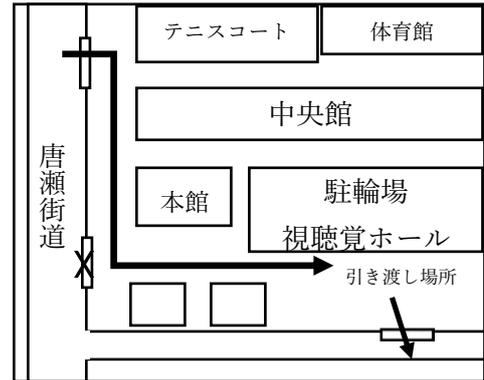
イ 引き渡しの原則

- ・原則として、生徒本人の確認とサインがあれば、保護者以外でも引き渡す。
- ・その他、引き渡しの具体的な手順とルールは、保護者への事前の周知を徹底する。

ウ 生徒引き渡しの手順

(ア) 保護者への事前の周知事項

- ・発災直後は、学校への問い合わせや生徒の迎えを控える（混乱を避けるため）。
- ・校地内への進入・退出経路の周知※右図を参照のこと。
- ・引き渡し場所と引き渡し方法の周知



(イ) 保護者自家用車の進入路・退出路

- ・唐瀬街道の渋滞を防止するために、進入口を唐瀬街道テニスコート側通用門から正門（田安門側）へ一方通行で誘導する（公道での誘導職員：3人～4人必要）。
- ・駐輪場へ保護者引き渡し予定の生徒を移動させる。
- ・校内交通整理（消火・安全点検班）

(ウ) 引き渡し手順

a 引き渡し受付窓口の設置

- ・引き渡し受付は駐輪場南側付近に設置
- ・受付必要職員：生徒・保護者対応班（6人程度）、受付整理・連絡係2人程度
- ・準備物：長机3脚・筆記用具・学年別名簿（各学年2枚ずつ）・ハンドマイク

b 受付の手順

- ・学年別に受付し、名簿には以下の内容を必ず記入する。
  - ① 生徒本人のサイン
  - ② 引き渡し時刻
  - ③ 下校先
- ・生徒は引き渡し場所周辺で待機し、引取者と合流したら名簿へサインをして下校する。引取者と合流がかなっても、勝手に下校しない。
- ・携帯電話等が通じる場合は、事前に生徒と引取者と連絡を取り合ってもらい落ち合う場所を決めておくなど、混乱を防いでもらう。

(エ) その他

- ・教職員の車は、防災スペースを確保するために、校内の邪魔にならない場所に移動。
- ・西側通用門は、一般車の通行を禁止（緊急車両・徒歩・自転車進入口として確保）。
- ・夜間は、引き渡し窓口を本館玄関内に移す。
- ・夜間引き渡し窓口担当者を選び、割当時間を決める。
- ・宿泊生徒の担当と連携を取り、マスター名簿と宿泊者名簿との照合を随時行う。

(7) 宿泊生徒への対応

ア 生徒の待機場所

- ・発災直後は一時的にグラウンドで待機
- ・状況に応じて、指定された宿泊場所へ移動し待機
- ・むやみに宿泊場所から離れない。(二次災害の防止や引き渡しの際の呼び出しのため)

イ 宿泊に必要な物品の準備(応急復旧班、搬入・搬出班他)

- ・宿泊予定者名簿の作成
- ・夜間生徒引き渡し窓口の設営(机・椅子・筆記具・引き渡し名簿等)
- ・食糧・水・寝具の搬出・配布……保管場所 中央館2F西教室3
- ・諸準備においては、避難生徒へ役割を分担し、諸作業のサポートをさせる。

ウ 宿泊場所の割り振り(同上)

(ア) 宿泊場所の割り振り(通常教室で最大20人、中講義室などの大教室で最大30人収容と推計)

女子

学年	宿泊教室
1年生女子	
2年生女子	
3年生女子	

男子

学年	宿泊教室
1年生男子	
2年生男子	
3年生男子	

(イ) その他の教室・スペースの割り振り

用途	部屋・スペース	収容人数
救護室	保健室(5)・作法室(10)・トレーニングルーム(10)	25人
予備室	視聴覚ホール(150)・図書室(20)・多目的ホール(30)・食堂(20)	220人

※ 教室内の机や椅子は、教室の後方や(積み重ねない)、避難の妨げにならない廊下の空きスペースに置く。

エ 夜間警備(消火・安全点検班)

- ・夜間警備の担当教職員を選び、割当時間を決める。
- ・夜間の宿泊生徒引き渡し窓口担当教職員を選び、割当時間を決める。

オ 宿泊生徒の保護者引渡し

- ・夜間引き渡し窓口にて行う。 マスター名簿と宿泊者名簿との照合を随時行う。

令和7年度の下校状況調査			
	1年生	2年生	3年生
① 自力で帰宅			
② 帰宅困難(引き渡し)			
③ 宿泊希望			

教室への避難の最大人数を ②+③ とすれば 294人

### 3 情報セキュリティ実施手順

---

※ 静岡市立高等学校

情報セキュリティ実施手順（第10版）令和7年4月（別冊）より

#### 目次

1	目的	.....
2	適用範囲	.....
3	定義	.....
4	情報セキュリティ推進体制	.....
5	情報資産の分類等	.....
6	情報資産の管理	.....
7	教育	.....
8	サーバ	.....
9	バックアップ	.....
10	情報セキュリティインシデント対応	.....
11	例外措置	.....
12	自己点検	.....
13	教職員等へのセキュリティ要求事項	.....
14	情報処理施設のセキュリティ	.....
15	情報資産のバックアップ	.....
16	アクセス制御	.....
17	コンピュータウイルス対策	.....
18	データの処分	.....
19	実施手順の見直し	.....

#### 1 目的

「静岡市立学校情報セキュリティ対策基準」（以下「対策基準」という。）に基づき、「静岡市立高等学校」（以下「本校」という。）における情報セキュリティ対策を実施するための具体的な手順を、「静岡市立高等学校情報セキュリティ実施手順」（以下「実施手順」という。）として定める。

#### 2 適用範囲

この実施手順は、本校の情報資産を適用範囲とし、関係する業務に携わるすべての教職員等が遵守する義務を負うものとする。

#### 3 定義

この実施手順において使用する用語は次に定義する。これ以外の用語は静岡市情報セキュリティ基本方針及び対策基準の定義を流用する。

- (1) 教職員 雇用形態を問わず、本校に勤務するすべての者をいう。
- (9) 教職員等 教職員及び外部委託事業者をいう。

#### 4 情報セキュリティ推進体制

本校の情報セキュリティの推進体制は、表1「静岡市立高等学校情報セキュリティ推進体制」のとおりとする。

表1 静岡市立高等学校推進体制

役割	職・氏名	電話番号	備考
情報セキュリティ管理者	校長	054-245-0417	校長
情報システム管理者	教頭	054-245-0417	教頭
情報システム担当者	教諭	054-245-0417	教諭（情報課長）
情報システム保守			教育用パソコン 校務用パソコン

#### 5 情報資産の分類等

- ア 本校の情報資産は、別紙1「情報資産台帳」のとおりである。
- イ 本校校舎内のレイアウトは、別紙2「校内レイアウト図」のとおりである。
- ウ 本校職員室のレイアウトは、別紙3「職員室レイアウト図」のとおりである。
- エ 本校の情報システムが設置されている場所は、別紙4「情報システム設置図」のとおりである。
- オ 本校のハードウェア及びソフトウェアは、別紙5「リース物品一覧表」、別紙6「備品台帳」、別紙7「購入ソフトウェア一覧」、別紙8「USBメモリ等保有状況一覧表」のとおりである。

#### 6 情報資産の管理

##### (1) 情報資産の作成

- ア 情報セキュリティ管理者は、重要性分類S・Iの情報を取り扱う教職員等を制限する。
- イ 教職員等は、重要性分類S・Iの情報資産を複製する場合には、学校情報セキュリティ管理者の許可を得る。

##### (2) 情報資産の保管

- ア 情報セキュリティ管理者は重要性分類Sの情報資産を職員室の耐火金庫に、重要性分類Iの情報資産を職員室の書庫にそれぞれ施錠保管する。

##### (3) 情報資産の持ち出し

- ア 教職員等は、重要性分類Sの情報資産を校外に持ち出してはならない。
- イ 教職員等は、重要性分類S・Iの情報資産を保管場所から持ち出す場合には、別紙9「使用管理簿」に記入し、学校情報セキュリティ管理者及び学校情報システム管理者の許可を得る。
- ウ 教職員等は、重要性分類S・Iの情報資産を保管場所に返却する場合には、別紙9「使用管理簿」に記入し、学校情報セキュリティ管理者及び学校情報システム管理者の了解を得る。

##### (4) 情報資産の送付

- ア 教職員等は、重要性分類Sの情報資産を外部に送付（電子メール、FAX、郵送・宅配）してはならない。
- イ 教職員等は、重要性分類Iの情報資産を外部に送付（電子メール、FAX、郵送・宅配）する場合には、別紙9「使用管理簿」に記入し、学校情報セキュリティ管理者及び学校情報システム

管理者の許可を得る。

ウ 教職員等は、許可を得て重要性分類 I の情報資産を外部に送付する場合には、暗号化、適切なサービスの利用、十分な強度の梱包など必要な対策を実施する。

#### (5) 情報資産の廃棄

ア 学校情報セキュリティ管理者及び学校情報システム管理者は、重要性分類 S・I の情報資産を廃棄する場合には、以下のとおり実施する。

(ア) USBメモリ等の電子媒体を廃棄する場合には、消去ツールを使用して、復元できないようにするか、物理的に破壊する。

(イ) コンピュータ等を廃棄または、リースバックする場合には、消去ツールを使用して、復元できないようにする。

(ウ) 紙媒体を廃棄する場合には、シュレッダー等による裁断か溶解処分をし、処理を外部に委託する場合には、教職員が立ち会う。

### 7 教育

ア 学校情報セキュリティ管理者及び学校情報システム管理者は、教職員に対して、情報セキュリティ対策、対策基準及び実施手順についての教育を次の場合に実施する。

- a 人事異動で教職員が本校に転勤してきた場合
- b 実施手順を変更した場合
- c 情報セキュリティインシデントが発生した場合
- d 学校情報セキュリティ委員会から指示があった場合

イ 教職員は、学校情報セキュリティ管理者及び学校情報システム管理者が主催する教育には参加しなければならない。

### 8 サーバ

#### (1) サーバ室管理

ア 学校情報セキュリティ管理者は、サーバ室の施錠管理を行う。

イ 教職員等は入退室には別紙 10「サーバ室入退室記録」に記入し、学校情報セキュリティ管理者もしくは学校情報システム管理者の許可を得る。

ウ 外部委託事業者がサーバ室内で作業する場合には、学校情報セキュリティ管理者の許可を得る。

エ 教職員等はサーバ室で作業した場合、別紙「サーバー内作業記録」に記入し、学校情報セキュリティ管理者に提出する。

#### (2) サーバの保守

ア 学校情報システム管理者は、サーバの点検を定期的に行い、別紙 12「サーバー点検記録」に記入する。

イ 学校情報システム管理者は、システムダウンや故障からの回復手順を記載した、「復旧手順書」を作成し、必要時に参照できるように保管する。

ウ 学校情報システム管理者は、サーバ点検記録及び業者による作業記録等を学校にて保管する。

## 9 バックアップ

- ア 学校情報システム管理者は、重要性分類 S・I の情報資産を定期的にバックアップし、別紙 13「バックアップ記録」に記入する。
- イ 学校情報システム管理者は、重要性分類 S の情報資産のバックアップ媒体を校長室の耐火金庫に、重要性分類 I の情報資産のバックアップ媒体を職員室の書庫にそれぞれ施錠保管する。

## 10 情報セキュリティインシデント対応

- ア 教職員等は、情報セキュリティインシデントが発生した場合には、自らの判断で対処せず、直ちに学校情報セキュリティ管理者もしくは学校情報システム管理者に報告する。
- イ 学校情報セキュリティ管理者及び学校情報システム管理者は、被害が拡大しないように直ちに応急措置を行う。
- ウ 学校情報セキュリティ管理者は、別紙 14「情報セキュリティインシデント記録」に記入し、教育委員会事務局担当課に報告する。
- エ 学校情報セキュリティ管理者及び学校情報システム管理者は、学校情報セキュリティ副統括管理者からの指示を受け、是正措置を実施する。
- オ 学校情報セキュリティ管理者は、実施した是正措置を別紙 14「情報セキュリティインシデント記録」に記入し、教育委員会事務局担当課及び学校情報セキュリティ副統括責任者に報告するとともに、原因の分析、対処手順の有効性等を検討し、再発防止に努める。

## 11 例外措置

- ア 教職員等は、校務事務の遂行に緊急を要する等の場合であって、例外措置を実施することが不可避の場合には、学校情報セキュリティ管理者の許可を得て、例外措置を実施し、別紙 15「例外措置記録」に記入し、学校情報セキュリティ管理者に報告する。
- イ 学校情報セキュリティ管理者は、例外措置の実施後速やかに学校情報セキュリティ副統括管理者に報告する。

## 12 自己点検

- ア 学校情報セキュリティ管理者は、本校の情報セキュリティ対策状況について、毎年 5 月及び必要に応じて別紙 16「自己点検表」に基づき自己点検を実施する。
- イ 学校情報セキュリティ管理者は、自己点検結果と自己点検結果に基づく改善策を取りまとめ、学校情報セキュリティ委員会に報告する。

## 13 教職員等へのセキュリティ要求事項

### (1) 端末の管理

- ア 教職員は、校務で使用する端末を適切に保護するため、次の事項を含む適切な管理を行う。
  - (ア) 長時間の離席時には、端末をログオフするか、パスワード付きのスクリーンセーバー等の適切なロック機構を施す。
  - (イ) 業務終了後及び外出時は、電源を落とすこと。
  - (ウ) 端末起動時のパスワード設定を行うこと。

- イ 教職員は、校務で使用する端末の盗難及び不正使用等の被害から保護するため、机の引き出し、キャビネット等、人目に触れない場所へ施錠保管すること。
  - ウ 教職員等は、校務で使用する端末内に、個人情報等の重要なデータを保存してはならない。
- (2) 機器構成の変更等の禁止
- ア 教職員等は、機器の増設又は改造を行ってはならない。特に、ハブ等の機器を増設して他のネットワーク（インターネットを含む。）に接続してはならない。
  - イ 教職員等は、情報システムに、予め定められた以外のソフトウェアを導入してはならない。
  - ウ 教職員等は、業務上、機器の増設又は変更及びソフトウェアの導入が必要な場合には、別に定める様式により、事前に情報セキュリティ管理者に対して申請を行い、許可を得なければならない。
  - エ 情報システム管理者は、使用するソフトウェアを業務上必要なものに限定する。
  - オ 情報システム管理者は、許可されていないソフトウェアが使用されていないか確認する。
- (3) コミュニケーションツールの利用
- ア 教職員等は、電子メール等のコミュニケーションツールを使用する場合は、次の事項を遵守する。
    - (ア) 業務目的以外の使用の禁止
    - (イ) コンピュータウイルス感染防止策の実施
    - (ウ) 非道徳的なメール送信等の禁止
    - (エ) 送信前における送信先の確認
    - (オ) その他教職員としての信頼を損ねる行為の禁止
  - イ 教職員等は、情報システム管理者が許可していないコミュニケーションツール（メッセージャーソフト等）を使用してはならない。
  - ウ 情報システム管理者は、セキュリティ事故等の発生防止及び事故発生時の原因追求のために、教職員等による電子メール等の使用状況について監視を行うことができる。
  - エ 教職員等は、インターネットからの情報収集は、その目的を明確にした上で、業務上必要な場合に限って行うこと。
    - (ア) 教職員は、業務と関係のない Web サイトにアクセスしないこと。
    - (イ) 教職員は、収集した情報を、収集目的以外に使用しないこと。
- (4) ユーザ ID・パスワードの管理
- ア 教職員等は、ユーザ ID 及びパスワードの管理にあたっては、次の対策を実施する。
    - (ア) ユーザ ID・パスワードは秘密にし、他に知られないように管理すること。
      - a パスワードを口外しないこと。
      - b パスワードの照会等には一切応じないこと。
      - c 端末にパスワードを記憶させないこと。
      - d パスワードを記録しておく場合は、第三者にわからないように管理すること。
      - e パスワードは、6桁以上で設定すること。
      - f パスワードには、以下のものを使用しないこと。
        - (a) 「123456」や「ijklmn」などの連続した数字や文字
        - (b) 「poiu y」などのキーボードで隣接している文字
        - (c) 辞書に載っている単語
        - (d) 職員コード、生年月日、その他推測されやすいもの

- (イ) パスワードが漏洩したと思われる場合は、直ちに情報システム管理者及び情報セキュリティ管理者に報告すること。
  - (ウ) 個人に対して付与されたユーザIDを情報セキュリティ管理者の許可なく共用しないこと。
  - (エ) 仮のパスワードを与えられた場合は、速やかに変更すること。
  - (オ) パスワードは定期的に変更すること。
- (5) 不正アクセスの禁止
- ア 教職員等は、情報セキュリティ管理者の許可なく使用権限のないユーザID、パスワード及びICカード等を使用して情報システム及び外部ネットワークへのアクセスを行ってはならない。
  - イ 教職員等は、使用権限のないユーザID及びパスワード等の認証情報を情報セキュリティ管理者の許可なく他の教職員等及び第三者に教えるなどの不正アクセスを助長する行為を行ってはならない。
- (6) 情報資産の運送の管理
- ア 教職員等は、運送中の情報資産を盗難や破壊等から保護するため、次の対策を実施する。
    - (ア) 情報資産を含む媒体等を運送する際は、信頼できる運送業者を利用する。
    - (イ) 情報資産の運送を運送業者に依頼する場合は、情報セキュリティ管理者の許可を得る。
    - (ウ) 物理的な損傷から情報資産を保護するために、十分な強度の梱包を確保する。
    - (エ) 特に重要な情報資産を含む媒体を運送する際は、盗難時の情報漏洩等の脅威を考慮し、必要に応じて暗号化を実施する。
  - イ 情報セキュリティ管理者は、分類Iに該当する情報を提供し、業務を外部委託する場合は、委託契約書に、対策基準に関し受託者が遵守すべき事項を記載するとともに、必要に応じ、次に掲げる事項を定めること。
    - (ア) 守秘義務に関する事項
    - (イ) 再委託の禁止又は制限に関する事項
    - (ウ) 情報及び関連資料の保管、返還及び廃棄に関する事項
    - (エ) 情報及び関連資料の目的外の使用、複製及び複写の禁止に関する事項
    - (オ) 事故等の報告に関する事項
    - (カ) ソースコードの帰属に関する事項
    - (キ) 導入前の検査に関する事項
    - (ク) 監査の実施に関する事項
    - (ケ) 損害賠償責任に関する事項
    - (コ) リモートメンテナンスに関する事項
    - (サ) (ア)から(コ)までに掲げるもののほか、情報セキュリティ及び個人情報保護対策に関する事項

#### 14 情報処理施設のセキュリティ

##### (1) 執務室におけるセキュリティ

###### ア 室内管理

- (ア) 教職員等は、使用していない端末、紙媒体及び電子記録媒体を書庫等に保管し、重要なものについては施錠保管する。

- (イ) 教職員等は、情報資産をプリンタ等で出力した際は、プリンタ、机上等に放置しない。
- (ウ) 教職員等は、執務室に職員が不在となる場合は、すべての扉や窓を施錠する。
- (エ) 情報システム管理者は、サーバ等、情報資産を含む機器及び媒体を盗難や破壊等から保護するため十分な強度を持った保管庫を用意し施錠保管する。

#### イ 個人所有端末等の持込禁止

- (ア) 教職員等は、個人が所有するコンピュータ、周辺機器、ネットワーク機器等を執務室に持込み、業務への利用及び校内ネットワークへの接続を行ってはならない。
- (イ) 教職員等は、個人が所有する電子記録媒体を校内に持込み、業務に利用してはならない。

#### ウ 情報資産の持ち出し及び返却

- (ア) 教職員等は、情報資産や端末、記録媒体等を情報処理施設から情報セキュリティ管理者の許可なく外部に持ち出さない。
- (イ) 教職員等は、外部に持ち出す場合は、別紙9「情報管理簿」に記入し、情報セキュリティ管理者の指示に従わなければならない。
- (ウ) 教職員等は、外部に持ち出す場合は、その情報資産を放置することを禁止する。
- (エ) 教職員等は、外部に持ち出した情報資産を確実に返却し、情報セキュリティ管理者の確認のもと別紙9「使用管理簿」に記入する。
- (オ) 教職員等は、外部に持ち出した情報資産が電子データの場合は、返却時に電子記録媒体内のデータを復元できないように完全に消去する。

#### エ 電子記録媒体の修理

- (ア) 電子記録媒体の修理は、可能な限りセキュリティエリア内で行うこと。
- (イ) やむをえず、電子記録媒体を修理のため持ち出す場合は、データのバックアップを取った上で情報を復元できないように完全に消去する等、情報の漏洩を防止する対策を行うこと。
- (ウ) 故障等により上記(ア)、(イ)が不可能な場合は、修理に係る契約等において秘密保持を含めること。

#### オ 通信設備の使用

- (ア) 教職員等は、執務室内での通信設備の使用による情報漏洩を防止するため、携帯電話を含む電話・ファクシミリ等の通信設備を使用する場合、次の事項に留意する。
  - a 盗聴等の危険性に対して注意すること。
  - b 公共の場所等で機密度の高い内容の通話をしないこと。
  - c 留守番電話へのメッセージの保存は、不審者によるメッセージの再生やダイヤルミスによるメッセージの誤保存の危険性を認識した上で行うこと。
  - d ファクシミリを使用する場合は、不審者によるメッセージの取り出しやダイヤルミスによるメッセージの誤送信について認識した上で使用すること。

### (2) 執務室以外の情報処理施設のセキュリティ

#### ア 施設の施錠

- (ア) 情報セキュリティ管理者は、すべての扉に施錠を行い、無許可の立ち入りから保護すること。

#### イ 施設内での作業

- (ア) 外部委託事業者が作業する場合には、情報セキュリティ管理者の許可を得ること。
- (イ) 外部委託事業者を利用を許可した場合は、利用の前にデータ及びログのバックアップ等の

必要な措置を講じること。

(ウ) 教職員等は、写真の撮影、ビデオの録音録画等をする場合には、情報セキュリティ管理者の許可を得ること。

(エ) 教職員等は、情報処理施設内で作業した場合、別紙5「作業記録」に記入し、情報セキュリティ管理者に提出する。

#### ウ 物品の受け渡し作業の管理

(ア) 物品等の受け渡しや第三者との応接は、施設の外で行うこと。

(イ) 教職員による施設への搬入が困難な場合は、必要に応じて教職員の立会いのもとに外部委託事業者が実施すること。

(ウ) 教職員は、搬入物について、施設内へ運び込む前に内容を確認すること。

### (3) 装置の保守

ア 情報システム管理者は、装置を保守するため、次の管理策を実施する。

(ア) 情報システム故障の早期発見のため、装置の点検を月に1回実施すること。

(イ) システムダウンや故障からの回復手順を記載した、「復旧手順書」を作成し、必要時に参照できるように保管すること。

### (4) 情報システムの導入及び変更

ア 情報システムの協議手順

(ア) 情報システム管理者は、情報システムを新規導入及び変更する場合は、情報セキュリティ管理者と次の事項について協議する。

a ウイルス対策の方法

b サーバ内データ管理と整理方法

c 端末の管理方法

d システムの運用管理方法

e セキュリティ対策の方法（ファイアウォール、ルータの設置ほか）

イ 導入及び変更

(ア) 情報システム管理者は、導入及び変更前に開発・試験環境において事前検証を実施する。

a 変更は可能な限り運用時間外に実施すること。

b 変更内容・変更日時を利用者に職員会議等で周知すること。

ウ ソフトウェアの変更管理

(ア) 情報システム管理者は、利用者が許可されていないソフトウェアを使用していないか、月に1回目視による確認をする。

(イ) 情報システム管理者は、利用者が許可されていないソフトウェアを使用していることを発見した場合は、直ちにそのソフトウェアをアンインストールさせる。

## 15 情報資産のバックアップ

(1) 情報システム管理者は、重要な情報資産を定期的にバックアップし、別紙13「バックアップ記録」に記入する。

(2) 情報システム管理者は、情報資産のバックアップには次の事項を考慮する。

ア バックアップのサイクル（日次、月次、年次等）

- イ バックアップの世代
- ウ バックアップデータの保存期間
- (3) 情報システム管理者は、バックアップ装置及び電子記録媒体を定期的に検査し、正常に作動していることを確認する。
- (4) 情報システム管理者は、万一に備え、情報システムの復旧手順についての定期的なテストを実施する。
- (5) 情報システム管理者は、保管するバックアップ媒体については、適切な物理的保護を実施し、サーバ等の装置から離れた場所に保管する。
- (6) 情報システム管理者は、特に重要なバックアップ媒体に関しては、災害等の影響を受けない耐火金庫等に保管する。

## 16 アクセス制御

- (1) アクセス制御の管理
  - ア 情報セキュリティ管理者は、情報システムのアクセス制御に係る規則及び利用者の権限について、次の事項を考慮した上で実施手順に定める。
    - (ア) 各情報資産の開示の許容範囲及び指定する保護レベル
    - (イ) 個々の情報システムに関するセキュリティ要求事項
- (2) 教職員等のアクセス管理
  - ア 情報システムのユーザ登録及び削除
    - (ア) 情報セキュリティ管理者は、情報システムへのアクセスを許可する教職員等の職務に応じ、適切な登録及び削除に関する手順を定め、教育施設課の定める「様式」に記入する。その際には、次の事項を考慮する。
      - a 個人の責任を明確にするため、固有のユーザIDを使用すること。
      - b ユーザIDには、利用者の権限レベルを推測できるような情報を含まないこと。
      - c グループIDは業務上必要な場合のみ使用を許可すること。
      - d アクセス権限が与えられている教職員等を記録し、管理すること。
      - e 不要となったユーザIDは直ちに削除すること。
      - f 重複したユーザIDがないことを定期的に確認すること。
  - イ ユーザパスワードの管理
    - (ア) 情報システム管理者は、パスワードを第三者に漏れないようにする。
    - (イ) 情報システム管理者は、特に重要な情報システムについては、特別な管理対策（バイオメトリクス等）を講ずる。
    - (ウ) 情報システム管理者は、パスワードが格納されたファイルを、暗号化又はアクセス制御を施した状態で保存する。
  - ウ アクセス権限の見直し
    - (ア) 情報システム管理者は、情報システムへのアクセスを有効に制御するため、教職員等のアクセス権限を定期的に確認する。
    - (イ) 情報システム管理者は、教職員等のアクセス権限を確認する場合、次の事項を考慮する。
      - a 人事異動時等の見直しの実施

- b 無許可で特権が取得されていないこと
- c 不必要な利用者登録がされていないこと
- d 必要以上に付与された権限がないこと

(ウ) 教職員等は、自宅や出張先等から校内ネットワークへのリモートアクセスは行ってはならない。

## 17 コンピュータウイルス対策

### (1) コンピュータウイルスからの保護

ア 情報システム管理者は、情報資産をコンピュータウイルス等の不正プログラムから保護するため、次の管理対策を含むコンピュータウイルス検査を実施する。

(ア) ネットワークに接続されるすべての端末及びサーバに対してコンピュータウイルスを検出するソフトウェアを導入すること。

(イ) コンピュータウイルス対策ソフトウェアは、常に最新のコンピュータウイルス情報を反映すること。

イ 教職員は、作成元が不明なファイルや信用できない電子メールの添付ファイルは開かない。

ウ 教職員等は、電子記録媒体及び電子メールの添付機能等を使用してデータの持ち出し及び持込みを行う場合は、ウイルス検査を実施する。

### (2) コンピュータウイルス被害への対処

ア 教職員は、装置がコンピュータウイルスに感染した場合、当該装置を直ちにネットワークから切り離し、情報システム管理者及び情報セキュリティ管理者に報告する。

イ 情報システム管理者は、コンピュータウイルスの被害状況を確認し、情報セキュリティ管理者に報告する。

ウ 情報システム管理者は、コンピュータウイルスに感染したプログラムを含む電子記録媒体を完全に使用不可能な状態にし、被害の拡大を防止するとともに被害状況の確認、感染経路の調査、修復等を行うこと。

エ 情報セキュリティ管理者は、コンピュータウイルスを検出した場合は、「14 情報セキュリティ事故の報告及び対処」に従い、直ちに情報セキュリティ総括管理者へ報告する。

## 18 データの処分

(1) 情報セキュリティ管理者及び情報システム管理者は、装置を処分する際には、装置に記録されたデータを完全に消去するか、又はハードディスクを物理的に破壊するものとする。

ア パーソナルコンピュータ及び外付けのハードディスクを廃棄しようとするときは、ハードディスク消去ツール等を使用して全てのデータを復元できないようにし、ハードディスクを本教育委員会に提出した上で、廃棄処理の手続きをするものとする。

イ データ消去できないハードディスクについては、物理的に確実に破壊した後、破壊したハードディスクを本教育委員会に提出した上で、廃棄処理の手続きをするものとする。

ウ リースの装置については、本教育委員会でリース終了時にハードディスク内のすべてのデータを復元できないようにし、返還するものとする。

エ ハードディスク以外の電子記録媒体（MO、FD、CD等）を処分する際は、消去ツール等を使用し、全てのデータを復元できないようにするか、又は物理的に確実に破壊するものとする。

- (2) 情報セキュリティ管理者及び情報システム管理者は、データの消去について、必要に応じて信頼の置ける専門業者に依頼することができるものとする。

#### 19 実施手順の見直し

- ア 学校情報セキュリティ管理者は、次の場合に必要に応じて実施手順の見直しを実施する。
- a 人事異動、組織体制の変更などがあった場合
  - b 重大な情報セキュリティインシデントが発生した場合
  - c 学校情報セキュリティ委員会から指示があった場合
  - d 情報セキュリティの維持に影響する新たな脆弱性や脅威が発生した場合
  - e 情報システムに関する技術的・社会的な基盤の変更があった場合

#### 別紙一覧

- 別紙1 「情報資産台帳」
  - 別紙2 「校内レイアウト図」
  - 別紙3 「職員室レイアウト図」
  - 別紙4 「情報システム設置図」
  - 別紙5 「リース物品一覧表」
  - 別紙6 「備品台帳」
  - 別紙7 「購入ソフトウェア一覧」
  - 別紙8 「USBメモリ等保有状況一覧表」
  - 別紙9 「使用管理簿」
  - 別紙10 「サーバ室入退室記録」
  - 別紙11 「サーバ室内作業記録」
  - 別紙12 「サーバ点検記録」
  - 別紙13 「バックアップ記録」
  - 別紙14 「情報セキュリティインシデント記録」
  - 別紙15 「例外措置記録」
  - 別紙16 「自己点検表」
- (ア) 屋外にいる場合

## 4章 傷病者発生時の対応について

### 1 傷病者発生時の基本の対応

# 学校内で倒れている人を発見したら



応援要請 → 養護教諭に連絡(130)

① 救急車の要請依頼(119番) 落ち着いてはっきりと!

② AEDを持って来るよう依頼。

③ 管理職(副校長 200・教頭 201) 関係職員(担任・顧問など)へ連絡。

校長

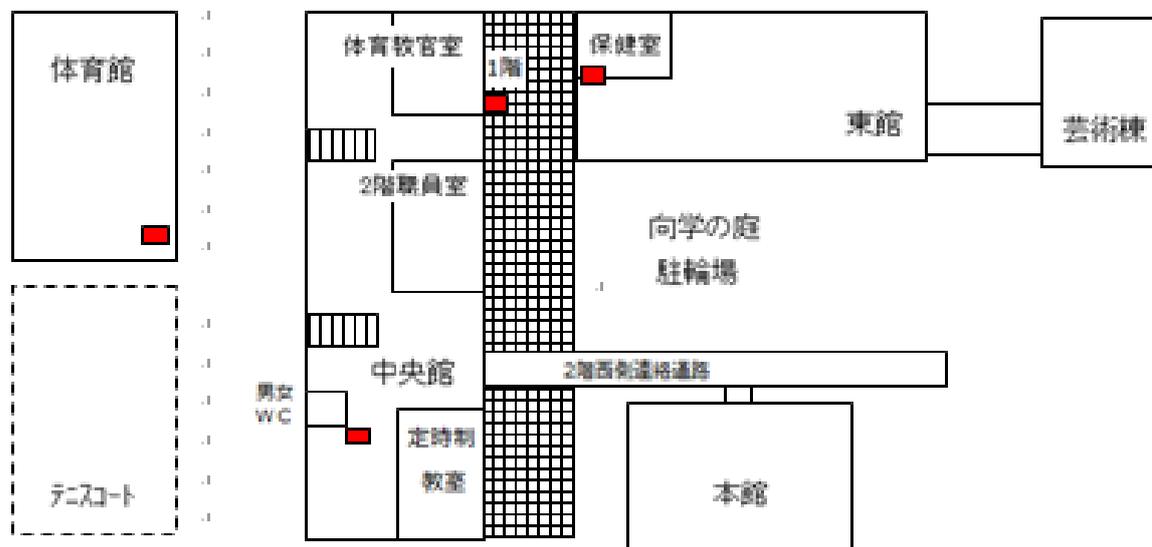
保護者

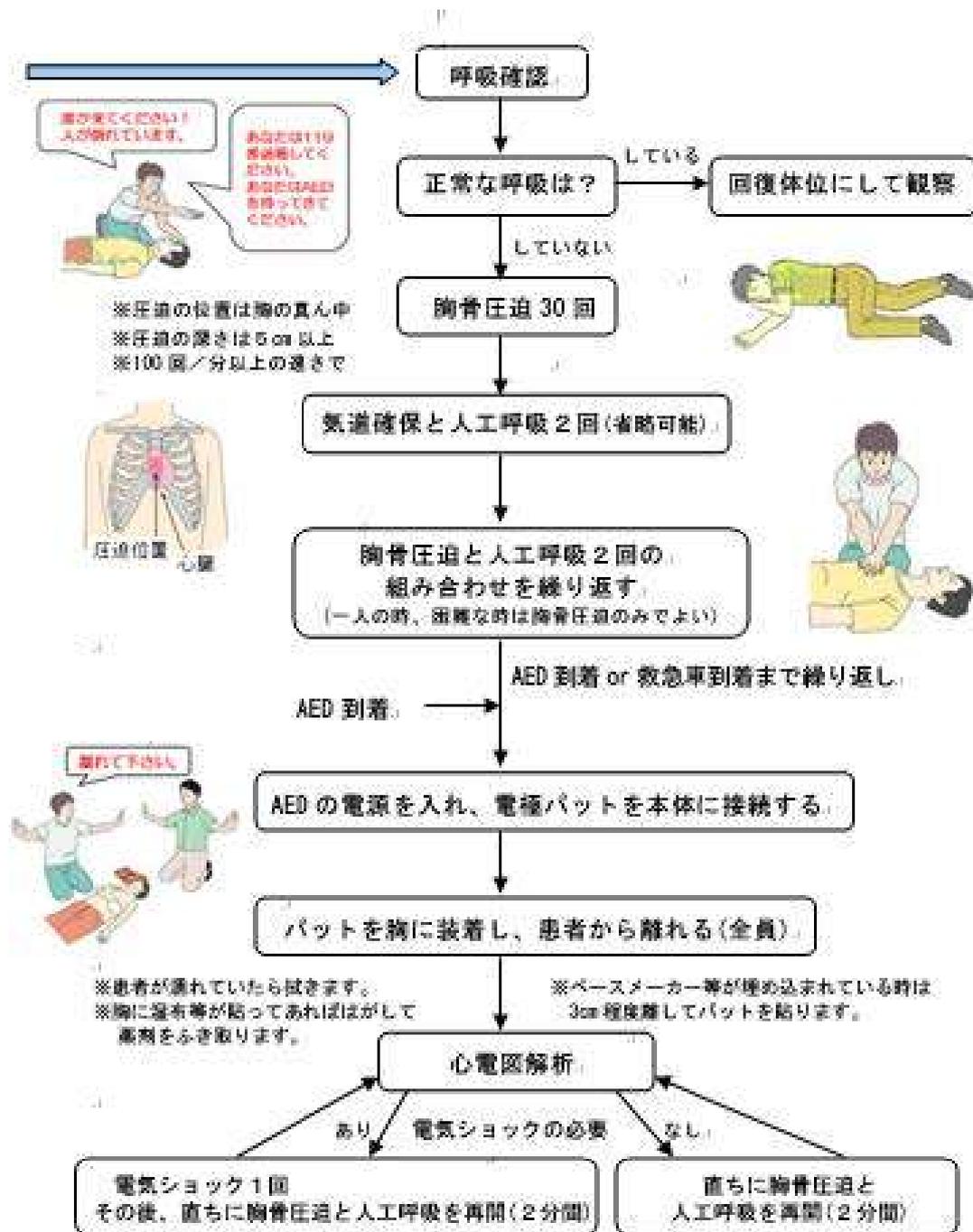
AEDの置いてある位置

◎ 中央館2階西側トイレ横(定時制教室前)

◎ 中央館1回体育教官室 運動場側出入り口付近(屋外)

◎ 体育館1階入り口から入って左側





補足：119番通報要領 (参考) 静岡県消防局警防部指令課作成資料から作成

消防指令室応答	通報者
119番消防です。火災ですか救急ですか?	火災(救急)です。
住所は、何区何町ですか?	住所は、葵区千代田3丁目1番1号、静岡市立高等学校です。
状況を訪ねる質問をする場合もある	わかる範囲で事実を答える。(例：出火場所・出火階、けが人の有無等)
通報者の連絡先を訪ねることもある。	学校の電話番号(054-245-0417)

- 携帯電話からの通報の場合、指令員が電話番号を確認するため、自分の電話番号を確認しておく。
- 携帯電話からの通報であることを司令員に伝える。
- 消防からかけ直す場合があるので、しばらくの間、携帯電話の電源を切らずに、出来るだけ電話をしないで待つ。

◆ 傷病者発生時の基本の対応

事故・災害等により傷病者が発生した場合には、教職員等が連携して、迅速・的確な応急手当、緊急連絡・救急要請等を行うことが重要です。

【傷病者発生時の基本対応】

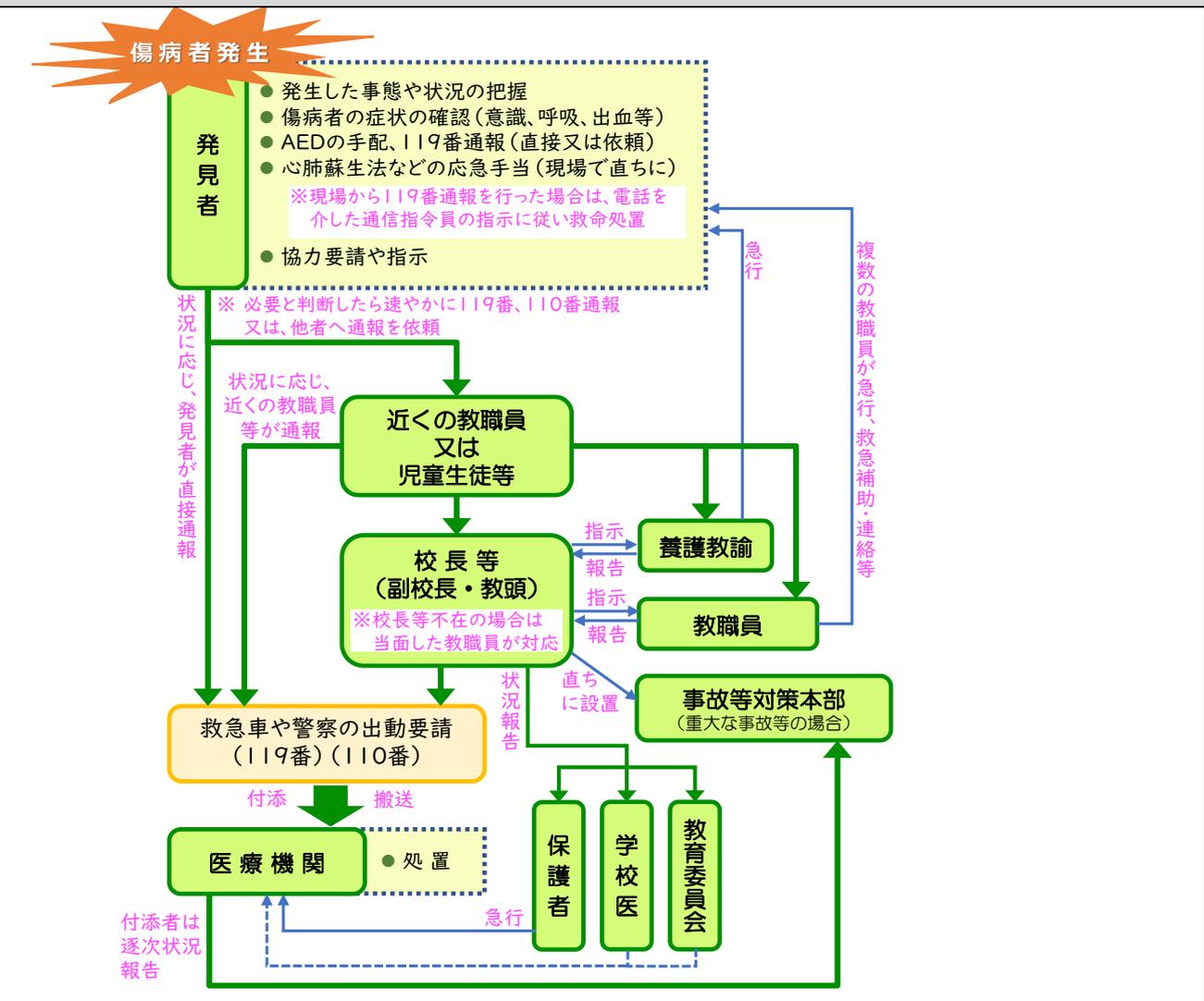
- 発見者の役割（状況把握、症状確認、応急手当、協力要請、指示等）
- 救命処置の優先（管理職への報告よりも優先する）
- 複数の教職員等による対応（応急手当、救急車要請、AED手配、保護者への連絡、周囲の生徒等の管理、救急隊誘導、記録等の役割分担）
- 119番、110番の通報者（必要な場合は発見者など管理職以外も通報）
- 保護者への連絡（第一報、第二報の連絡） □ 学校設置者への第一報（※） □ 学校医への連絡

※学校事故対応に関する指針（毎年度当初に県教委から通知）に基づき報告すること。

傷病者の状況によっては、救急車が到着するまでの間、その場で心肺蘇生等の一次救命処置を行うことも必要です。その手順についても簡潔なフロー図等が公表されていますので、それを危機管理マニュアルに引用するなどして、教職員がいざというときに活用できるようにしておきます。あわせて、一次救命処置を行う上での留意点も明記しておく有効です。特に、運動部活動中の重大事故としては突然死も多いことから、危機管理マニュアルには運動部活動中に突然生徒が倒れたことを想定することも重要です。

事故災害発生時の対処、救急及び緊急連絡体制の一例

文部科学省「学校の危機管理マニュアル作成の手引」（平成30年2月）を改変して作成



## 一次救命処置の手順と留意点

一次救命処置の手順については、例えば下記の簡潔なフロー図が公表されています。以下の留意点と併せて手順を整理しておくとともに、訓練等を通じて身に付けておきましょう。

### 【一次救命処置を行う上での留意点】

- 意識や呼吸の有無がわからないときはない場合と同じ対応を取ること
- 突然の心停止後には「死戦期呼吸」がみられる場合があること ※
- 119番通報の電話口で指示・指導が受けられるので、必要な場合は電話を切らずに指示を仰ぐこと
- 新型コロナウイルスなどの感染症への対応のために配慮が必要なこと
- AEDの「小児用電極パッド」や「小児用」切替スイッチは、未就学児以下の子供が対象であるため、小学生以上は成人用を用いること

※死戦期呼吸とは、しゃくりあげるような途切れ途切れの呼吸で「普段どおりの呼吸」ではない

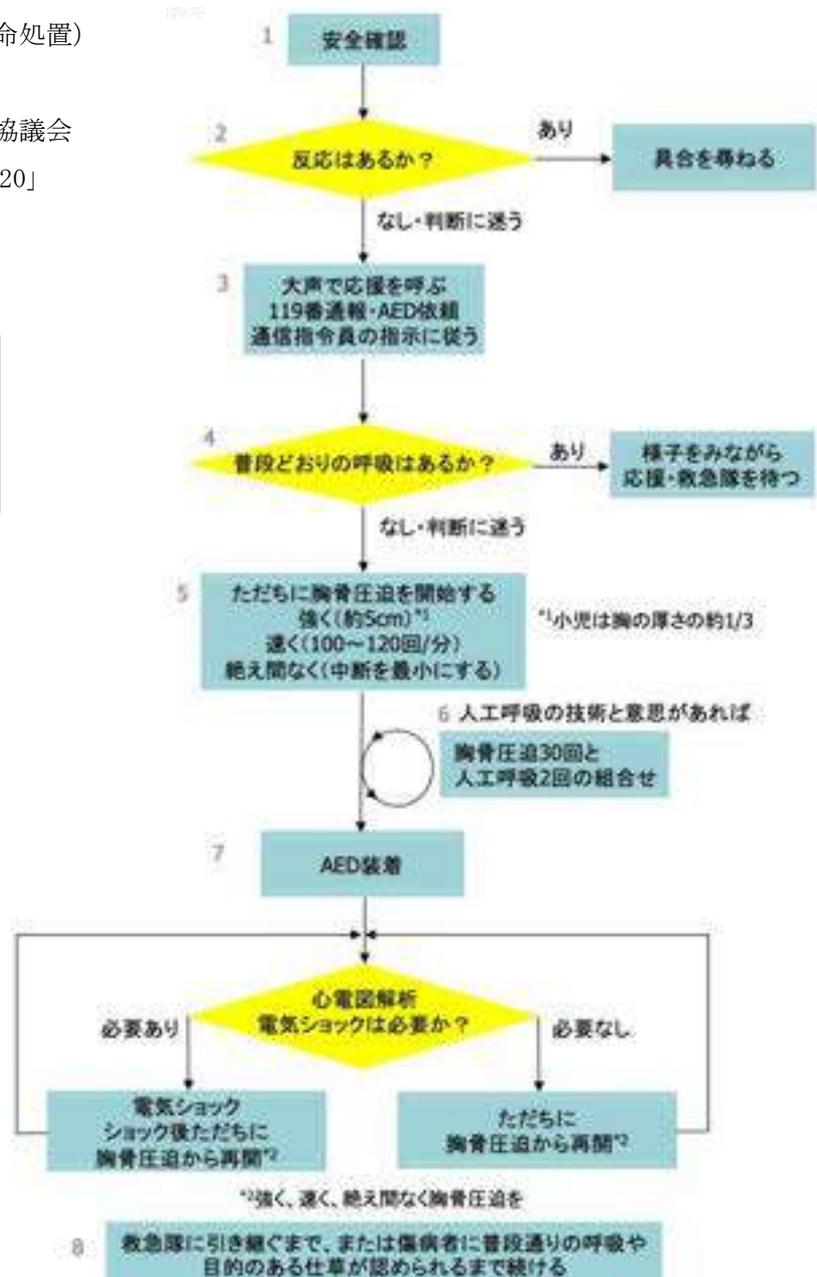
市民におけるBLS（一次救命処置）

アルゴリズム

出典：一般社団法人日本蘇生協議会

「JRC蘇生ガイドライン2020」

注) 本図はドラフト版として公開されたものです。最新版は日本蘇生協議会ウェブサイト (<https://www.japanresuscitationcouncil.org/>) を確認してください。



## 2 頭頸部外傷発生時の対応

学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン—解説編（文部科学省）

### ◆ 頭頸部外傷発生時の対応

ラグビー、柔道、サッカー等のコンタクトスポーツや、回転運動、飛び込みを伴う競技では、転倒や投げ技で投げられて頭部を強打したり脳が激しく揺さぶられたりすることにより、脳しんとうその他の頭頸部外傷を引き起こす場合があります。

転倒等で頭部を打撲した場合の対応についても、意識障害の有無や、頸髄・頸椎損傷の可能性について適切に判断できるよう、フロー図などの形で整理しておきましょう（次ページ図参照）。特に頭部打撲の場合、その後6時間ほどは急変の可能性があることから、帰宅後の家庭での観察が必要なことにも留意します。

また、下記の注意事項も併せて記載しておく、より適切な対応が可能となるでしょう。

### 頭頸部外傷を受けた（疑いのある）生徒等に対する注意事項

出典：独立行政法人日本スポーツ振興センター、令和2年度スポーツ庁委託事業 学校における体育活動での事故防止対策推進事業「スポーツ事故対応ハンドブック（フローチャート編）」（令和2年12月）

- 意識障害は脳損傷の程度を示す重要な症状であり、意識状態を見極めて、対応することが重要である。※¹
- 頭部を打っていないからといって安心はできない。意識が回復したからといって安心はできない。※²
- 頸髄・頸椎損傷が疑われた場合は動かさないで速やかに救急車を要請する。※³
- 練習、試合への復帰は慎重に。※⁴

※1 まったく応答がないときも、話し方や動作、表情がふだんと違うときも、意識の障害です。意識障害が続く場合はもちろん、意識を一時失うことや、外傷前後の記憶がはっきりしない、頭痛、吐き気、嘔吐、めまい、手足のしびれや力が入らない等の症状があれば、脳神経外科専門医の診察を受ける必要があります。頭の怪我は、時間が経つと症状が変化し、目を離しているうちに重症となることがあります。外傷後、少なくとも24時間は観察し、患者を1人きりにしてはいけません。

※2 脳の損傷は、頭が揺さぶられるだけで発生することがあります。意識が回復した後でも急性硬膜下血腫等の重大な出血が脳に起きている場合があります。

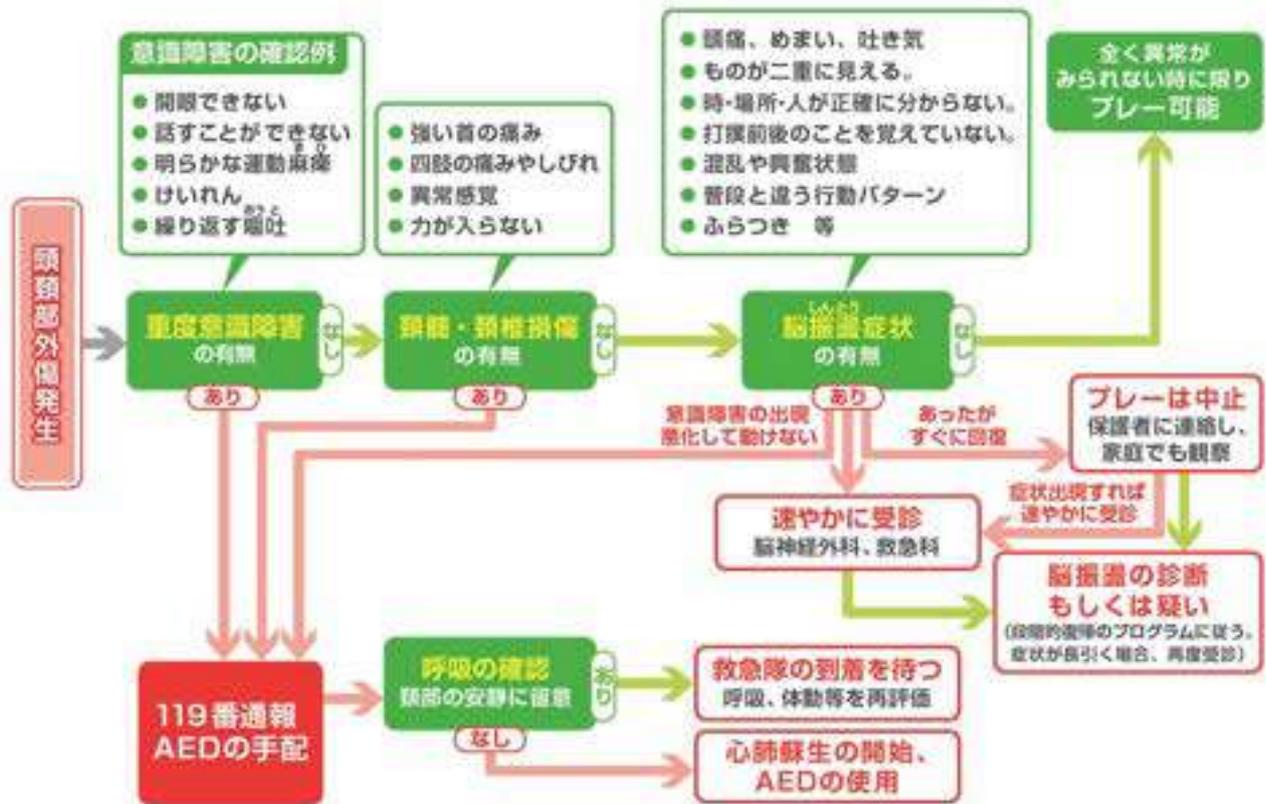
※3 頸部に痛みを訴える、手足の動きが悪い、感覚がない又はしびれる、呼吸がしづらい等の症状がある場合、頸椎や頸髄損傷を起こしている可能性があります。これらの場合、速やかに救急要請をかけます。生命の維持には気道確保が最優先であり、意識がない場合は、まず、そのままの位置で呼吸を確認します。うつ伏せに倒れている場合は、人手が揃うまでそのままの位置で観察します。仰向けの場合は、以下のイラストを参考に、頭側に回り両手で頭部を支えるようにして固定します。



※4 繰り返し頭部に衝撃を受けると、重大な脳損傷が起こることがあります。スポーツへの復帰は慎重にし、段階的競技復帰(G RTP; Graduated Return to Play)のプロトコルに沿って運動を開始します。完全に症状が消失してから24時間経過(ステップ1)したのち、ステップ2の軽い有酸素運動の開始ができます。そこで再発がなければステップ3に進みます。症状が再発した場合は一旦ステップ1に戻り、症状が出現しなかったステップから再開します。このように段階的に運動強度を上げながら、最終的にステップ6まで経たのちに完全な復帰が可能となります。ここでは詳細を解説しきれないため、各競技団体がホームページで公開している情報を御参照ください。また、必要に応じて脳神経外科医の判断を仰ぎましょう。

# 頭頸部外傷への対応

出典：独立行政法人日本スポーツ振興センター、令和2年度スポーツ庁委託事業 学校における体育活動での事故防止対策推進事業「スポーツ事故対応ハンドブック（フローチャート編）」（令和2年12月）



### 3 熱中症の防止対策及び発生時の対応

#### 熱中症事故の防止について(教職員用)

##### 1 こまめに水分を補給しましょう。

暑いと汗をたくさんかきます。水分を補給しないと脱水症状になり、体温調節や運動能力が低下します。一人一人の状態に応じて、こまめに水分を補給することが大切です。計画的に水分補給の時間を確保してください。また、汗をかくと水分と一緒に塩分も失われますので、最初から塩分の入ったスポーツドリンクなどを用意しておく、事故の防止に役立ちます。

##### 2 熱さに慣れる。

体が暑さに慣れていないときには、短時間で軽めの運動から徐々に慣らします。部活動でのランニングやダッシュの繰り返しなども注意が必要です。特に暑くなりたての時期には慎重に行ってください。

##### 3 できるだけ薄着にし、直射日光は帽子で避ける。

衣類は吸湿性や通気性のよいものを選び、屋外の場合には帽子を着用して暑さを防ぎます。特に防具をつけるようなスポーツは、休憩中には防具や衣服を緩め、できるだけ熱を逃がすようにしてください。

##### 4 暑さに弱い人は特に注意する。

我慢強い、弱いではなく、暑さに強い弱いには個人差(その日の状態の違い)があります。特に太っている人、病み上がりの人、睡眠不足の人、下痢をしている人などは、元気そうにしている、配慮をしてください。また、朝食を食べたかどうかの確認をお願いします。

##### 5 環境条件に応じて活動時間を決める。

特に暑い時期には、早朝や夕方に活動時間を変えるなどの調節をお願いします。また、気温がそれほど高くない日でも湿度が高い日には熱中症が起こりやすく、注意が必要です。汗は乾くことで周り(皮膚)の温度を下げますが、湿度が高いといつまでも汗が乾かず、うまく体温を下げることができなくなります。

#### 熱中症の症状

- 大量に汗をかいたのに水だけの補給だと、血液中の塩分濃度が下がり、足、腕、腹部の筋肉に痛みを伴ったけいれんが起きます。(熱けいれん)
- 脱水による症状で、脱力感、倦怠感、めまい、頭痛、吐き気などが見られます。(熱疲労)
- 体温調節が破綻して、高体温になり、いろんな状態(程度)の意識障害が起きます。足がもつれる、ふらつく、転倒する、突然座り込む、立ち上がれない、応答が鈍い、意識が朦朧としている、言動がトンチンカンでうわごとのようなことを言うなど、かなり危険な状態です。(熱射病)

＝ポイント＝

大量に汗をかいているうちはまだよいのですが、汗をかかなくなり、皮膚が赤く乾いてきたときには、すぐにでも命に関わる危険があります。ただちに119番の通報をしてください。

補足：119番通報要領 (参考) 静岡市消防局警防部指令課作成資料から作成

消防指令室応答	通報者
119番消防です。火災ですか救急ですか？	火災(救急)です。
住所は、何区何町ですか？	住所は、葵区千代田3丁目1番1号、静岡市立高等学校です。
状況を訪ねる質問をする場合もある	わかる範囲で事実を答える。(例：出火場所・出火階、けが人の有無等)
通報者の連絡先を訪ねることもある。	学校の電話番号(054-245-0417)

- 携帯電話からの通報の場合、指令員が電話番号を確認するため、自分の電話番号を確認しておく。
- 携帯電話からの通報であることを司令員に伝える。
- 消防からかけ直す場合があるので、しばらくの間、携帯電話の電源を切らずに、出来るだけ電話をしないで待つ。

## 熱中症の応急処置について

### 1 涼しい場所に避難させる。

風通しのよい日陰やクーラーの効いている室内などが適しています。安全性にも配慮をしましょう。

### 2 衣服を脱がせ、体を冷やす。

涼しい場所に移動したら、体から熱を奪うためにうちわや扇風機で風を当てます。風が当たるように皮膚を露出し、あまり汗をかいていないようであれば、皮膚に水をかけて濡らしてから風を当てる必要があります。このとき、氷水をかけるより、ぬるい水をかけてから風をあてる方が効果があり、エタノールなどの気化しやすいもので体を拭く事も、早く皮膚から体温を奪うので効果的です。（皮膚の弱い場合には氷嚢などが準備できれば、首、脇の下、太ももの付け根などにあてます。（血液を冷やす）

### 3 水分、塩分を補給する。

熱中症のときは、発汗によって脱水状態になっているので水分を十分に補います。水ではなく塩分を含んだスポーツドリンクを飲ませるほうが効果的です。患者が飲みたくないといっても、励ましてでも飲ませるべきです。（ただ、反応が鈍くなって自分で飲み込めない患者には、無理に口に入れると誤って肺に入ってしまう可能性があるので危険です。）

### 4 3までの処置をしても回復してこない、などの時

水分が自分で飲めない、反応が鈍い、意識が朦朧としているなど、意識障害のある場合、または意識障害はなくても、3までの処置をしても回復してこない、などの時には、直ちに救急車を要請し、医療機関で処置を受ける必要があります。また、3までの処置で回復したように見えた場合にも、内臓に影響が出ていることがあるので、念のため医療機関を受診しましょう。

=ポイント=

体の冷却は、できるだけ早く行う必要があります。また、意識のある場合、患者の楽な体位をとらせますが、特に立ちくらみがあるような場合は脱水が進んでいるので、ショック体位（仰向けで足を高めた体位）にすると楽になることがあります。

## 事例（本校でH19に実際に起こった事例です）

7月中旬、16:10 1年生男子が部活動のランニング中、フラフラしていたのを顧問が発見し、走るのをやめるよう声をかけたところ倒れこんだ。最初は受け答えもはっきりしていたため、日陰に移動し、スポーツドリンクを飲ませ、服を脱がせて氷嚢で体を冷やしたが、次第に意識が朦朧としてきた為、16:25 救急車を要請した。

養教が連絡を受けて到着した時には、肩を強く叩いて「おい!○○君!」と声をかけるとハッと焦点が合うが、またフワッと意識が遠のく状態であった。皮膚に触った感じは湿っていて、それほど熱さを感じなかった。16:30 救急車到着、総合病院へ搬送され、処置を受けた。（診断名：脱水症状）

この日の天気は曇り一時雨、気温は最高気温が25.8度、平均湿度は87%であった。

症状が出た時間帯は風もあり、極端に暑いとは感じなかったが、湿度が高く、この日は午前中から球技大会でかなり汗をかいていた事が予想できた。

※熱中症は気温や湿度だけでなく、その日の行程や体調など、様々な要因で発症します。ご注意ください。

学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン—サンプル編（文部科学省）

◆ 熱中症の予防措置

(1) 暑さ指数を用いた活動判断

校長は、生徒の熱中症を予防するため、必要に応じて教職員に指示し、暑さ指数（WBGT）を用いた環境条件の評価を行うとともに、下表に基づいて日常生活や運動の実施可否等に関する判断を下す。

暑さ指数 (WBGT)	湿球温度 (注1)	乾球温度 (注1)	注意すべき生活活動の目安 (注2)	日常生活における注意事項 (注2)	熱中症予防運動指針 (注1)
31℃以上	27℃以上	35℃以上	すべての生活活動で起こる危険性	高齢者においては安静状態でも発生する危険性が大きい。外出はなるべく避け、涼しい室内に移動する。	<b>運動は原則中止</b> 特別の場合以外は運動を中止する。特に子供の場合には中止すべき。
28～31℃ (注3)	24～27℃	31～35℃		外出時は炎天下を避け、室内では室温の上昇に注意する。	<b>厳重警戒（激しい運動は中止）</b> 熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。10～20分おきに休憩を取り、水分・塩分の補給を行う。暑さに弱い人 (注4) は運動を軽減又は中止。
25～28℃	21～24℃	28～31℃	中等度以上の生活活動で起こる危険性	運動や激しい作業をする際は、定期的に十分に休憩を取り入れる。	<b>警戒（積極的に休憩）</b> 熱中症の危険が増すので、積極的に休憩を取り、適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では、30分おきくらいに休憩を取る。
21～25℃	18～21℃	24～28℃	強い生活活動で起こる危険性	一般に危険性は少ないが、激しい運動や重労働時には発生する危険性がある。	<b>注意（積極的に水分補給）</b> 熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
21℃以下	18℃以下	24℃以下			<b>ほぼ安全（適宜水分補給）</b> 通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。市民マラソンなどでは、この条件でも熱中症が発生するので注意。

(注1) 公益財団法人日本スポーツ協会「熱中症予防運動指針」より。

同指針補足 *乾球温度（気温）を用いる場合には、湿度に注意する。湿度が高ければ、1ランク厳しい環境条件の運動指針を適用する。

*熱中症の発症リスクは個人差が大きく、運動強度も大きく関係する。運動指針は平均的な目安であり、スポーツ現場では個人差や競技特性に配慮する。

(注2) 日本生気象学会「日常生活における熱中症予防指針 Ver. 3」(2013)より。

(注3) 28～31℃は、28℃以上 31℃未満を示す。以下同様。

(注4) 暑さに弱い人：体力の低い人、肥満の人や暑さに慣れていない人など。

下記ウェブサイトの情報を基に作成

(1) 環境省熱中症予防情報サイト <https://www.wbgt.env.go.jp/wbgt.php>

(2) 公益財団法人日本スポーツ協会「熱中症予防運動指針」

<https://www.japan-sports.or.jp/medicine/heatstroke/tabid922.html>

## (2) 熱中症防止の留意点

校長は各教職員に指示して、以下の留意点を踏まえ、教育課程内外を問わず適切な熱中症の防止措置を取る。

環境の留意点	<ul style="list-style-type: none"><li><input type="checkbox"/> <u>直射日光、風の有無</u>：直射日光の下での活動や風がない状態での活動を避ける。</li><li><input type="checkbox"/> <u>急激な暑さ、高い湿度</u>：梅雨明けなど急に暑くなったときには注意する。</li></ul>
主体別の留意点	<ul style="list-style-type: none"><li><input type="checkbox"/> <u>体力、体格の個人差</u>：肥満傾向の人、体力の低い人には注意する。</li><li><input type="checkbox"/> <u>健康状態、体調、疲労の状態</u>：運動前の体調チェック、運動中の健康観察を行う。</li><li><input type="checkbox"/> <u>暑さへの慣れ</u>：久しぶりに暑い環境で体を動かす際には注意する。</li><li><input type="checkbox"/> <u>衣服の状況等</u>：衣服は軽装で透湿性や通気性のよい素材とし直射日光は帽子で防ぐ。</li></ul>
運動中の留意点	<ul style="list-style-type: none"><li><input type="checkbox"/> <u>運動の強度、内容、継続時間</u>：部活動におけるランニング、ダッシュの繰り返しに注意する。また、プールは暑さを感じにくいですが、実際には発汗しているため気付かないうちに脱水を起こしやすいことなどが、熱中症の原因になることに注意する。</li><li><input type="checkbox"/> <u>水分補給</u>：0.1～0.2%程度の食塩水やスポーツドリンク等をこまめに補給する。</li><li><input type="checkbox"/> <u>休憩の取り方</u>：激しい運動では30分に1回の休憩が望ましい。</li></ul>

## (3) 生徒に対する熱中症に関する指導

校長は、各教職員に指示して、生徒に対し以下の指導を行うことにより熱中症の未然防止に努める。

<ul style="list-style-type: none"><li><input type="checkbox"/> 暑い日には帽子を着用する、薄着になる、運動するときにはこまめに水分を補給し、休憩を取るなど、熱中症防止のための対応をとること。</li><li><input type="checkbox"/> 暑い日の運動前は、自らの体調が確認できるような表を用意する等、生徒の体調管理に努めること。</li><li><input type="checkbox"/> 気分が悪い、頭が痛いなど、体調に異変を感じた場合には、躊躇なく申し出ること。</li></ul>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

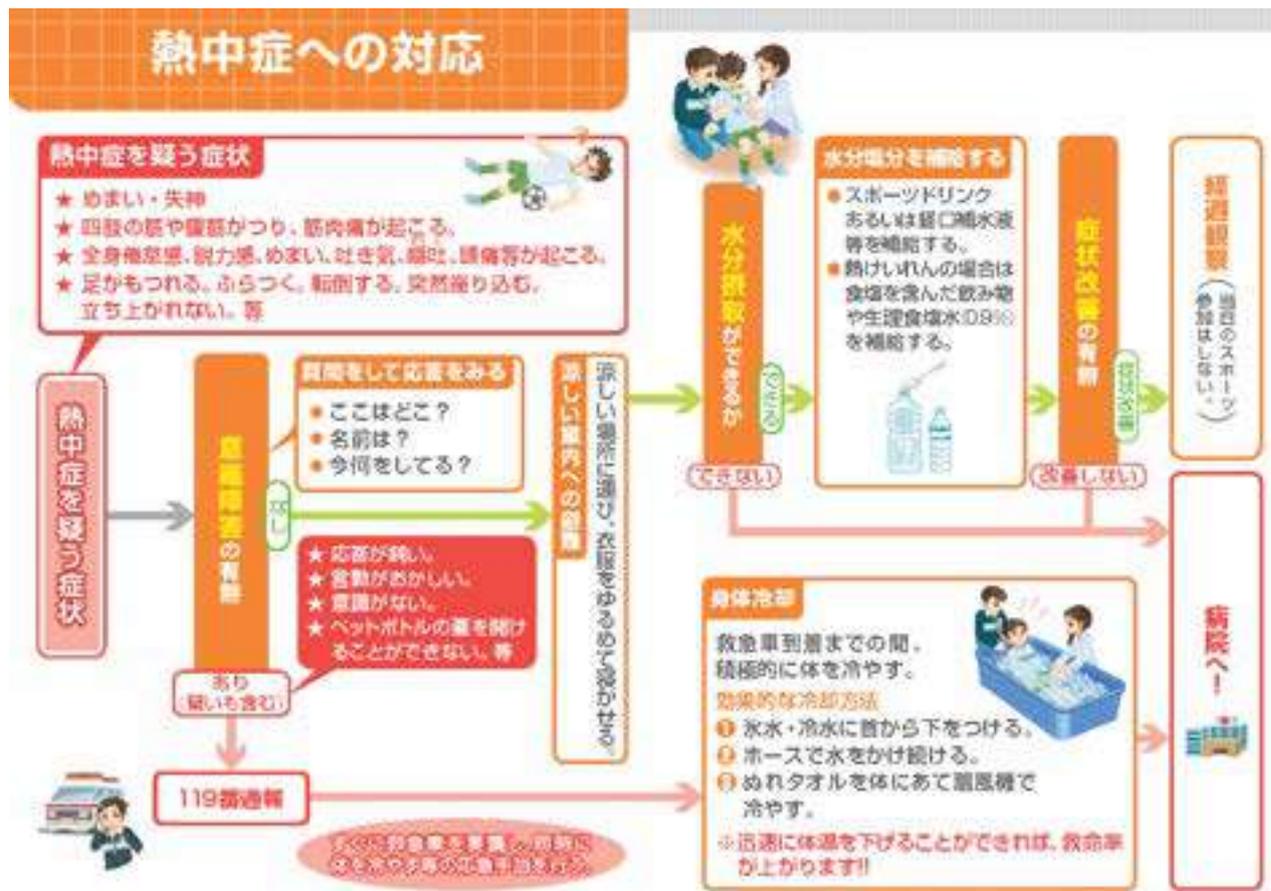
◆ 熱中症発生時の対応

熱中症は、迅速・適切な対応をしなければ、死に直結することもある疾病です。このため、その兆候となる症状が現れた場合には、迅速・的確な対応をとらなければなりません。熱中症が疑われる場合の応急処置などの対応手順については、下図などを参考に、わかりやすいフロー形式で整理して、危機管理マニュアルに記載しておきましょう。その際、以下のような情報も併記しておくこと、より迅速・的確な対応が可能となります。

- 処置に必要な物品（水分補給用の飲料、身体冷却用の冷却剤、氷のう等）の保管場所
- 複数人での対応を想定した役割分担（被災者対応担当、救急車要請、連絡等担当、救急搬送付添者等）
- 対応上の留意点（救急車到着前から身体冷却すること、意識障害がある場合は無理に飲料を飲ませないこと、身体の効果的な冷却方法等）

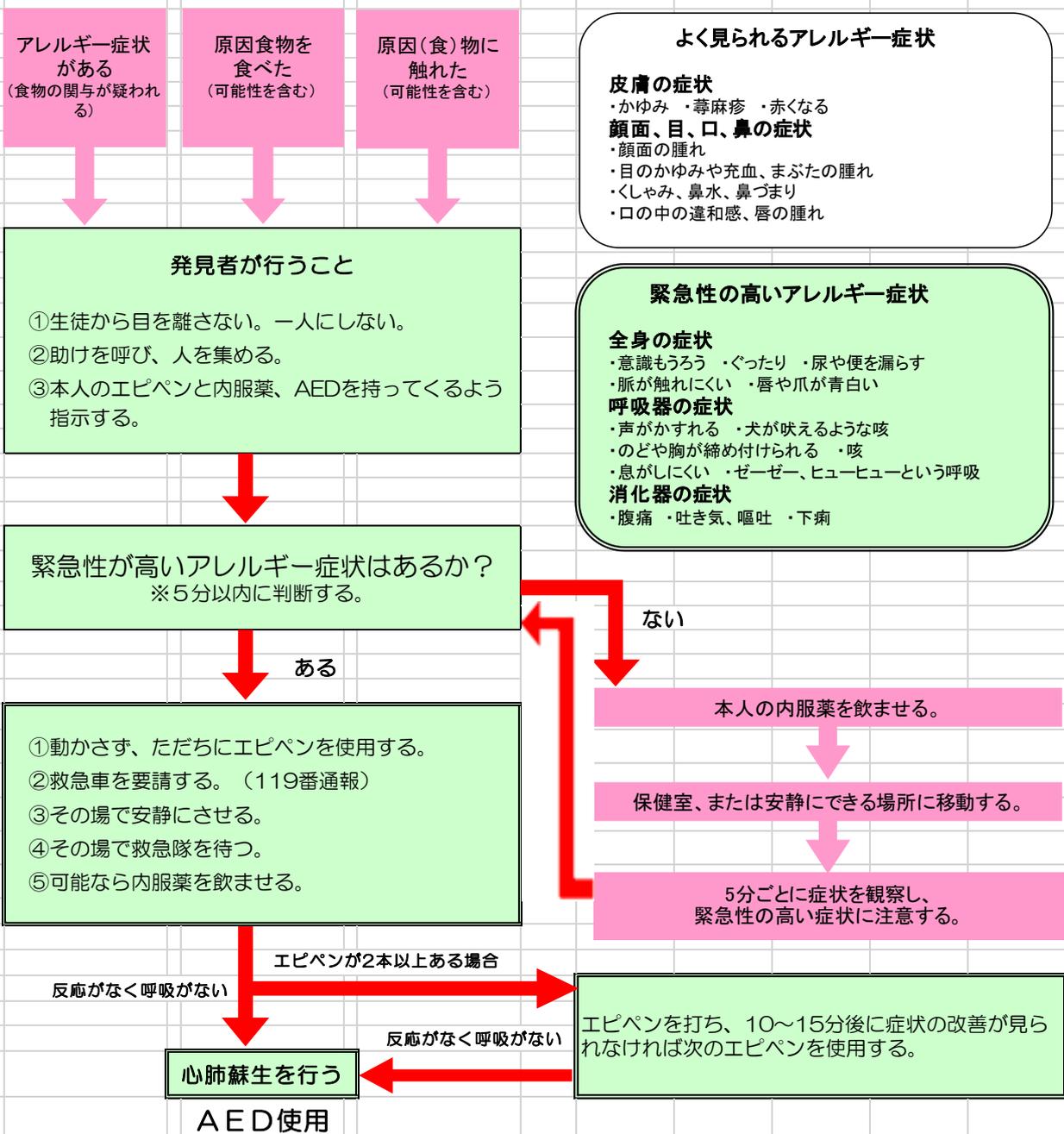
熱中症の応急処置フロー（例）

出典：独立行政法人日本スポーツ振興センター、令和2年度スポーツ庁委託事業 学校における体育活動での事故防止対策推進事業「スポーツ事故対応ハンドブック（フローチャート編）」（令和2年12月）





## アレルギー症状への対応について (特に本人が処方薬を持つ場合)



**よく見られるアレルギー症状**

**皮膚の症状**  
 ・かゆみ ・蕁麻疹 ・赤くなる

**顔面、目、口、鼻の症状**  
 ・顔面の腫れ  
 ・目のかゆみや充血、まぶたの腫れ  
 ・くしゃみ、鼻水、鼻づまり  
 ・口の中の違和感、唇の腫れ

**緊急性の高いアレルギー症状**

**全身の症状**  
 ・意識もうろう ・ぐったり ・尿や便を漏らす  
 ・脈が触れにくい ・唇や爪が青白い

**呼吸器の症状**  
 ・声がかすれる ・犬が吠えるような咳  
 ・のどや胸が締め付けられる ・咳  
 ・息がしにくい ・ゼーゼー、ヒューヒューという呼吸

**消化器の症状**  
 ・腹痛 ・吐き気、嘔吐 ・下痢

落ち着いて119番(火事ですか?救急ですか?と聞かれます。)

- ①救急車をお願いします。
- ②葵区千代田3丁目の静岡市立高校です。目印を聞かれる→唐瀬街道のしずてつストアの前です。
- ③傷病者は、静岡市子 女生徒 3年 17歳です。
- ④午後1時30分ごろ
- ⑤体育でマラソンをしていて、顔面発赤、全身蕁麻疹でぐったりしています。
- ⑥アレルギー疾患があり、エピペンを処方されています。1時40分に打ちました。
- ⑦主治医は〇〇病院です。連絡はしていません。
- ⑧救急車は正門から入ってください。職員が誘導します。
- ⑨私は担任の〇〇です。 学校の電話番号は245-0417です。など、聞かれたことにあわせて答える。

この辺りの段階で救急車は既に出発しています。あとは聞かれた質問に答えればOKです。

◆ 食物アレルギー・アナフィラキシーの未然防止

(1) アレルギー対応委員会の設置と学校全体の組織的な取組

校長を責任者とし、下表の関係者で組織するアレルギー対応委員会を校内に設置する。同委員会では、校内の生徒等のアレルギー疾患に関する情報を把握し、日常の取組と事故予防、緊急時の対応について協議し情報を共有する。取組プランや緊急時のマニュアルを作成する際には、医師が作成した管理指導表に基づき話し合いを進める。

※アレルギー疾患の対応では学校、保護者、医師が連携して取り組むことが重要であり、そのためには管理指導表の活用は不可欠である。

◎対応委員会（例）

委員長	校長	対応の総括責任者
委員	副校長・教頭	校長の補佐、指示伝達、外部対応 ※校長不在時には代行
	教務主任・主幹教諭	教頭・副校長の補佐、校内連絡、指示伝達、外部対応
	養護教諭	実態把握、主治医や学校医と連携、事故防止
	保健主事	教務主任・主幹教諭・養護教諭・栄養教諭等の補佐
	関係学級担任・学年主任	安全な給食運営、保護者連携、事故防止

(2) 食物アレルギー対応に関する教職員の役割分担

日々の取組に関する教職員の役割分担は以下のとおりとする。

校長等	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 校内の食物アレルギー対応のすべての最高責任者であり、県及び市町教育委員会等の方針の主旨を理解し、教職員に指導する。</li> <li>* 食物アレルギー対応委員会を設置する。</li> <li>* 個別面談を実施（マニュアルに定められた者と一緒に行う）する。</li> <li>* 関係教職員と協議し、対応を決定する。</li> </ul>
全教職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 食物アレルギーを有する生徒等の実態や個別の取組プランを情報共有する。</li> <li>* 緊急措置方法等について共通理解を図る。</li> <li>* 学級担任が不在のときサポートに入る教職員は、学級担任同様に食物アレルギーを有する生徒等のアレルギーの内容等を把握し、同等の対応ができるようにする。</li> </ul>
学級担任	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 食物アレルギーを有する生徒等の実態や個別の取組プラン、緊急措置方法等について把握する。</li> <li>* 個別面談をマニュアルに定められた者と一緒に行う。</li> <li>* 給食時間は、決められた確認作業（指さし声出し）を確実にを行い、誤食を予防する。また楽しい給食時間を過ごせるように配慮する。</li> <li>* 食物アレルギーを有する生徒等の給食の喫食や食べ残し状況等を記録し、実態把握に努める。</li> <li>* 給食時間に教室を離れる場合には、事前に他の教職員に十分な引継ぎを行う。</li> <li>* 他の生徒等に対して、食物アレルギーを正しく理解させる。</li> </ul>
養護教諭	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 食物アレルギーを有する生徒等の実態把握や個別の取組プラン、緊急措置方法等（応急処置の方法や連絡際の確認等）を立案する。</li> <li>* 個別面談をマニュアルに定められた者と一緒に行う。</li> <li>* 食物アレルギーを有する生徒等の実態を把握し、全教職員間で連携を図る。</li> <li>* 主治医・学校医・医療機関との連携を図り、応急措置の方法や連絡先を事前に確認する。</li> </ul>

文部科学省「学校給食における食物アレルギー対応指針」（平成27年3月）を基に作成

(3) 食物アレルギー対応実践までのながれ

学校入学を契機として、食物アレルギー対応を下図のとおり進める。基本的には就学時健診や入学説明会等の機会が出発点となるが、在学中に新たに発症する場合や配慮・管理が必要になる場合もあるので、状況に応じて適切に対応する。

実施項目	内容	実施時期
1. アレルギー疾患を有し、配慮・管理の必要な生徒等の把握	(A) 就学時の健康診断及び入学説明会の機会に、アレルギー疾患に対する配慮・管理を要すると思われる場合は申し出るよう促す。 (B) アレルギー疾患の生徒等に対する取組について、相談を受け付ける旨の保護者通知を配付する。	11月～ 3・4月
2. 対象となる生徒等の保護者への管理指導表の配付	○(A)により申し出があった場合には、教育委員会等から保護者に管理指導表を配付し、入学予定校への提出を要請する。保護者からのヒアリングにおいて医師が学校での取組を必要としない場合や家庭での管理を行っていない場合は提出の対象外となる。 ○(B)により相談の申し出があり、学校での配慮・管理を実施する必要があると判断された場合には、学校が保護者に管理指導表を配付し、学校への提出を要請する。	11月～ 3・4月
↓ ↓ ↓ ↓	① 主治医による管理指導表の記載 ② 保護者が入学予定校（在籍校）に管理指導表を提出 ③ 必要に応じて、学校からさらに詳細な資料の提出を依頼 ④ ③の依頼を受けた保護者からの資料の提出	
3. 管理指導表に基づく校内での取組の検討・具体的な準備	○校長、副校長、教頭、学級担任（学年主任）、養護教諭、栄養教諭／学校栄養職員等が管理指導表に基づき、学校としての取組を検討し、「取組プラン（案）」を作成する。 ○養護教諭、栄養教諭／学校栄養職員等が中心となり、取組の実践に向けた準備を行う。 ① 個々の生徒等の病型・症状等に応じた緊急体制の確認（医療機関・保護者との連携） ② アレルギー取組対象生徒等の一覧表の作成（以後、個々の「取組プラン」とともに保管）など	1月～ 3月・4月
4. 保護者との面談	○「取組プラン（案）」について、保護者と協議し「取組プラン」を決定する。	2月～ 3月・4月
5. 校内「アレルギー疾患に対する取組報告会」における教職員の共通理解	教職員全員が個々の生徒等の「取組プラン」の内容を理解する。	2月～ 3月・4月
↓ ↓	「取組プラン」に基づく取組の実施（この間、取組の実践とともに、必要に応じ保護者との意見交換の場を設ける。）	
6. 校内「アレルギー疾患に対する取組報告会」における中間報告	「取組プラン」に基づくこれまでの取組を振り返り、改善すべき点等を検討する。この際必要に応じ、保護者と連絡を取りながら「取組プラン」を修正する。	8月～ 12月
↓	取組の継続実施	
7. 来年度に活用する管理指導表の配付等	配慮・管理を継続する生徒等の保護者に対し、次年度に活用する管理指導表を配付する。	2月～ 3月

公益財団法人日本学校保健会「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン《令和元年度改訂》」p.14を基に作成

(4) 配慮が必要な活動における対応

全教職員は、飲食だけでなく、ごく少量の原因物質を吸い込んだり触れたりすることでもアレルギー症状を起こす生徒等がいることを念頭に「取組プラン」に基づく対応を実施する。特に配慮が必要な活動については以下のとおり。

調理実習	*家庭科の授業で鶏卵、牛乳、小麦などを使った調理実習が行われる際に、それらの食物アレルギーを有する生徒等に対する配慮が必要になる。
卵の殻を使った授業	*卵の殻自体には鶏卵タンパクは含まれておらず、触っても問題ないが、割った直後には生の鶏卵タンパクが付着しており、卵白が付着した殻への接触により、顔面の腫脹など症状を起こす可能性がある。
ソバ打ち・うどん打ち体験授業	*ソバ打ちは、ソバ粉と小麦粉をふるいにかけて練るところから始まる。ふるいにかけておきに、ソバ粉が宙を舞って吸い込んだり、練るときに皮膚に触れたりするため、ソバアレルギーの児童にとっては注意が必要である。 *うどん打ち体験も小麦アレルギー児にとって問題になることがある。
小麦粘土を使った図工授業	*小麦粘土で遊んだり造形をしたりするとき、粘土に含まれる小麦が皮膚に接触することによりアレルギー症状を来す児童がいる。 *小麦アレルギーの生徒等が在籍する場合には、粘土の原料にも留意すること。

(5) 当事者以外の生徒等に対する説明

アレルギー疾患の生徒等への取組を進めるに当たっては、他の生徒等からの理解を得ながら進めていくことが重要である。その際、他の生徒等に対してどのような説明をするかは、他の生徒等の発達段階などを総合的に判断し、当事者である生徒等及び保護者の意向も踏まえて決定する。

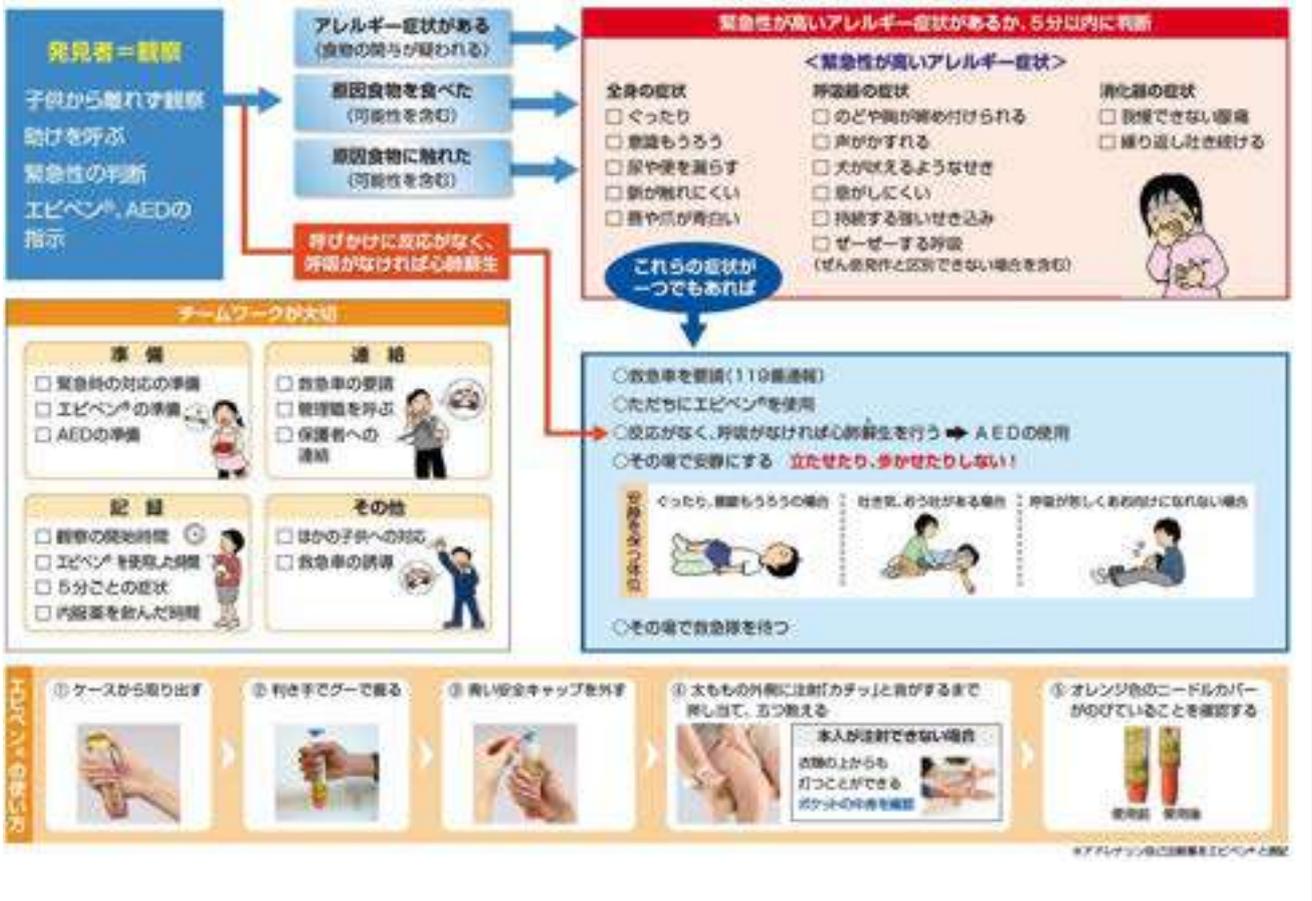
また、学校教育全体を通じて、食物アレルギーを有する者への配慮等を含むアレルギーについての基本的な理解を促す指導を行う。

◆ 食物アレルギー発生時の対応

学校生活の様々な場面で、アレルギー疾患により、緊急の対応を要する症状が現れることがあります。特に、アナフィラキシーは非常に短時間のうちに重篤な状態に至ることがあり、迅速かつ適切な対応が求められます。いざというときに、誰が発見者になった場合でも適切な対応が取れるようにするため、エピペン®の使い方など、日頃から実践的な研修や訓練を実施し、学校全体として取り組む体制を構築する必要があります。あわせて、緊急時の対応をフロー形式で整理し、危機管理マニュアルに記載しましょう。

緊急時の対応フロー

出典：文部科学省・他「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン要約版」（平成27年2月）



## 5章 交通事故対応について

### 1 交通事故発生時の対応

登下校中等で交通事故が発生した場合には、事故直後に学校に第一報が入る可能性があります。場合によっては、被害に遭った生徒等と行動を共にしていた生徒等が、あわてて学校へ駆け込んでくることもあるかもしれません。

このため、交通事故発生時の第一報が入った場合には、その状況を聴き取るとともに、未通報であれば学校から119番・110番通報を行うことも必要です。また、学校設置者等や保護者へ第一報の報告をすることに加えて、事故現場に急行し、負傷者がいる場合にはその対応に当たったり、状況に応じて救急車へ同乗して搬送先に同行したりします。現場周辺に他の生徒等がいる場合には、その安全確保も行うことが必要ですので、事故現場には複数の教職員が向かうことが望まれます。このように様々な対応を並行・手分けして行うことができるよう、必要な事項をわかりやすくフロー図などで整理しておきましょう。

自転車や自動二輪車での通学が認められている学校の場合は、生徒等が交通事故の被害者ではなく加害者になってしまう可能性もあります。そのような場合には、負傷者の救護や警察等への通報など、事故当事者として生徒等が取るべき対応があります。

しかし、発達段階や生徒等の理解不足、事故発生時の精神状態などにより、生徒等が自らの力で適切な対応が取れないこともありますので、事故後に生徒等が取った行動を確認し、対応が不十分な場合には、支援・指導を行うことが必要です。

また、交通安全教室等の機会を利用して、事故発生に取るべき対応や責任について、事前に指導することも必要です。

### 2 自転車通学について

#### (1) 自転車通学許可について

- ・自転車通学を希望するものは、自転車通学許可願、自転車安全運転宣誓書を入学式当日提出し、これをもって自転車通学仮許可とします。
- ・入学式翌日に自転車点検を行い、許可者にはステッカーを貼付し、自転車通学許可とします。(ステッカー代金は学年会計より支出します)
- ・必ず対人・対物の個人賠償責任をカバーする保険に加入してください。(加害者になることもあります。)

#### (2) 自転車点検項目

入学式当日までに各自整備をしておいてください。

- ・ブレーキ ・ライト ・ベル ・鍵 ・ハンドル ・スポーク反射材
- ・両足スタンド ・後方反射板または反射テープ ・自転車用雨合羽 (雨天に限らず)

#### (3) 不許可自転車

次のような自転車は許可しません。

- ・変形ハンドル(グリップが極端に上っているもの等を含む)
- ・サイド(片足)スタンド
- ・ミニサイクル、マウンテンバイク等の特殊な自転車
- ・横カゴ、ハブステップ装着車

(4) 自転車通学の注意事項

- ・自転車は車両である。道路の左側通行を厳守する。
- ・安全運転に留意し余裕を持って登校する。(慣れない4月、5月、慣れてきた9月は特に1年生の自転車事故が多発する時期です。)
- ・雨天時には必ず雨合羽を着用する。
- ・重い荷物は前カゴに入れず、荷台に止める。
- ・ヘッドホン、イヤホン等を装着しての運転はしない。
- ・トラック等の大型車の死角に十分注意し、特にトラックの左後方を走行しない。
- ・校内では自転車は所定の位置に駐輪する。
- ・自転車から離れるときは必ず施錠をする。(ツーロックが望ましい)
- ・自転車の整備点検は定期的に行い、故障箇所は修理する。

(5) その他禁止事項

- ・二人乗り ・並進 ・夜間無灯火 ・信号無視 ・傘さし運転
- ・携帯電話、スマートフォンを使用しながらの運転

※ 道路交通法に違反した場合や無許可自転車を使用した場合など、自転車通学を禁止する場合があります。



自転車通学許可願

令和 年 月 日

藤岡市立高等学校長 様

私は自転車通学を希望し、安全運転講習書を添えて申し込みますので許可願います。

第 1 学年 組 番 生徒氏名

保護者氏名

自転車通学区間調査

1 現住所（又は下宿先住所）

電話

2 自転車通学区間（自転車通学となる区間のみ記入してください。）

(1) 自転車のみ使用者記入欄

○（自宅）～（学校） 距離 _____ km 所要時間 _____ 分

(2) 自転車と公共交通機関等の使用者記入欄

○（自宅）～（ 駅 ） 距離 _____ km 所要時間 _____ 分

○（ 駅 ）～（学校） 距離 _____ km 所要時間 _____ 分

回覧	校長	副校長	教頭	事務長	生徒課長	担当	起案	年	月	日
							(起案日は担当教諭が記入)			

### 交通事故報告書

					令和	年	月	日	届出
(届出日は生徒が記入)									

1	生徒氏名	HRNO		氏名		男	女		
2	事故発生日時	令和 年 月 日 曜日 午前・午後 時 分 頃							
3	発生場所住所(地名)								
4	事故の区別	自損	被害	加害					
5	事故の原因								
6	事故の状況	歩行中 自転車走行中 車に同乗中 その他( )							
		登校中 下校中 帰宅後 休日外出中 部活遠征中							
7	負傷の程度	生徒							
		相手側							
8	相手側情報	氏名		車種など					
		住所							
9	治療状況	病院名							
		診断		治療日数		日			
10	警察への届出	有 無	署	交番	担当者				

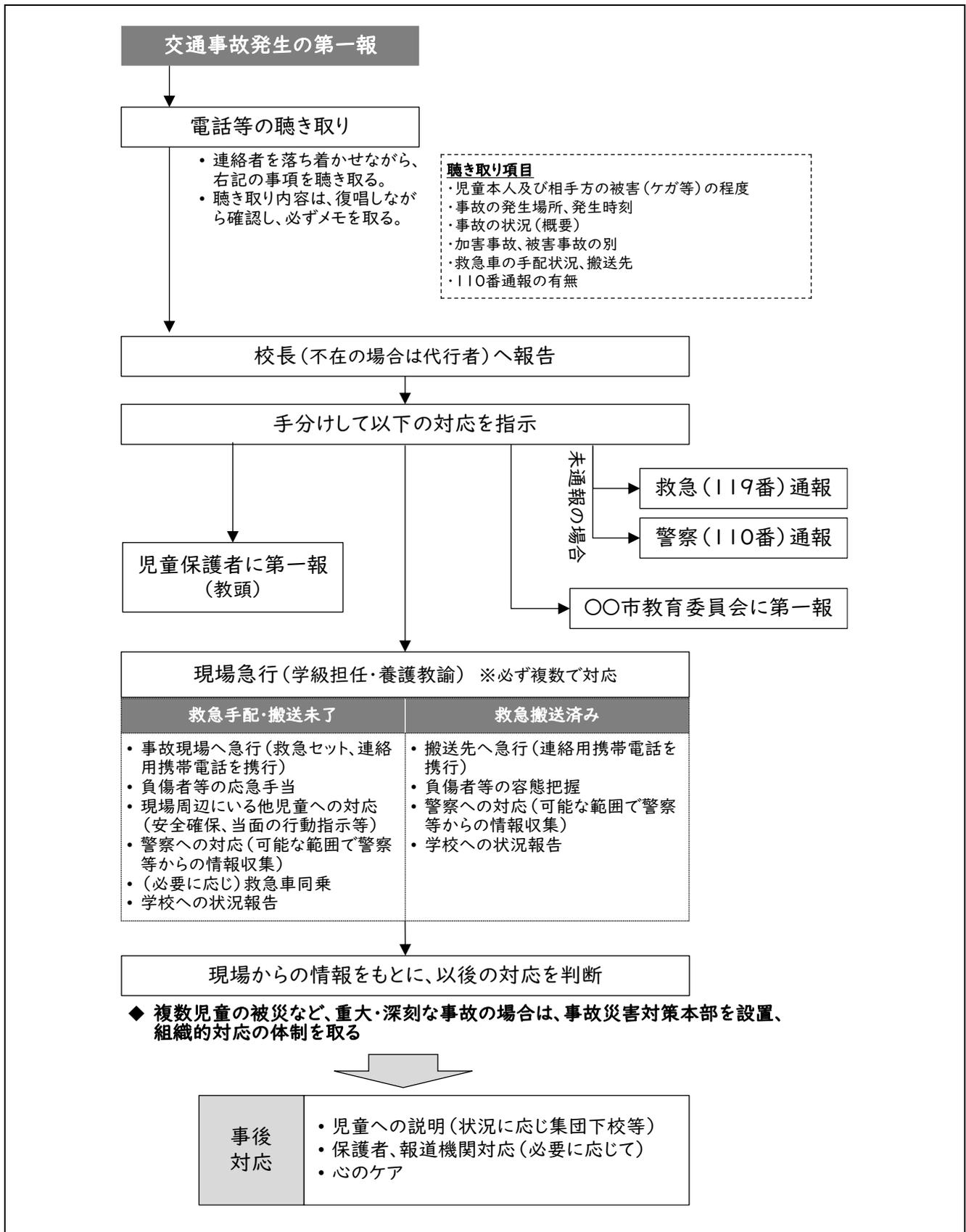
11	事故発生場所地図 (通り名、車や自転車の進行方向など具体的に記入する。)									

12	これからの交通安全への心構え									
----	----------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

保護者サイン		担任名		印
--------	--	-----	--	---

*この用紙は交通事故担当者に提出してください。

◆ 交通事故発生時の対応フロー



## 6章 犯罪被害対応について

### 1 不審者侵入事案の対応

日常の対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防犯カメラ（正面通用門・生徒昇降口・部室棟・体育館裏）による監視。</li> <li>・来校者に向けての「御用の方は事務室へ」の誘導看板を設置。</li> <li>・来校者は事務室で受付（記名・来校者名札携行の依頼）。</li> </ul>
-------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

#### ア 校内に不審者が侵入した場合

不審者か 判別	第一発見者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・来校者名札の有無を確認</li> <li>・凶器や不審物を持っていないか確認</li> <li>・侵入者の様子を観察</li> <li>・一人で対応せず応援を呼ぶ。</li> </ul>
声掛け	対応者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必ず複数対応</li> <li>・距離を取り、背中を向けない。</li> <li>・毅然とした態度で</li> <li>「なにか御用でしょうか?」「どうかされましたか?」</li> <li>「お会いになりたい教員(生徒)は誰ですか?」</li> <li>「申し訳ありません、事務室で受け付けてください。」</li> </ul> <div style="text-align: right;">  <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;">             不審者ではない 事務室受付へ           </div> </div>
退去を求 める	対応者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・退去するように丁寧に説得する。</li> <li>・相手を刺激しない。威嚇しない。</li> <li>「御用がない場合は、校舎内に立ち入らないでください。」</li> </ul>
	他の職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒がいる場所に不審者を向かわせないようにする。</li> <li>・教職員間で不審者の身なり等の情報を共有する。</li> <li>・状況に応じて生徒避難検討・準備</li> </ul> <div style="text-align: right;">  <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;">             退去した             <ul style="list-style-type: none"> <li>● 敷地外まで退去したことを見届ける。</li> <li>● 門扉を閉め、監視の職員を配置し、校内巡視強化</li> <li>● 警察や市教委、近隣学校に連絡</li> </ul> </div> </div>
退去しない場合		
通報	他の職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不審者とみなして 110 番通報する。</li> <li>・警察官を誘導できるよう、案内教員を決める</li> </ul>
生徒避難		<ul style="list-style-type: none"> <li>・放送で避難を伝達する。(放送階を限定するなど、不審者を生徒に向かわせない工夫をする)</li> <li>・不審者に出会わない避難ルートを案内</li> </ul>
別室隔離	対応者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・状況に応じて応接室などへ隔離する。状況に応じて、相手を落ち着かせるために、別室に案内して隔離することを試みる。</li> <li>・その際、生徒の活動場所から離れた個室（応接室等）へ案内する。</li> <li>・案内する際は、不審者の前を歩かない。横や後ろを歩く。</li> <li>・必ず複数の教職員で案内し、不審者と教職員が 1 対 1 にならないようにする。</li> <li>・別室では、奥に不審者を案内し、教職員はいつでも逃げ出せるよう出入口付近に位置する。</li> <li>・出入口の扉は、いつでも教職員が逃げられるよう開放しておく。</li> </ul>
防御		<ul style="list-style-type: none"> <li>・刺股などの長尺もので防御行動をする。</li> <li>・防御行動は最終手段。職員・生徒の安全確保を最優先とする。</li> </ul>
事後対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒の心のケアを行う。</li> <li>・状況に応じて、保護者への説明会等を開く。</li> <li>・市教委への報告（1 時間以内）</li> </ul>	

イ 校外で生徒が不審者被害にあった場合

初動対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第一報を受けたら、現場の状況を確認し、複数の教職員を現場に派遣する。</li> <li>・ためらわず 110 番へ通報する。</li> </ul>
学校近辺で不審者が出没した場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害に会った生徒を校内に保護する。</li> <li>・校内にいる生徒に注意を喚起する。状況に応じて、校内で待機させる。</li> <li>・校門・通用門は一時的に閉鎖し、教職員を正門・通用門に複数配置する。</li> <li>・校内を巡回警備する。</li> <li>・市教委へ第一報を入れる（1 時間以内）。</li> <li>・被害生徒の保護者へ連絡を入れる。</li> </ul>
現場に派遣された教職員の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現場周辺の安全確認（不審者が身柄確保されているかどうか）を行う。</li> <li>・不審者がいると考えられる場合は、一般市民（例：営業中の店舗や、子ども 110 番の家など）に保護を要請する。</li> <li>・定期的に管理職へ報告を入れる。</li> <li>・以下の項目を確認する。</li> </ul> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>不審者が出現した現場の確認項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 不審者に会った生徒の氏名</li> <li>② 通報者の氏名（近くにいた場合）</li> <li>③ 不審者出現場所の情報（住所・目印等）</li> <li>④ 当該生徒の安否・怪我・病気の状況。負傷者がいる場合は応急手当</li> <li>⑤ 110 番・119 番通報が済んでいるか否か。未通報の場合は通報する。</li> <li>⑥ 怪我等をして搬送されている場合は、搬送先の病院の確認</li> <li>⑦ 可能であれば不審者と出会ったときの詳しい状況を確認</li> </ul> </div>
事後対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害生徒からあらためて事情を聞く。</li> <li>・生徒の心のケアを行う。</li> <li>・状況に応じて、保護者への説明会等を開く。</li> </ul>

補足：110 番通報要領（参考）静岡県警察本部 HP から作成

項目	警察が知りたい内容	通報例
何が起こったか (What)	事件・事故の種別・内容は？	不審者が学校に侵入しました。
現状 (How)	被害程度？負傷者は？	被害はありません。負傷者等もいません。
発生場所 (Where)	住所は？目標となる建物は？	住所は、 <b>葵区千代田 3 丁目 1 番 1 号、静岡市立高等学校</b> です。
発生時刻 (When)	何時何分ころ？何分くらい前？	午前 10 時頃、侵入してきました。
犯人の様子 (Who)	現場にいるか？逃げたか？逃走手段（車両ナンバー）は？逃走方向は？犯人の服装や特徴は？	唐瀬街道をバイパス方面へ徒歩で逃げていきました。ねずみ色のシャツに、黒い長ズボン、青い帽子をかぶり、サングラスを掛けていました。
通報者の情報	あなたの住所、氏名、電話番号は？被害者？目撃者？連絡先は？	私は、目撃者の〇〇です。学校の電話番号は <b>054-245-0417</b> です。

- ・落ち着いて、指令センターの問いかけに答える。
- ・受理と同時に関係警察署にも指令が行われており、電話中にもパトカーや警察官が現場に向っている。

◆ 不審者侵入の防止

学校への不審者侵入を防止する上では、①校門、②校門から校舎入口まで、③校舎への入口、という3段階観点を持つことが重要です。このうち、特に「②校門から校舎入口まで」は盲点となりがちですので、注意しましょう。

この3段階のチェック体制を具体化する対策としては、学校内外の施設設備・器具の安全点検と、校門・校舎入口の施錠管理、来訪者等の管理、校内巡回などがあります。これらのうち安全点検については、他の危機事態に関する点検と併せてまとめて記載するとわかりやすいでしょう。

校門等の施錠管理については、時間帯別・利用者別に利用箇所を限定するとともに、校門等の解錠・施錠時刻やその担当者などを定めておき、生徒等や保護者に対し、これをしっかりと周知して遵守を呼び掛けることが大切です。

また、来訪者・保護者について、受付場所を明確化するとともに案内の掲示等を行うことや、名簿や受付票への記載などいわゆる入退管理の手順・方法、さらには来訪者・保護者であることが明確となるよう名札（胸章、保護者カード）などの識別方法も定めておきます。また、教職員は常に「ここは学校であり、自分たちがその管理を担っている」という心構えを持って、校内で部外者を見かけた場合等は躊躇することなく確実に確認・声掛けすることなども、共通認識としておきましょう。

さらに、教職員による校内の定期的な巡視や、教職員・保護者やボランティア等による校外の巡視・巡回など、学校への不審者侵入を防止するための取組についても明記します。学校の状況によっては、警備員による警備や、防犯カメラの設置・運用を行っている例もあるでしょう。そのような場合には、警備員と教職員との役割分担や連携体制、防犯カメラの映像確認手順や役割分担などについても、事前に定めて、危機管理マニュアルに記載しておくことが必要です。

※危機管理マニュアルは、不審者侵入時の対応についても記載されているものであるため、マニュアルそのものの管理に留意することも重要である。

段 階	具体的な方策（例）
① 校門	校門の施錠、利用箇所・利用時間指定、フェンス等の設置 等
② 校門から校舎入口	通行場所の指定、死角の排除 等
③ 校舎への入口	入口の指定・施錠、受付管理 防犯カメラの設置 等

◆ 犯罪被害防止に関する日常管理

(1) 校門及び校舎入口の管理（例）

通常授業日の校門管理は、以下を基本とする。校長は、各学級担任を通じ、これを児童及び保護者に周知するとともに、登下校時間の遵守を児童に徹底させる。

時間	児童・教職員	来校者・保護者
登校時間 〇〇時〇〇分～〇〇分	<input type="checkbox"/> 生徒は校庭門から登校する。 <input type="checkbox"/> 施錠担当教職員が、校庭門を〇時〇〇分に解錠し、〇時〇〇分に施錠する。 <input type="checkbox"/> 生徒は遅刻した場合、正門横の通用口から登校する。	<input type="checkbox"/> 常に正門横の通用口を使って出入りする。
授業中	<input type="checkbox"/> 生徒・教職員ともに正門横の通用口を使って出入りする。	
下校時間 *曜日・学年により時間帯は異なる	<input type="checkbox"/> 施錠担当教職員が、校庭門を下校時間開始時刻に解錠し、下校時間終了時に施錠する。	
下校時間後	<input type="checkbox"/> 正門横の通用口より出入りする。	

(2) 来校者の管理（例）

校長は、全教職員への指示・周知を通じて、下記の来校者対策を徹底し、不審者侵入に万全の対策を取るよう努める。

- 来校者向けに、校庭門及び正門に「来校者の方は正門横通用口から事務室受付へおいでください」の案内を掲示する。
- 来客の予定がある場合は、あらかじめ事務室設置の来校者予定表に記入する。
- 事務室受付にて、一般来校者には来校者受付票、保護者には保護者受付票に記入を求める。
- 一般来校者には来校者胸章を1人1つ配付し、安全ピンかクリップにより胸の位置につけるよう求める。
- 保護者には、年度初めに配付する保護者カードをカードホルダーに入れて持参し、胸の位置につけるか首から下げるよう求める。また、保護者の自家用車による来校は原則禁止とする。
- 教職員は、学校を管理する立場にあるという心構えをもって、来校者とすれ違った際には胸章や保護者カードを確認し、積極的に挨拶・声掛けをするよう心がける。

(3) 巡視・巡回（例）

校内の 巡視	<input type="checkbox"/> 通常授業日は、毎日始業前・授業中・業間の休み時間・昼の休み時間・放課後の計〇回、当日の〇担当教職員が「校内巡視チェックリスト」を用いて巡視を行う。	
校外の 巡視・ 巡回	<input type="checkbox"/> 登下校時の巡視	別に定める「巡視担当表」に基づき、担当教職員が学校周辺の巡視を行う。また、毎月第1〇曜日には、安全点検担当の教職員が通学路の巡視を行う。
	<input type="checkbox"/> 通学路の合同点検	「通学路の安全マップ（防犯、交通、災害）」を基に、PTA・地域関係者・警察と合同で点検を実施する。
	<input type="checkbox"/> 校区内パトロール	PTAの協力を得て、長期休暇中の校区内パトロールを実施する。
	<input type="checkbox"/> 地域見守り	「こども110番の家」「こども110番の店」の住民・店舗の協力を得て、登下校時の児童の見守り活動を実施する。

### ◆ 不審者侵入事案発生時の対応

正当な理由なく校地や校舎に立ち入ったり、立ち入ろうとしたりする人がいた場合には、不審者とみなして生徒等の安全を最優先に対応することが必要です。

危機管理マニュアルには、校地・校舎内で校内関係者以外の人を見かけた場合の対応について、具体的に記載します。不審者かどうかを判断する方法や、不審者であることが判明した場合の初期対応（退去を求める等）、退去要請に応じなかった場合の通報をはじめとする対応手順について、フロー図などの形で整理しておきましょう。

不審者への対応には、下記のような注意点があります。これらについても、フロー中に留意事項として記載するとともに、訓練により教職員全員が身に付け、的確な対応ができるようにしておくことが望まれます。

また、特に不審者が校内に侵入してしまった場合には、不審者本人に気付かれないようにしつつ、校内の他の教職員に情報共有したり、生徒等に対応を指示したりすることも必要となります。そのための手順として、特定の用語を用いた緊急放送の文案等をあらかじめ決めておくことも必要です。

不審者対応の留意事項（例）
<ul style="list-style-type: none"><li><input type="checkbox"/> 原則として一人では対応せず、応援を得て二人以上で対応する。</li><li><input type="checkbox"/> 手を伸ばしても届かないよう、相手との距離を保つ。</li><li><input type="checkbox"/> 相手を刺激せず、落ち着かせるような声掛けを行う。</li><li><input type="checkbox"/> 生徒等から不審者をできるだけ遠ざける。</li><li><input type="checkbox"/> 相手に背を向けない。相手が持っている荷物等から目を離さない。</li><li><input type="checkbox"/> 別室へ案内する場合は、相手を部屋の奥へ案内し、教職員は入口付近に位置して、出入口を開放する（避難経路の確保）。</li><li><input type="checkbox"/> 警報ブザー・ホイッスルの使用、110番通報などをためらわない。</li><li><input type="checkbox"/> 目の前の状況だけで判断しない（すでに校内の別の場所で事件発生の可能性もある）。</li><li><input type="checkbox"/> 防御は、不審者の取り押さえを目的とせず、生徒等に近付けずに、警察の到着を待つ。</li></ul>

## 2 登下校時の不審者事案

学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン—解説編（一部改変）（文部科学省）

### ◆ 登下校時の不審者事案

学校の近隣で事件・不審者が発生したという情報や、登下校中の生徒等に危害が加えられたという情報が寄せられたりした場合には、警察等の関係機関や保護者と連携し、これに適切に対応することが必要です。

不審者等に関する情報は、現在進行中の出来事から数日前の出来事、重大事件から誤報事案まで、様々な情報がありますので、学校は、第一報が入った時点で緊急に対応が必要な事案かどうかを確認し、適切に対応することが必要です。危機管理マニュアルには、そのための判断体制、判断基準について記載しておきます。

犯罪被害の可能性は、いつ、どのような事態が発生するかによっても異なります。不審者が凶器等を持っているかなど、情報を得たタイミングが登校前なのか、在校中なのか、登下校中なのかなど、その状況によって取るべき対応が異なりますので、様々なケースを想定して、具体的な対応を危機管理マニュアルに記載します。その際、例えば学校への爆破予告など脅迫行為については、いたずらや嫌がらせの可能性があったとしても、最悪の事態を想定し、生徒等・教職員の安全を第一に考えて対応するよう定めておきます。

また、こうした対応は、学校単独で行えることには限りがあり、警察などの関係機関や近隣校、保護者・地域との連携が不可欠です。このため、連携の相手先や情報共有・協力依頼する内容などについて、事前に検討し、危機管理マニュアルに記載しておきましょう。

学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン—サンプル編（一部改変）（文部科学省）

### ◆ 近隣で犯罪被害につながる事案が発生した場合の対応

#### （1）第一報による対応の判断

校長は、登下校中の生徒等への危害行為や、学校近隣における不審者の発生など犯罪被害につながる可能性のある事案の発生に関する情報を得た場合、その概要を把握するとともに、緊急対応が必要かどうかを判断する。

※ 緊急対応が必要な事態（例）：以下のような状況が継続している場合

- * 凶器を持った不審者が通学路の近くをうろついている。
- * 登下校中の生徒が不審者に襲われケガをした。
- * 不審者が登下校中の生徒に声を掛け連れ去ろうとした。
- * 登下校中の生徒が金品を奪われた。
- * 校区内や周辺で凶悪な犯罪が発生し、解決（犯人確保）されていない。
- * その他、学校近隣において生徒が犯罪被害を受ける可能性がある。

(2) ケース別の生徒・教職員の対応

校長は、上記により緊急対応が必要と判断した場合、以下の対応を基本として、教職員に必要な対応等を指示する。なお、すべてのケースにおいて、保護者に対し一斉メールを通じて速やかに情報提供・注意喚起・引取り依頼等を行う。また、登下校中の時間帯に発生した場合は、〇〇市防災担当部局に依頼して、防災行政無線を用いた生徒への連絡を行う。

ケース	発生時間帯	生徒	教職員
通学路上で生徒が襲われた ※金品を奪われた、襲われてケガをした等	登下校中	自宅、学校、付近の「こども110番の家」や商店（以下「最寄り避難先」とする）のうち、最も近いところへ避難 学校に残る（又は避難した）生徒は学校待機→保護者引渡し	<ul style="list-style-type: none"> <li>●被災生徒の居場所へ急行（学級担任）</li> <li>●（未通報の場合）110番通報等</li> <li>●通学路の巡回</li> </ul>
校区内に加害行為のおそれが高い不審者等がいる ※校区内で、刃物等の凶器を所持した不審者が発生し、身柄確保ができていない場合等	登校前 在校中 登下校中	自宅待機 学校待機→保護者引渡し 自宅、学校、最寄り避難先のうち最も近いところへ避難 学校に残る（又は避難した）生徒は学校待機→保護者引渡し	<ul style="list-style-type: none"> <li>●学校にて待機・対応</li> <li>●必要に応じて通学路の巡回</li> <li>●教職員の安全確保を優先しつつ、可能な場合は複数体制をとって通学路の巡回</li> </ul>
校区内にその他の不審者等がいる ※校区内で、不審者による声掛け事案等が発生した直後等	登校前 在校中 登下校中	集団登校（又は保護者送迎） 集団下校 自宅・学校のうち近い方へ避難 学校に残る生徒は集団下校	<ul style="list-style-type: none"> <li>●学校にて待機・対応</li> <li>●必要に応じて通学路の巡回</li> <li>●必要に応じて通学路の巡回</li> </ul>

(3) 関係機関等との連携

校長は、学校近隣において生徒の犯罪被害につながる可能性のある事案の発生に関する情報を得た場合、担当教職員に指示して、速やかに関係機関へ連絡し情報共有を図るとともに、必要に応じて学校安全を維持するための協力を依頼する。

◎各関係機関等との連絡・協力依頼（例）

	情報共有・協力依頼（必要に応じて）の内容
〇〇県（市町）教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>*発生事案及び学校の対応状況等に関する報告・支援要請</li> <li>*近隣学校等における類似事案等の情報提供依頼</li> </ul>
警察（〇〇警察署）	<ul style="list-style-type: none"> <li>*地域パトロール等の要請</li> <li>*（未通報の場合）110番通報</li> </ul>
保護者	<ul style="list-style-type: none"> <li>*発生事案及び学校の対応状況等に関する連絡</li> <li>*引渡し等への対応依頼</li> <li>*登下校中の見守り依頼</li> </ul>
地域ボランティア	<ul style="list-style-type: none"> <li>*発生事案及び学校の対応状況等に関する連絡</li> <li>*登下校中の見守り、通学路パトロールの要請</li> </ul>

### 3 学校への犯罪予告への対応

---

对学校テロへの対応（爆破や加害予告等）

ア 爆破や加害予告等の初報を受けた場合

- ・ 加害予告等の情報を受けた教職員は、落ち着いて情報を整理し、管理職等へ報告
- ・ 校内で情報共有
- ・ 教育委員会、警察へ通報し指示や情報を得る。
- ・ 校内および周辺の警備と不審物等の確認
- ・ 生徒への対応協議（休校対応検討）

イ テロによる被害が発生した場合

- ・ 火災・地震発生時、及び不審者進入時の対応に準じる。

学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン—解説編（一部改変）（文部科学省）

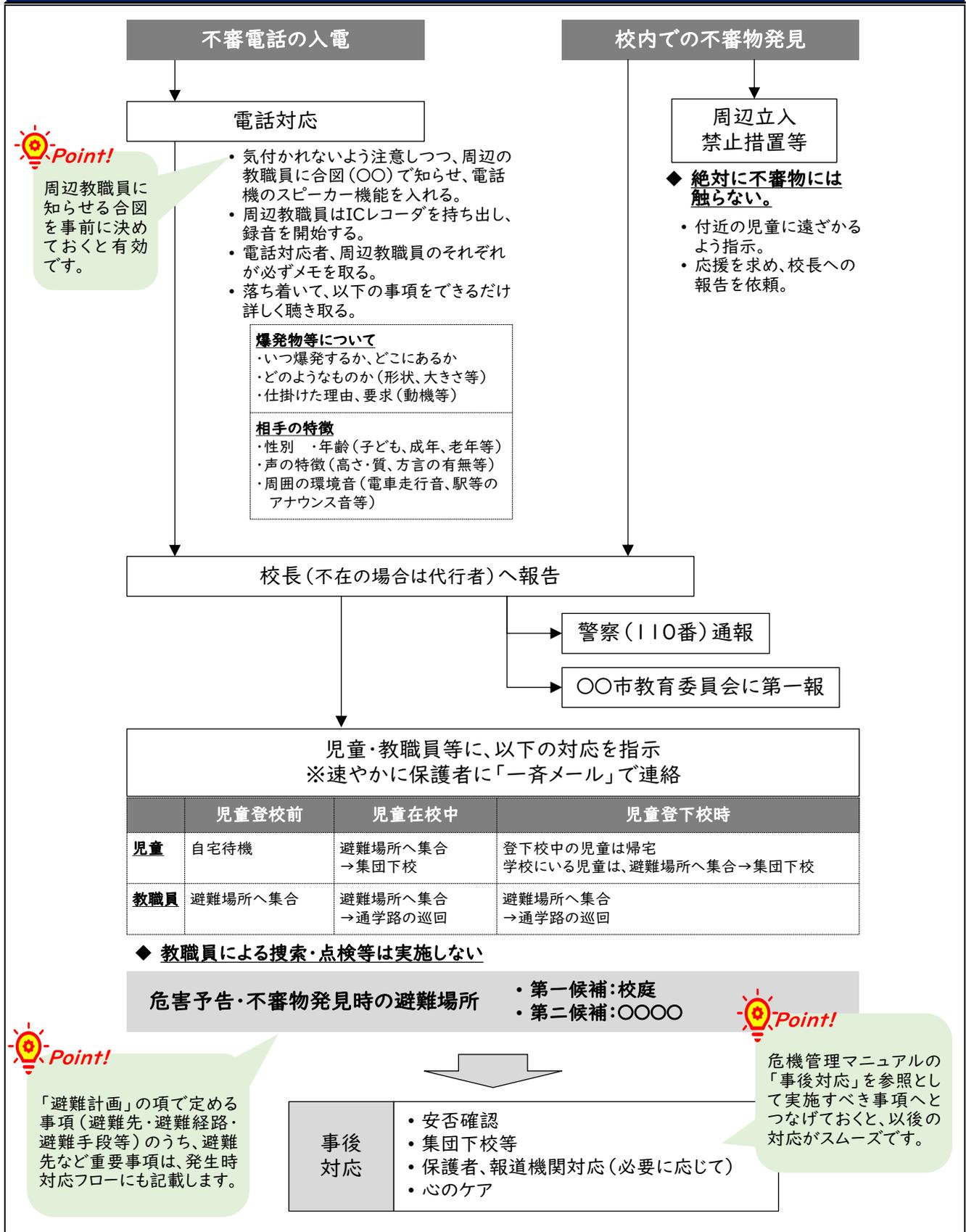
#### ◆ 学校への犯罪予告等への対応

学校に対して爆破予告等の犯罪予告・脅迫が寄せられたり、校内で不審物が発見されたりした場合にも、これに適切に対応し、生徒等に危害が及ぶことを防止する必要があります。犯罪予告等は電話で寄せられる場合も少なくありませんので、不信な電話があった場合の対応や留意点についても、あらかじめ整理してまとめておきましょう。これは、校内で所有者・内容物のわからない不審物が発見された場合の対応についても同様です。生徒等を遠ざけるなど、その場で取りうる安全確保策も事前に検討し、危機管理マニュアルに記載するとともに、教職員全員が身に付けておくようにします。

犯罪予告や不審物発見等を基に緊急対応の要否を判断する際には、たとえいたずらや嫌がらせの可能性が高くとも、最悪の事態を想定して、生徒等・教職員の安全を第一に対応することが必要です。迷わず警察に通報するとともに学校設置者等にも報告することや、情報を得たタイミングに応じて生徒等・教職員へ指示する事項等を、危機管理マニュアルに記載しておきます。また、爆発物等の搜索、不審物対応等は教職員では行わず、警察をはじめとする専門機関に委ねることも、あらかじめ定めておきましょう。

犯罪予告や不審物への対応は、緊急性が高く早急な対応が必要となる場合も少なくありません。危機管理マニュアルには、その対応をわかりやすくフロー図などの形で整理しておくといいでしょう。

◆ 学校に犯罪予告・不審物等があった場合の対応フロー



## 7章 学校再開について

### 1 教育活動の再開に向けた流れ

#### 1 生徒職員の安否確認

平常授業中	安否確認・報告の基本	<ul style="list-style-type: none"> <li>授業集団や部活動等の出欠席者数</li> <li>安否不明者の数</li> <li>負傷者の数とその負傷の度合</li> <li>余裕があれば、施設等の被災状況についても報告</li> <li>第一報は職員室へ報告する。ただし、災害本部が立ち上がった場合は本部機能がある部屋とする。</li> <li>他の職員と連携しながら、生徒の安全確保と報告が両立するよう工夫する。</li> </ul>
	職員室（災害対策本部）	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報班（情報課）が取りまとめる。</li> <li>報告された安否情報は、学年名簿等に記録し、同時に黒板・ホワイトボード等で全職員が確認できるよう工夫する。</li> </ul>
校外活動中		<ul style="list-style-type: none"> <li>引率責任者が安否情報を集約し、学校へ報告する。</li> <li>報告先は、統括管理者（全日制教頭）とする。</li> <li>引率責任者は、電話やメール、SMS等を利用して、学校に生徒の安否を速やかに報告する。</li> <li>引率生徒全員の安否確認が完了していない場合でも、第一報として現況を連絡する。その後も随時報告し、全員の安否確認が完了するまで報告を行う。</li> </ul>
学校閉庁時（夜間・週休日・休日等）	ネット環境が確保できた場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>Classiのアンケート機能を利用して、生徒・職員の安否確認を行う。</li> <li>統括管理者（全日制教頭）は、Classiの一斉配信メールで、生徒・職員の安否報告を要求する。</li> <li>安否確認メールが統括管理者・統括管理者代行から重複して出された場合でも、アンケートの返信は1回で良い。</li> <li>統括管理者は、随時、安否情報をまとめ、メール等を利用して、校長・副校長・定時制教頭・事務長と情報を共有する。ただし、報告者数が1,000人を超えるため、正確な把握は困難と思われる。発災直後は、可能な範囲で情報を共有し、災害応急対応要員の学校集合後に、取りまとめ作業に入る。</li> </ul>
	ネット環境が確保できない場合	<p>※ 電話等が開通するまでは、安否確認は現実としては難しい。（平成23年度 東日本大震災における学校等の対応等に関する調査 報告書 文部科学省）。以下、可能な範囲で実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学校周辺や各避難所に学校として生徒職員の安否情報を求める掲示をするなど、活動を行う。</li> <li>職員で手分けをして、直接家庭訪問や避難所を周り生徒・職員の安否を確認する。</li> </ul>

学校は、地域住民の一時的な避難地や避難所としての役割を担っているが、本来は教育施設であり、基本的には教育活動の場であることに留意しなければならない。したがって、学校の教育活動の早期正常化（学校再開）のため、災害発生後の応急対応と教育活動再開に向けた準備との両立を想定し、対策を立てる必要がある。

◎教育活動の再開に向けて必要な取組

<b>I 教育環境の維持と整備</b>
① 災害対策本部の立ち上げ ② 教育活動再開に必要な教室の確保 ③ 非常持出品、重要書類、鍵の搬出及び管理 ④ 避難所開設及び運営支援 ⑤ 教育活動再開についての検討、決定 ⑥ 遺族対応 ⑦ 報道対応
<b>II 備蓄品の確保及び施設・設備の安全点検</b>
① 災害用機材の準備（発電機、ろ過機 等） ② 飲料水、食料、寝具等の調達、管理 ③ 救援物資の受け取り、仕分け、保管 等 ④ ライフラインの状況確認 ⑤ 破損箇所の修繕の申請、依頼
<b>III 傷病者の対応と生徒の心のケア</b>
① 組織体制、役割分担 ② 生徒の健康チェック ③ 心のケア委員会の設置 ④ 職員研修の実施 ⑤ ストレス反応が出ている生徒への対応
<b>IV 生徒の安否確認と被災状況確認</b>
① 生徒が避難予定の避難所を把握 ② 生徒の状況と健康状態の把握 ③ 安否不明生徒の搜索、救助 ④ 保護者への引渡し
<b>V 教職員の安否確認と被災状況確認</b>
① 教職員が避難予定の避難所を把握 ② 教職員の健康チェック
<b>VI 外部機関との調整</b>
① 教育委員会との連絡、調整 ② 給食再開に向けての準備、献立等の検討 ③ スクールバスの手配

●学校再開に向けた校内組織対応

- 発災直後の応急体制（本マニュアル2章参照）と教育活動の早期正常化（学校再開）を両立できるような流れを意識すること。
- 以下に示した日数は、発生から1か月程度で学校を再開するための目安であり、出来る限り期間を短縮して学校再開を目指すこと。

	～3日程度	～1週間程度	～2週間程度	～1か月程度（学校再開）
災害対策本部・情報連絡班	<input type="checkbox"/> 災害に関する情報収集 <input type="checkbox"/> 通信手段の確保(防災無線等) <input type="checkbox"/> 情報の発信（学校HP、一斉メール等） ・学校の被害情報、休校情報等 <input type="checkbox"/> 市町災害対策本部、教育委員会へ被害状況の報告 <input type="checkbox"/> 生徒及び教職員の被害状況の集約 <input type="checkbox"/> 関係機関との協力体制の確立 <input type="checkbox"/> 危険箇所の集約、応急危険度判定依頼 <input type="checkbox"/> 報道対応 <input type="checkbox"/> 遺族対応 ≪住民等対応≫ <input type="checkbox"/> 避難所運営支援 ・市町職員、自主防災組織との連携	<input type="checkbox"/> 災害に関する情報収集※ <input type="checkbox"/> 情報の発信（学校HP、一斉メール等）※ ・学校の被害情報、休校情報等 <input type="checkbox"/> 教育委員会と復旧方策と再開場所の調整 <input type="checkbox"/> 学校再開日の検討 <input type="checkbox"/> 応急教育、カリキュラムの検討・作成 <input type="checkbox"/> 給食再開の検討 <input type="checkbox"/> スクールバス運行の検討 <input type="checkbox"/> 報道対応※ <input type="checkbox"/> 遺族対応※ <input type="checkbox"/> ボランティアの受け入れ、配置 ≪住民等対応≫ <input type="checkbox"/> 避難所運営支援※ <input type="checkbox"/> 避難所縮小・解消に向けた協議	<input type="checkbox"/> 災害に関する情報収集※ <input type="checkbox"/> 情報の発信（学校HP、一斉メール等）※ ・学校再開関係 <input type="checkbox"/> 学校再開場所、再開日の決定 <input type="checkbox"/> 応急教育計画の作成(教材等の確保・手配) <input type="checkbox"/> 給食再開計画の作成 <input type="checkbox"/> 報道対応※ <input type="checkbox"/> 遺族対応※ ≪住民等対応≫ <input type="checkbox"/> 避難所運営支援※ <input type="checkbox"/> 避難所縮小・解消に向けた協議※	<input type="checkbox"/> 学校再開に関する保護者説明会 <input type="checkbox"/> 教育活動再開の連絡(学校HP、一斉メール、連絡網等) <input type="checkbox"/> 災害対策本部閉鎖 <input type="checkbox"/> 避難所縮小・解消閉鎖 <input type="checkbox"/> 報道対応※ <input type="checkbox"/> 遺族対応※ ≪住民等対応≫ <input type="checkbox"/> 避難所運営支援※ <input type="checkbox"/> 避難所縮小・解消に向けた協議※

避難誘導班・初期消火班	<input type="checkbox"/> 家庭訪問、避難所巡回 ・安否確認、居場所（避難先等）の確認 <input type="checkbox"/> 引渡しが完了していない生徒の避難生活支援 <input type="checkbox"/> 保護者等への引渡し <input type="checkbox"/> 生徒の被災状況の把握	<input type="checkbox"/> 家庭訪問、避難所巡回※ ・健康観察・怪我の有無 ・生徒の心身の状態把握 ・被災状況の把握（家族を含む）	<input type="checkbox"/> 家庭訪問、避難所巡回※ ・生徒の配慮事項の確認 ・生徒の心身の状態把握※	<input type="checkbox"/> 家庭訪問、避難所巡回※ ・生徒の心身の状態把握※
-------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------

搬入搬出班	<input type="checkbox"/> 非常持出品、重要書類等の管理 <input type="checkbox"/> 鍵の管理 <input type="checkbox"/> 必要な学用品、教材の調査 <input type="checkbox"/> 物資（食料、学用品等）の受入、管理	<input type="checkbox"/> 非常持出品、重要書類等の管理※ <input type="checkbox"/> 学用品等の確保 <input type="checkbox"/> 物資（食料、学用品等）の受入、管理※	<input type="checkbox"/> 非常持出品、重要書類等の管理※ <input type="checkbox"/> 学用品等の確保※ <input type="checkbox"/> 物資（食料、学用品等）の受入、管理※	<input type="checkbox"/> 非常持出品、重要書類等の管理※ <input type="checkbox"/> 学用品等の確保※ <input type="checkbox"/> 物資（学用品等）の整備
検査整備班	<input type="checkbox"/> 被害状況、危険箇所の調査(含写真撮影) <input type="checkbox"/> ライフラインの状況確認	<input type="checkbox"/> 被害状況、危険箇所の調査※ <input type="checkbox"/> 学校周辺、通学路の安全点検	<input type="checkbox"/> 被害状況、危険箇所の調査※ <input type="checkbox"/> 学校周辺・通学路の安全点検※ <input type="checkbox"/> 通学路の決定	<input type="checkbox"/> 校舎内外の復旧及び整備（清掃） <input type="checkbox"/> 校舎内外、避難所巡視
安全防護班	<input type="checkbox"/> 校舎内外及び避難所の環境衛生管理等 ・トイレの衛生管理、生ごみ等の片付け <input type="checkbox"/> 校舎内外の復旧及び整備（清掃） ・ガラス等の飛散物撤去、転倒備品の復旧	<input type="checkbox"/> 校舎内外及び避難所の環境衛生管理等※ <input type="checkbox"/> 校舎内外の復旧及び整備（清掃）※ <input type="checkbox"/> ライフラインの復旧状況の確認 <input type="checkbox"/> スクールバス運行ルートの検討	<input type="checkbox"/> 校舎内外及び避難所の環境衛生管理等※ <input type="checkbox"/> 校舎内外の復旧及び整備（清掃）※ <input type="checkbox"/> 給食再開に向けての準備献立等の検討 <input type="checkbox"/> ライフラインの復旧状況の確認※	<input type="checkbox"/> スクールバスの手配・確保 <input type="checkbox"/> 給食再開に向けての準備献立等の検討
応急救護班	<input type="checkbox"/> 負傷者の応急手当（容態に応じて搬送） <input type="checkbox"/> 急病人、体調不良者の対応 <input type="checkbox"/> 学校医、関係医療機関との連携 <input type="checkbox"/> 心のケア班との連携 <input type="checkbox"/> 心のケアに向けての組織体制・役割分担 <input type="checkbox"/> スクールカウンセラー派遣のための調査 <input type="checkbox"/> 生徒及び教職員の健康チェック <input type="checkbox"/> 生徒への対応	<input type="checkbox"/> 教職員の健康状態の確認 <input type="checkbox"/> 急病人、体調不良者の対応※ <input type="checkbox"/> 学校医、関係医療機関との連携※ <input type="checkbox"/> 心のケア班との連携※ <input type="checkbox"/> 生徒及び職員の健康チェック※ <input type="checkbox"/> 生徒への対応※ <input type="checkbox"/> 心のケアに関する資料の作成、配布	<input type="checkbox"/> 教職員の健康状態の確認※ <input type="checkbox"/> 急病人、体調不良者の対応※ <input type="checkbox"/> 学校医、関係医療機関との連携※ <input type="checkbox"/> 心のケア班との連携※ <input type="checkbox"/> 生徒及び職員の健康チェック※ <input type="checkbox"/> 生徒への対応※ <input type="checkbox"/> 職員研修	<input type="checkbox"/> 教職員の健康状態の確認※ <input type="checkbox"/> 水質管理 <input type="checkbox"/> 急病人、体調不良者の対応※ <input type="checkbox"/> 学校医、関係医療機関との連携※ <input type="checkbox"/> 心のケア班との連携※ <input type="checkbox"/> 生徒及び職員の健康チェック※ <input type="checkbox"/> 保健師や心のケアチームの巡回に関する情報収集

## 2 心のケア

### ●生徒のストレス反応

ストレス反応は、いつもと違うショックを受けたときの自然な反応である。しかし、反応の強さや表れ方は人によって異なる。また、年代によっても表れ方が異なる。

「支援者のための災害後の心のケアハンドブック」(静岡大学防災総合センター)

### 年代による違い

年代によってストレス反応の表れ方がちがいます。

#### 乳幼児の特徴

- 一人寝や食事、おまるなど、できていたことができなくなる。
- いろいろなことにおびえる。
- かんしゃくを起こしたり、ぐずったりする。

#### 小学生の特徴

- 親にまわりつくなど子どもがえりが多い。
- 動き回って落ち着きがなくなる。
- 現実でないことを言うことがある。



#### 中・高校生の特徴

- 気分の落ち込みや身体症状が目立つ。
- 友達との付き合いをさける。ときには不登校になる。
- 学校の成績が下がる。
- ときには非行や暴力として表れることもある。

## ストレス反応が強い人の特徴

同じ災害を体験しても、**ストレス反応の表れ方は人それぞれ**です。次の点に当てはまる人はストレス反応が強く表れるとされています。安心できる人に早めに相談しましょう。

- 災害でとても怖いことや大切な人や物をなくす体験をした。
- 長時間、閉じ込められた。家が壊れた。
- もともと怖がりだったり、心配性なところがある。
- 災害の前から人との付き合いに苦労している。
- 家族や周囲の支えが十分でない。
- 災害の前にすごくショックな体験をしている。
- 発達障害など、災害前から支援を必要としている。

### ● 日常生活でのケア

周囲の人が落ち着いた態度で温かく接することで、心の緊張がとけて、安心感や元気が回復する。

「支援者のための災害後の心のケアハンドブック」（静岡大学防災総合センター）

## 日常生活でのケア

側にいる人が日常生活の中でできるケアもあります。

### ● 日々のこまめな声かけと会話

顔を見合わせての挨拶、日常生活のなんでもない会話など普通の生活を送る中で心が落ち着いてきます。



### ● 状態変化の把握

一見、元気に見えても、重い心の傷や喪失感を抱えていることがあります。注意深く生活の様子を見ていきましょう。

### ● 遊びや作業を通じた心のケア

遊び、趣味や共同作業を通じて、「心の絆」を実感し、心の緊張をとくことができます。

## ●心のケアの注意点

家庭と学校で違った反応が表れていることがあるため、スクールカウンセラー（SC）等の専門家や家庭と連携してケアを行う。ケアを行う際は、支援者（＝教職員等）も被災者であることを意識し、休息を取りながら実施する。

「支援者のための災害後の心のケアハンドブック」（静岡大学防災総合センター）

### 日常生活でのケアの留意点

#### 年齢に応じた対応を心がける

- 年齢によりストレス反応が異なる場合があります。人によって、おもてに表れにくいことがあるため、小さな変化に注意して声かけをしてください。
- スキンシップは年齢相応の形にしましょう。

#### 長期的に経過を見ていく

- 遅れてストレス反応が出たり、1年後など節目となるタイミングでストレス反応がぶり返したりすることがあります。
- 数年単位で経過を見ていく視点も必要です。

#### 家庭、専門家、医療機関との連携

- 家庭では、家庭以外の場と違った反応が表れていることがあります。学校や職場と連絡を取り合ってください。
- 気になる症状が1ヵ月以上続いたり、悪化していく場合は専門家や医療機関に相談しましょう。



### 支援者も被災者です

支援者も自分のストレス反応を把握して、長期戦に備えて**積極的な休息**をとりましょう。

- 倒れないことを心掛ける。
- メリハリをつける。休めるときはきちんと休む。
- 疲れは後からやってくる。きちんと寝て、食べる。
- 一人で抱え込まない。上司や同僚と話をする。
- 1日1回はリラックスタイムをとる。（お茶、お風呂、仮眠等）



●生徒の健康チェック

「健康チェックシート」(参考：県立浜松特別支援学校防災マニュアル)

健康チェックシート		年	組	番	男・女	名前
No	健康状態 (健康チェックリスト項目に相当)	／	／	／	／	対応
身体面への現れ	1 食欲がない					・無理をしないで、本人の好むものを摂取する。水分はこまめに摂る。
	2 眠れない					・苦痛を和らげる手当てをしたり、話を聴いたりして安心感を与える。
	3 眠気が強い、うとうとする					・症状が1週間以上続く場合は、医療機関に相談する。
	4 体の痛み(頭痛、腰痛など)					・発災前から服薬している場合は、継続して服薬が必要。薬が切れてあわてることのないように早めの受診を勧める。
	5 吐き気がする					(平常時の症状より悪化する場合がありますので、注意深く観察)
	6 下痢をしている					
	7 皮膚がかゆい					
	8 発作の回数が増える					
	9 体重減少あるいは急激な体重増加					
心理・行動面への現れ	10 家に帰りたくない					・叱咤激励は禁物。気持ちを受け止めることで、素直な気持ちを表せるようにする。
	11 学校に行きたくない					
	12 怖いこと心配事がある					・時間を割いて相手をする、添い寝するなど、安心・安全な生活を続けられるようにする。
	13 落ち着きがない					
	14 ぼんやりすることが多い					・症状が強かったり、長引いたり、ひどくなっていくようであれば、医療機関に相談する。 (急性ストレス障害や外傷後ストレス障害に留意する)
	15 イライラしている					↓ 下記参照
	16 元気がなく、意欲が低下している					最初は症状が目立たなかったり、2、3ヵ月後に現れるケースもある。被災後はなるべく長期にわたり、健康観察を続けていくことが望ましい
	17 ハイテンションである					
	18 あまり話さなくなった					
	19 物音に敏感になる					
	20 人が遠ったように見えることがある					
	21 こだわりが強くなる					
	22 パニックの回数が増える					
	23 薬の服用ができていない					

●急性ストレス障害 (ASD) と外傷後ストレス障害 (PTSD) の健康観察のポイント

持続的な再体験症状	<input type="checkbox"/> 体験した出来事を繰り返し思い出したり、悪夢を見たりする <input type="checkbox"/> 体験した出来事が目の前でおきているかのような生々しい感覚がよみがえる (フラッシュバック) 等
体験を連想されるものからの回避症状	<input type="checkbox"/> 体験した出来事と関係するような話題等を避けようとする <input type="checkbox"/> 体験した出来事を思い出せないなど記憶や意識が障害される <input type="checkbox"/> 人や物事への関心が薄らぎ、周囲と疎遠になる 等
感情や緊張が高まる覚せい亢進症状	<input type="checkbox"/> よく眠れない、イライラする、怒りっぽくなる、落ち着きがない <input type="checkbox"/> 物事に集中できない、極端な警戒心を持つ、些細なことや小さな音で驚く 等

●災害時の心のケアに関する実施事項（例）（参考：県立浜松特別支援学校防災マニュアル）

担当	役割	災害発災前 (危機管理に対する啓発)	災害発生後 (安否確認・健康状態の把握と組織体制の確立)		
			在校避難生活～引渡し	避難生活～学校再開	
心のケア委員会	管理職・その他の職員	<input type="checkbox"/> 心のケアに対する対応の検討、マニュアルの作成 <input type="checkbox"/> 危機管理に対する啓発 ・生徒に対して避難訓練の実施 ・保護者への災害時の学校の対応への理解 ・心のケアへの理解に向けた啓発資料の準備	<input type="checkbox"/> 心のケア委員会の開催 <input type="checkbox"/> 生徒の心身健康状態の把握と情報の共有 <input type="checkbox"/> 心のケアについて対応方針の決定と共通理解 <input type="checkbox"/> 生徒が安心できる生活環境の整備 <input type="checkbox"/> 校舎内の被災状況や衛生状況の確認 <input type="checkbox"/> 心のケアに向けて組織・体制・役割分担確認	<input type="checkbox"/> 心のケア委員会の開催 <input type="checkbox"/> 学校再開後の方針立案 ・活動内容 ・安心できる環境整備 等 <input type="checkbox"/> 地域の関係機関との協力体制の確立 ・県教育委員会 ・医療機関 ・民生委員 ・保健師	
	職員へのケア		<input type="checkbox"/> 教職員被災状況確認	<input type="checkbox"/> 教職員への心のケアの配慮 ・校務分掌の軽減 ・健康相談専門機関の紹介	
	保健主事・養護教諭	職員研修	<input type="checkbox"/> 心のケアに関する研修の実施		<input type="checkbox"/> 学校再開後の心のケアを目的とした生徒の活動の準備
		生徒へのケア	<input type="checkbox"/> 学校医、スクールカウンセラー等との連携体制作り	<input type="checkbox"/> 体調不良、怪我等への対応 <input type="checkbox"/> 生徒の健康チェック担任サポート <input type="checkbox"/> 学校医、スクールカウンセラーとの情報共有	<input type="checkbox"/> 個別のケースについて、担任へのアドバイス <input type="checkbox"/> 学級担任からの情報集約、心のケア委員会への報告
学校医 SC等	専門的対応		<input type="checkbox"/> 学校の被災状況、対応、児童生徒の状況の確認	<input type="checkbox"/> 学校再開に向けて職員へのアドバイス 等	
学級担任	生徒の心のケア	<input type="checkbox"/> 心のケアに関する理解	<input type="checkbox"/> 生徒の健康・行動の観察 <input type="checkbox"/> 生徒の健康管理 <input type="checkbox"/> 養護教諭との連携 <input type="checkbox"/> 安心できる環境づくり	<input type="checkbox"/> 電話連絡・家庭訪問 等 <input type="checkbox"/> 生徒の生活状況の把握 <input type="checkbox"/> 健康状態の把握 〈健康チェックシート〉	

	学校再開から1週間まで	学校再開から1ヶ月まで	再開1ヶ月から6ヶ月まで
	心身の健康状態の把握と支援活動	心身の健康状態と中心的な心のケア	中・長期的な心のケア
状況の把握／判断・方針の指示	<input type="checkbox"/> 生徒の心身の健康状態の把握と支援活動の指示 ・家庭での様子の調査 ・相談希望調査 ・教職員間の情報共有 <input type="checkbox"/> 保護者への啓発活動 ・健康観察 ・啓発資料の配付 <input type="checkbox"/> 心のケアに関する講話 <input type="checkbox"/> 教職員の心のケアに向けた校内組織体制づくり	<input type="checkbox"/> 生徒の心身の健康状態の把握と支援活動の指示 ・心身に支障をきたした生徒への対応 <input type="checkbox"/> 保護者への啓発活動 ・健康観察 ・啓発資料の配付 ・医療機関等との連携 <input type="checkbox"/> 二次的被害防止への対応 <input type="checkbox"/> 学年等で取り組む心のケアの企画	<input type="checkbox"/> 継続的な心身の健康状態の把握と支援活動の指示 ・中長期的な支援計画の作成 ・状況の再確認 <input type="checkbox"/> 保護者懇談会の実施と保護者への支援 <input type="checkbox"/> 市町社会福祉課、相談支援事業所等への協力依頼 <input type="checkbox"/> 学年等で取り組む心のケアの企画
職員へのケア	<input type="checkbox"/> 教職員への心のケアの配慮 ・校務分掌等の軽減 ・健康相談専門機関の紹介	<input type="checkbox"/> 教職員への心のケアの配慮 ・校務分掌等の軽減 ・健康相談専門機関の紹介	<input type="checkbox"/> 教職員への心のケアの配慮 ・校務分掌等の軽減 ・健康相談専門機関の紹介
職員研修	<input type="checkbox"/> 心のケアを目的とした生徒の活動の準備 <input type="checkbox"/> 校内研修の準備	<input type="checkbox"/> 心のケアを目的とした生徒の活動の準備 <input type="checkbox"/> 校内研修の準備	<input type="checkbox"/> 心のケアを目的とした生徒の活動の準備 <input type="checkbox"/> 校内研修の準備
生徒へのケア	<input type="checkbox"/> 心身の健康状態の把握 ・健康観察の強化 ・個別面談希望調査 <input type="checkbox"/> 保健だより等の開発資料 <input type="checkbox"/> 学校医専門機関との連携	<input type="checkbox"/> 心身の健康状態の把握 ・生徒への質問紙調査 ・個別面談希望調査 <input type="checkbox"/> 保健だより等の開発資料 <input type="checkbox"/> 学校医専門機関との連携	<input type="checkbox"/> 心身の健康状態の把握 ・個別面談希望調査 <input type="checkbox"/> 心のケアの継続支援 <input type="checkbox"/> 保健だより等の開発資料 <input type="checkbox"/> 学校医専門機関との連携
専門的対応	<input type="checkbox"/> 職員へのアドバイス 等 <input type="checkbox"/> 生徒や保護者との個別面談 <input type="checkbox"/> 必要に応じて専門機関への紹介	<input type="checkbox"/> 職員へのアドバイス 等 <input type="checkbox"/> 生徒や保護者との個別面談 <input type="checkbox"/> 必要に応じて専門機関への紹介	<input type="checkbox"/> 職員へのアドバイス 等 <input type="checkbox"/> 生徒や保護者との個別面談 <input type="checkbox"/> 必要に応じて専門機関への紹介
生徒の心のケア	<input type="checkbox"/> 心身の健康状態の把握 ・健康観察の強化 ・個別面談希望調査 <input type="checkbox"/> 保護者との連携 <input type="checkbox"/> 教職員間の情報共有	<input type="checkbox"/> 心身の健康状態の把握 ・健康観察の強化 ・個別面談希望調査 ・子どもへの質問紙調査 <input type="checkbox"/> 保護者との連携 <input type="checkbox"/> 教職員間の情報共有	<input type="checkbox"/> 心身の健康状態の把握 ・健康観察の強化 ・個別面談希望調査 <input type="checkbox"/> 保護者との連携 <input type="checkbox"/> 教職員間の情報共有 <input type="checkbox"/> 心のケアを図る学級経営

< 県教育委員会が作成した防災関係マニュアル（平成24年度以降） >

年度	名称	内容等
H24	学校の地震防災対策マニュアル（改訂版）	平成21年1月に改訂した「学校の地震防災対策マニュアル」及び東日本大震災後の4月に暫定版として作成した「学校の津波対策マニュアル（暫定版）」を踏まえ特に教職員の研修を含めた平常時の対応（地震等防災体制の整備）及び幼稚園、特別支援学校における留意点を示した。 なお、関係学校に示した現行の「学校の原子力防災対策マニュアル」（平成22年10月）を参考として記載し、基本的な対策等について事前に理解しておく内容を示した。
H24	静岡県防災教育基本方針（平成25年2月改訂）	平成14年2月に作成した「静岡県防災教育基本方針」を、東日本大震災の教訓及び南海トラフ巨大地震の想定を踏まえ、生涯学習の視点に立って本県の防災教育の充実を図り、県民一人ひとりの防災対応能力の向上に資するため改訂した。 この基本方針では学校教育段階では新学習指導要領に準じて、各教科及び道徳、特別活動等について防災教育の指導の機会を示し、生徒等の発達段階に応じて、家庭や地域社会との連携協力を図りながら、総合的かつ体系的に防災教育を推進するための内容とした。
H25	富士山及び伊豆東部火山群の火山防災対策マニュアル（暫定版）	静岡県における火山防災対策は、関係市町が地域の実状を考慮し、対策を講じていくこととなるが、現時点で各市町が作成している火山防災マップや広報用リーフレット等を基に、対策を講じる必要のある学校においては本マニュアルを参考として、火山防災教育及び火山防災対策の推進を図る。
H28	学校の防災対策マニュアル	平成24年に策定した「学校の地震防災対策マニュアル」及び平成25年に策定した「富士山及び伊豆東部火山群の火山防災対策マニュアル」の内容を踏まえ、平常時の防災管理、防災教育の内容及び自然災害発生時の学校対応について留意点を示した。
R1	静岡県学校安全教育目標 命を守る力を育てる ～学校安全計画推進のために～	平成25年に改訂された「静岡県防災教育基本方針」を、災害安全（防災教育）だけでなく、生活安全、交通安全を含む、いわゆる学校安全3領域の視点から、各教科及び道徳、特別活動等について防災教育を含む学校安全教育として、生徒等の発達段階に応じて、家庭や地域社会との連携協力を図りながら、総合的かつ体系的に安全教育を推進するための内容とした。
R1	静岡県危機管理マニュアル 作成の手引き（災害安全）	平成28年に策定した「学校の防災対策マニュアル」の内容、近年発生した自然災害の課題点を踏まえ、平常時の防災管理、防災教育の内容及び自然災害発生時の学校対応について留意点を示した。また、各学校への活用促進を目的に、各学校の危機管理マニュアル作成の一助となるよう手引き形式で内容を再編集した。

<参考文献（リーフレット等を含む・順不同）>

- ・学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き（文部科学省）
- ・学校の危機管理マニュアル作成の手引（文部科学省）
- ・子どもの心のケアのために―災害や事件・事故発生時を中心に―（文部科学省）
- ・緊急地震速報―地震による強い揺れを事前にお知らせ―（気象庁）
- ・津波防災（気象庁）
- ・津波から命を守るために（気象庁）
- ・命を守るために知ってほしい特別警報（気象庁）
- ・雨と風（気象庁）
- ・噴火警報と噴火警戒レベル（気象庁）
- ・学校再開ハンドブック（宮城県教育委員会）
- ・EARTHハンドブック（兵庫県教育委員会）
- ・支援者のための災害後の心のケアハンドブック（静岡大学防災総合センター）
- ・静岡県地域防災計画（静岡県危機管理部）
- ・静岡県第4次地震被害想定（静岡県危機管理部）
- ・避難生活の手引き（静岡県危機管理部）
- ・地震防災ガイドブック（静岡県危機管理部）
- ・浜岡地域原子力災害広域避難計画（静岡県危機管理部）
- ・原子力防災のしおり 平成29年3月（静岡県危機管理部）
- ・富士山火山避難基本計画（富士山火山防災対策協議会）
- ・伊豆東部火山群の伊東市避難計画（静岡県伊東市・伊豆東部火山群防災協議会）
- ・はまとくの防災マニュアル（静岡県立浜松特別支援学校）
- ・教職員のための危機対応BOOK（静岡県教育委員会）
- ・危機管理マニュアル作成の手引（静岡県教育委員会）
- ・南海トラフ地震―その時の備え― 令和元年6月（気象庁）
- ・防災気象情報と警戒レベルについて 令和元年6月（気象庁）
- ・学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン（文部科学省）
- ・

<参考ウェブサイト>

- ・文部科学省ホームページ（<http://www.mext.go.jp>）
- ・内閣官房国民保護ポータルサイト（<http://www.kokuminhogo.go.jp>）
- ・総務省消防庁ホームページ（<http://www.fdma.go.jp>）
- ・気象庁ホームページ（<http://www.jma.go.jp/>）